

# 平成27年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第1号）

平成27年6月15日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 平成26年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報第 2号 平成26年度上牧町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 議第 1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について
- 第 6 議第 2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について
- 第 7 議第 3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第10 議第 6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第11 議第 7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第12 議第 8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第13 議第 9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第16 議員提出議案第2号 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 第17 意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）
- 第18 意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）
- 第19 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

第1から第19まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	爲本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
まちづくり推進課長	杉浦俊行	教育総務課長	中川恵友

---

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長	脇屋良雄	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成27年第2回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

どうか、議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者のあいさつをお願いします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして簡単に説明させていただきます。

報第1号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

報第2号につきましては、介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定につきましては、まちづくり基本条例第18条に規定する本庁における、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを具体化するための基本計画を策定するにあたり、学識経験者や町民の参画を得て審議会を設置するものでございます。

議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定につきましては、まち、ひと、しごと、創生法第4条及び同法第10条の規定に基づき国より策定された、まち、ひと、しごと創生長期ビジョン及びまち、ひと、しごと創生総合戦略により本庁における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョン及び当該ビジョンを踏まえた、今後5ヶ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた上牧町まち、ひと、しごと創生総合戦略の策定にあたり学識経験者や町民の参画を得て審議会を設置するものがございます。

議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正によるものがございます。

議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、管理職員が災害等への対処のため勤務した場合における管理職員特別勤務手当の支給に関する一部改正でございます。

議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、4億2,281万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ81億1,465万7,000円とさせていただいております。主な内容につきましては、総務費といたしまして上牧町総合計画審議会委員報酬・地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会委員報酬として76万円、臨時福祉給付金子育て世帯臨時特例給付金事業として4,888万9,000円、次に、衛生費では平成28年4月1日からごみの焼却は行わないこととし、民間委託に移行するためのごみ中継施設建設事業として3億円を計上させていただいております。次に、土木費では不法投棄撤去業務委託料として、1,888万3,000円を計上させていただいております。次に、教育費では学校給食地産地消促進事業費として65万7,000円を計上させていただいております。次に、特別会計繰出金では低所得者保険料軽減負担として介護保険特別会計への繰出金403万円を計上しており、それらにかかる歳入の財源として、基金繰入金で調整をし1億1,124万6,000円の増額を計上しております。

議第6号、議第7号につきましては平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）、水道事業会計補正予算（第1回）についてでございます。

議第8号につきましては上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものがございます。

議第9号につきましては、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものがございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議いただき、承認、議決賜りますよう、お願いを申し上げまして招集のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会を、6月11日午前10時より全委員出席のもと、議会運営委員会を開会いたしました。はじめ議案の振分けについて審議いたしました結果、報第1号 平成26年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第2号 平成26年度上牧町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、標準町村議会会議規則の改正について、標準町村議会傍聴規則の改正について、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙については、本日の会議で審議、選挙すると決しました。委員会付託につきましては、総務建設委員会に議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について、議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について、議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、議第8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）を総務建設委員会に付託し、文教厚生委員会に議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）を付託することと決しました。

会期につきましては、本日6月15日から6月24日までの10日間とし、日程については以下のとおり6月15日本会議、6月16日総務建設委員会、6月17日文教厚生委員会、6月18・19・20・21を休会とし、6月22日一般質問、堀内議員、遠山議員、牧浦議員、辻議員、服部議員の5名、6月23日一般質問、石丸議員、富木議員、康村議員、長岡議員、東議員の5名が行います。

6月24日本会議という日程で、全議員異議なく決しました。またすべての会議を午前10時開会と決しました。

一般質問につきましては、従来通り理事者側の答弁も含めひとり1時間以内とすることに全議員意義なく決しました。次に、その他事項で康村委員より新しい議員の方々は、それぞれ仕事をもっているため会議の通告は、従来から1週間前と決まられているが仕事との日程調整をスムーズにするため、できれば2週間前にしてもらえないかという意見が出された。理事者側の意見も聞き、議論の結果、原則として従来通り通告は1週間前とし、会議内容について配慮できる内容の案件については配慮するとの結論で了承されました。

堀内委員から議員の会議欠席について意見が出され、議員から欠席が認められる範囲は、入院と二親等までの不幸ごとにしてはどうかという意見がだされたが、議論の結果、議長が欠席を認められるのが診断書を提出しての病気欠席と、不幸ごとに限り認められると決しました。また、非常勤であるが上牧町の就労規則を参考に事務局と議長で調査研究することが了承されました。

辻委員から議員が自治会会長に就任するのは、議員は全体の奉仕者である、自治会の会長となればその地域を代表する地域の奉仕者となり矛盾が生じるのではないかと。よって議員は自治会会長に就任することについては、自粛するべきであるとの意見がだされた。地域住民の高齢化という事情もあり自治会長になりてがないという現実もあるという意見や、議会の申し合わせ事項として自治会長を自粛することになっている等々の議論が交わされたが、今結論を出さずに今後時間をかけて調査研究を行い、議員全員で時間をかけて結論を出すことで全委員了承されました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。



## ◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、長岡議員、4番、牧浦議員を指名いたします。



#### ◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの10日間と決定いたしました。



#### ◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 平成26年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第1号 平成26年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

平成27年6月15日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、報告内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 報第1号 平成26年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成26年度上牧町一般会計補正予算（第5回）で計上いたしました第2表繰越明許費の各事業につきましては、繰越計算書を作成いたしましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおりご報告させていただくものでございます。

繰越事業といたしましては、総務費の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定支援調査業務をはじめとする12件で繰越明許費といたしましては、総額1億6,247万7,000円となっております。

以上、報第1号の報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） おはようございます。10番、石丸典子です。

平成26年度事業の繰越分ですけれども、土木費においては約4,000万円が繰越事業となっております。それぞれの事業についての進捗状況のご説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長

○都市環境部長（下間常嗣） それでは、土木費の繰越明許費の進捗状況についてご説明申し上げます。まず、項2. 道路橋梁費のバス停整備事業についてでございますが、これにつきましては現在、高田土木事務所に道路占用願を提出しておりまして、これについての許可待ちでございます。その許可が終わりましたのちに工事に着手し、平成27年度中に完成を予定するものでございます。

次に項3. 都市計画費の服部台明星線道路改良工事についてでございますが、これにつきましては現在、土工事がおえましてあと道路行動物の整備を行って行き平成27年度中に完成する予定でございます。

続きまして、同じく都市計画費の小規模住宅地区道路改良事業でございますがそれにつき



ましては、現在すでに完了しております。以上でございます。

○10番(石丸典子) 今、ご説明いただきましたなかで、服部台明星線道路改良事業につきましては、平成27年度予算の補正ということで今回補正予算が上がっておりますけれども、この資料を見せて頂きますと、一部にガレキが出てきたということですが、この繰越事業のところには影響はないのでしょうか。資料では、補正予算の歳出No.3で繰越事業の見込み額と27年度当初予算額と今回の補正分800万と表にしてあげておられるんですが、今の説明では繰越事業については平成27年度中に完了というこでしたけれども、3月議会では、この繰越分については6月末に完了するだろうというご説明をいただいていたのですが、このガレキが出たということは繰越事業のところでは影響していないのでしょうか。

○議長(吉中隆昭) 都市環境部長。

○都市環境部長(下間常嗣) 今ご質問のガレキについて、平成27年度事業に影響あるのかというところでございますが、これにつきましては、影響はございません。

○議長(吉中隆昭) 石丸議員。

○10番(石丸典子) もう一つ、繰越明許費の計算書の財源内訳のところ、ちょっと確認していきたくはありますが、国庫の支出金と一般財源の内訳ですが、今回の出ている資料とは、少し財源内訳が変わってきてるんですけども、この説明をお願い出来ますか。出No.3のところでは、国庫の単独のところが減っている形で資料が出ているんですけども。

○議長(吉中隆昭) 都市環境部長。

○都市環境部長(下間常嗣) 今ご質問の部分は、服部台明星線No.3の部分でございますね。

○議長(吉中隆昭) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(杉浦俊行) 今回、補正予算のほうで、資料のNo.3のほうで明記させていただいております資料の報告なんですけども、一応、補助対象事業費として計上させていただいております。そのうちの今回は、県支出金はこの補助事業対象事業費の60%が今回、県支出金として計上させていただいております。

○議長(吉中隆昭) 石丸議員。

○10番(石丸典子) そうしましたら、この繰越計算書の数値ではなく、今回出されました補正予算資料の内訳となるということなんです。

○議長(吉中隆昭) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(杉浦俊行) そのとおりでございます。

○議長(吉中隆昭) 今中町長。

○町長（今中富夫） 暫時休憩をお願いします。



○議長（吉中隆昭） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ただいまのご質問でございますけども、資料に出ております部分については、補助対象の事業費でございます。それと繰越計算書、これにしております数値につきましては、補助事業の60%をかけた部分に記載している、というところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） その事業費は一緒ですね。内訳がかわってくる。繰越明許のほうは60%で計算されているということで、今回の補正予算の資料のところでは全額補助が出ると、これはどうして同一にならないんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 補助対象事業につきましては、1,664万3,000円これが補助対象事業費となるわけでございますが、補助費の計算といたしましては1,664万3,000円、この部分を補助金の算入できる部分といたしまして、これかける60%で国庫支出金のところに計上させていただいたところでございます。繰越計算書の数値については、これで確定しているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番(石丸典子) 繰越計算書でいきますと、一般財源が多くなるということなんですが、この形で決算も行われるということなんですね。今回出されている資料については、補助対象事業ということで金額が上がっているけれども予算の執行上は、これに関係ないという理解でよろしいですか。

○議長(吉中隆昭) 総務部長。

○総務部長(西山義憲) 今、申されたとおりでございまして、資料につきましては、事業として補助対象部分というものを計算しております。ただ、いま石丸議員がおっしゃいましたように事業の財源といたしましては、補助対象事業ではなしに補助対象分というかたちでは先程申しましたように1,664万3,000円、この部分がかかる60%補助金というかたちでしております。大変資料の方につきましては、補助対象事業とそれから補助金の頂く部分この辺もう少し精査して、両方同じ数字になったらよかったわけですが、資料については補助対象事業費を掲載させて頂きまして、繰越計算書につきましては実際の補助金その部分を掲載させていただきました。というところでございます。大変申し訳ございません。

○議長(吉中隆昭) 石丸議員

○10番(石丸典子) 今後につきましては、誤解のないような解りやすい資料でお願いいたします。要は、今回資料でだされている事業費の補助対象事業の補助割合が60%ですということで、出来れば数字を合わせたかたちでわかりやすい資料で提出していただくよう要望いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉中隆昭) 都市環境部長。

○都市環境部長(下間常嗣) 今後、そのようにいたしたいと思えます。

○議長(吉中隆昭) ほかにございませんか。

○議長(吉中隆昭) 東議員。

○11番(東充洋) 今の話の続きなんですけれども、石丸議員は納得されたようでございますが、私はちょっと納得できませんね。なぜ予算特別委員会だとか毎議会審議してきているんです、我々は遊んでるんじゃないんですよね。数字で。資料とそれから実際の繰越明許費計算書と数字合わないことということ自体がおかしい。それは理事者側の方はそれなりの計算をしたと言うかもわかりませんが、我々は何の材料も持たずして皆さんから出された数字を鵜呑みにしてずっと審議しているという、そういう状況であるということだけのご理解いただいていますよね。ということは、どうしてこれだけの時間をかけて審議してきたものがこういう繰越しましたよ、いう状況のもとで数値が変わってくるなんていうことは、あ

り得ない話なんです。それは今後気をつけますじゃなしに、そんな事は絶対あってはならないんだという事だけは、きっちり示しておいていただきたい。というふうに思います。その答弁が一つと、次にここに総務費、衛生費、土木費、消防費、教育費とそれぞれあがっております。それで完了出来ているものはどれなのか。完了していないものはどれなのかを明らかにして下さい。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 1点目でございますが、先程申されましたその資料につきましては、見込み額確定じゃなしに26年度の繰越分の見込みという形で計上させていただきました。それと、繰越計算書につきましては、確定した数値を記載しております。今後資料とそれから確定した数値、これを整合性図るよう資料の方を作成させていただきたい、そのように考えます。

○11番（東充洋） 次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 先程、都市環境部長が申しました小規模住宅地区道路改良事業以外に現在、事業といたしまして完了しているところは、ないというところでございます。完了次第また、次回各議会の時にまた完了した部分について、ご報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東充洋） 確認します。この項目上ですね、小規模住宅地区道路改良事業だけが完了、現時点してありますと26年度分の事業が平成27年度で完了しました。後の部分は、まだ完了していないという事でよろしいですか。後は、先に総務部長、私の次の質問で答えていただこうと思ってたんですけども、文書でそれぞれきちっと完了報告をして頂きたくという事でよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ただいま申されたように完了した部分につきましては、その都度議会の方に文書で報告させていただきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内英樹） 1点だけ今の質疑と関連しますが、款2.総務費、項1.総務管理費、事業名、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定支援調査業務、金額828万4,000円、これも

まだ完了してないというお話なんです、この議会にこれの審議会の設置条例が提出されております。スケジュールから言いますと今年度内の事業としてね、答申を行うというんです。それから、頭から言いますと去年の年末近くに政府から方針が出され、そして、すでにこれについての取組みが自治体で始まっています。そういうことから考えるとね、大変遅れてるのではないのかな、この入り口の支援調査業務自体がですね、この基礎資料だと思いますがその点は、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定支援調査業務なんですけども、ただいま業者選定をしているところでございます。まだ遅れているという認識はございません。これからしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 業者選定、これは調査業務の業者選定という意味なんですか。いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） どういうんですかね、事業の入り口で、まだ調査業務の業者選定という話ですね、これ。あの、それで今度は調査結果が出てきた、それを基に審議会をやる。審議会も今から、今回の議会で条例を作ってますよ、そして各委員を選任しておそらく実際動けるのは、半年ぐらいしかない可能性があります。今から言いますと。それで、これだけの計画を策定するって言うのわね、あのう土台無理な話で非常に駄目な計画だと思います。私も一般質問で通告してますから、そこで詳しいことをお聞きしますが、大変このスケジュールあるいはデータからいうとですね、大変おだがりな審議しかできない可能性もある、多くは業者に委託して承認すると、追認すると、いうふうな審議会になる可能性も懸念します。その点は、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 業者に委託してそれを承認するような事は、いたしません。もちろん町内で、十分に議論してまたそれあげて審議会でも、十分に揉んで頂いて今後の上牧町を考える重要な事ですので、十分に審議を尽くして作っていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） この場では、一応お聞きしておきます。ただ、また一般質問でも申し上げますが大変全体としてはね、もう物理的にですね、窮屈な日程になる可能性があるので、その点だけ指摘して、私の質疑を終わらせて頂きます。以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

服部議員。

○8番（服部公英） 8番、服部です。

私も一般質問で、これを通告させてもらってるんですけど、そこで聞こうと思ってたんですけども、この資料で、ガレキが出てきているために、この補助対象の金額、一般財源から持ち出す金額が増えていると理解していいですか。今日はこれだけちょっと聞かせてもらいたいです。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今の件でございますが、この繰越事業により、先程も申しましたように、ガレキによる27年度の影響というのはございません。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 影響を聞いているんじゃないしに、この補助率の変わってきている理由と一般財源の持ち出し金額が変わってきている理由は、このガレキによるものなんですかと聞いているんです。

○都市環境部長（下間常嗣） 補助金が変わっている部分につきましては、このガレキによる影響ではございません。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 一般財源の持ち出し金額が増えているのは、このガレキが出てきて偶然出てきたガレキなのか、私、その原因について、ガレキについて一般質問でさせてもらいますので、また、その時に聞かしてもらいますので今日はこれで結構です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

辻議員。

○5番（辻誠一） いろんな方々からご質問があったわけなんですけど、私、繰越明許というのはそれぞれの理由があって延長してきたと、それぞれ問題があるわけですね。今話題になりました款で6.土木費、4.衛生費以外ですね、の現在の状況と見通しですね、衛生費に関しましてはこないだの全員協議会でお聞きしましたので、理解しておりますが、それ以外の各項目について現在の状況、そして、いつ終わるのかと、今のご質問で1番総務費の地方人口

ビジョン、なかなか大変な課題である、年度一杯もかかるかと危惧されますが、その辺の予定どうか腹積もりですね、予定を各項目によってお聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 地方人口ビジョンの件なんですけども、この件につきましては、今年度中に行わなければならない事業でございます。次のプレミアム付商品券発行事業につきましては、議員の方にも資料で進行状況を示させて頂いております。この7月18日に券を発行するという事で始めまして、1月の初旬までの期間使えるという事で、北葛4町で使えるという事で、また、次の広報にでも掲載させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻誠一） プレミアム付商品券発行事業でございますが、これはホームページで募集が6月20日から募集されて7月6日に締切されるのですかね、この間でこの予算を全部使うということですか、今おっしゃった何月でしたかね、まだ続くのですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 7月18日から券は使えるということでございます、今おっしゃった日付については、往復ハガキで申込んでいただいて、当選された方には、7月18日から券を交換していくという形でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻誠一） 分かりました。それで、この年度でこれだけの予算を予定していると、こういう事ですね。次お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務課長。

○総務課長（坂本正人） 続きまして、乳幼児子ども防災備品整備事業につきまして、ご説明させていただきます。この部分につきましては、先程、堀内議員からもありましたように国の12月の対応ということで26年度補正におきまして、地方創生に向けました新たな交付金として、地方消費喚起生活支援と地方創生先行型の二種類で、そのうち地方の活性化に繋がる地方創生型、先行型でございますが急な国の補正予算に態様したわけでありましたが、その部分につきまして3月補正で計上させていただき、3月27日に財源を振替させていただき、今回、27年第1回補正予算におきまして6月議会で計上させていただいておりますので、事業完了はしなかったのが繰越させていただきました。事業の見通しでございますが、27年度中に完成する予定でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻誠一） 結構でございます。次お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 続きまして8.教育費のご説明をさせていただきます。この件につきましても先程の消防費と同じでございます。地域活性化補助金先行型を使って実施する事業でございます。1の教育総務費、外国語指導助手委託業務と言うことでございますが、この事業につきましましては、10月から半年間実施予定しております。今、事務進めている途中でございます。次4.幼稚園費でございますが、空調設備、保健室の改修、遊具等々については、夏休み実施する予定をしておりますので、順次業者選定を行い実施させていただきたいと思っております。全部27年度中完了いたします。よろしくお願い致します。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻誠一） 一番最後のこれは幼稚園のこと、全部一変におっしゃられたのですか。わかりました。予定を今お聞かせ願いました。結構でございます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

富木議員。

○6番（富木つや子） 6番、富木でございます。

2.総務費の中の、今も質問がありましたけれども、総務管理費のプレミアム付商品券発行事業について2点程お尋ねします。今回これは、国の経済対策の中で緊急経済対策を国からの流れの中で、地方でも景気回復の流れを地方にまで広げるという事で、地方創生の消費喚起型ということで予算が組まれております。上牧町においても先程もありましたけれども広報の中にチラシを入れていただいて、ホームページにも掲載していただいて住民さんには周知をしていただいておりますけれども、お尋ねしたいのはこの登録店、この中に現在これは、5月21日現在で17店舗ということで登録店が載っておりますが、この順次登録店の増店というか、増えた所については6月中旬にホームページで掲載をいたしますというようなお知らせがあったかと思えます。この店舗どれ位の店舗を予定というか考えておられるのか、を1点と。

それと、この新たな商品、この事業費の中での上牧町における、これはほっかつプレミアムですから4町の中の北葛城郡の中で行われるわけですが、上牧町においてはどれくらいの新たな消費を見込まれているのかそのような事は解るか、そこら辺の詳しい事はちょっとまだ、決算等々の中であるかと思えますが、解る範囲でお願いいたします。

もう一つこの点については、今後町民の皆さん知っておられる方もいらっしゃるんですけ



ども、案外お話をしてみて、「ああそうなのか」というような事をちょっと言われる方もいらしゃいますので今後の周知についても又、色々工夫をして、して頂きたいなあと思うのが一点です。よろしくお願いいたします。答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） まず、プレミアム商品券の利用出来る店舗の数なんですけども、町内においては、6月の10日で締め切りですが、一応広報等に載せるというか資料に載せる店舗の締め切りを終わりました。まだ随時受付は行いますけども、その時の上牧町内におきましては87店舗という事です。後広陵町、王寺町につきましても90前後だったと記憶しており、今資料を持っておりませんので、申し訳ありません。あと河合町は、30店舗ぐらいだったと思っています。その店舗の記入してあるものと、今、富木議員がお持ちの資料を合わせまして今月末に、また、各世帯に配布する事も今現在考えている所でございます。また、商品券をお渡しする時に、また店舗の書いたリストの方も各個人の方にお渡ししたいと思っていますところでございます。消費の額については、ちょっと今資料がございません、大変申し訳ございませんけども、わからないですね。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 店舗については、87店舗が上牧町内であるという事でその中から、今、5月21日なんですけど、店舗の方の資料（チラシ）なんですけども17店舗の登録だったんですね、増えてるかと思えますけれども、これを目標にということではないんでしょうけれども、すべてが登録されるという事ではないですよ。登録されるという予定というか、予想されてるということですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 登録されたお店が87店舗という事です。お店の数としてはもっとありますけども、あと商工会に入っておられる店、また、商工会に入っておられない店もあるんですけども、すべてのお店にお声かけさせて頂きました。その結果87店舗が参加させて頂きますという返事もらったところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ちょっと勘違いいたしました、すいません、わかりました。あと今言ったようにせっかく20%のプレミアム付ですので、皆さんが上牧町でしっかり買い物して戴くこれまでにない20%ですから、案外買った時に買い応えがあるかなと思いますし、また上牧町の活性化に繋がっていくという意味でも消費についての具体的というか、もう少し計画的

などどれぐらいの消費が、皆さんが買って頂いてどれぐらいの鮮やかな消費が生まれるだろうという当たりもしっかり、ちょっともう少し分析が出来ればいいかなあとしますので、その点大事な事ですのでよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（吉中隆昭） 他にございませんか。  
（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。  
よって、本案の報告は終了いたしました。

---

◇

**◎報第2号の上程、説明、質疑**

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 平成26年度上牧町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 報第2号 平成26年度上牧町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度上牧町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

平成27年6月15日報告 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、報告内容の説明を求めます。  
住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 報第2号 平成26年度上牧町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成26年度上牧町介護保険特別会計補正予算第3回で計上いたしました。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費の計算書の報告でございます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について。

上牧町総合計画審議会条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について、説明いたします。

今回提案しております上牧町総合計画審議会条例案につきましては、現上牧町第4次総合計画における計画期間の終了平成28年度末を向えるに際しまして上牧町まちづくり基本条例第18条に規定する総合計画を策定するにあたり、上牧町総合計画審議会の設置・組織及び運営に関する必要事項を定める事を目的として、本条例を制定するものでございます。

第1条では目的、第2条では町長の諮問に応じて設置されるものであると規定しております。第3条から第6条までは審議会委員の任期や会議について、第7条では専門部会の設置、第8条では委員の報酬及び費用弁償を、そして第9条、第10条では審議会の庶務等を規定しております。以上提案理由といたしまして、この条例案の制定の趣旨と条例の概訳を説明させて頂きました。

議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟続のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について。

地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部理事。

○総務部理事（爲本佳伸） 議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例案の制定について、説明いたします。

今回、提案しております地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例案につきましては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第4条及び第10条の規定に基づき本庁における人口の現状と将来展望を提示する地方人口ビジョン及び当該ビジョンを踏まえた今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定にあたり、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会の設置、組織及び運営に関する、必要事項を定めることを目的として本条を制定するものでございます。

第1条では目的、第2条では町長の諮問に応じて設置されるものであると規定しております。第3条から6条までは、審議会の任期や会議について、第7条では専門部会の設置、第8条では委員の報酬及び費用弁償を、そして第9条・10条では審議会での庶務等を規定しております。

以上提案理由といたしましてこの条例案の制定の趣旨と条例の概訳を説明させて頂きました。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟続のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

介護保険法施行令の一部を改正する制度により、条例の一部を改正するものでございます。第1号被保険者のうち介護保険法施行令39条第1項第1号で該当するものについて、平成27年度から平成28年度までの保険料率を各年度において31,200円を28,100円に軽減するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。経過措置といたしまして、この条例による改正後の上牧町介護保険条例第2条第1項第1号の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。

議決をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたのが、この件につきましては議案熟続のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（大東四郎） 議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして、水道事業の管理監督職員が災害への対処と臨時緊急の必要により、やもえず平日の深夜に勤務した場合、管理職員特別勤務手当を支給する旨の改正でございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



#### ◎議第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について。

平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（西山義憲） 議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきまして、ご説明いたします。

補正予算（第1回）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億

2,281万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,465万7,000円とするものでございます。また地方債の補正では、ごみ中継施設整備事業債2億2,500万円の追加を行っております。今回の補正の主な内容でございますが、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業で4,888万9,000円、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）事業で1,484万円、ごみ中継施設建設事業で3億円、不法投棄の強制執行費用として1,958万1,000円、学校給食地産地消促進事業費で65万6,000円、低所得者への保険料軽減負担費用といたしまして403万円を、それぞれ計上いたしております。

ただいま申し上げました主要な事業及びその他の事業の事項別詳細につきましては、補正予算に関する説明書でそれぞれ説明させていただきます。まず歳入では主要事業にかかるそれぞれの国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金及び県負担金、県補助金をそれぞれ計上いたしました。次に寄附による町づくり条例に基づく寄附を頂きましたので寄附金として24万8,000円を計上し、雑入では強制執行に伴う徴収金などといたしまして1,891万1,000円を計上しております。町債につきましては、ごみ中継施設整備事業にかかる衛生債といたしまして2億2,500万円を計上させて頂き、財源調整のため財政調整基金から1億1,124万6,000円を繰り入れております。繰入後の基金残高でございますが、8億6,366万9,000円となっております。

続きまして歳出でございますが、総務費では今回ご説明させて頂きました議案を上程しております二つの審議会設置に伴う委員報酬といたしまして76万円を、また臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金4,064万7,000円とこの事業にかかる各事務経費といたしまして計上させて頂いております。民生費では地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）事業といたしまして、私立保育園を対象とする保育環境改善事業費900万円を計上させて頂いております。衛生費では、ごみ中継施設建設工事費とその監理業務委託料と合わせまして3億円を計上させて頂き、土木費では、不法投棄撤去業務委託料1,888万3,000円などを計上させて頂いております。消防費では地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）事業といたしまして、避難行動要支援者啓発パンフレット作製費54万円と自主防災組織、乳幼児こども防災備品整備補助金230万円を計上させて頂いております。次に教育費では学校給食に奈良県産の農産物など活用していただくために、食材購入費を補助する学校給食地産地消促進事業費補助金65万7,000円と私立幼稚園を対象とする保育環境改善事業補助金300万円を計上させて頂いております。諸支出金では低所得者保険料軽減負担の403万円を介護保険特別会計へ繰り出すための費用を計上させて頂いております。

以上、補正の概要を説明させていただきましたが、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について。

平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

保険事業勘定の歳入予算の補正でございます。財源調整を行うもので補正の総額に変更はございません。内容について説明いたします。説明書2ページ歳入におきまして、款1.保険料、項1.介護保険料、第1号被保険者保険料403万円減額しております。款7.繰入金、項1.他会計繰入金、一般会計繰入金を403万円増額しております。今回の補正予算につきましては、介護保険法施行令一部改正に伴う低所得者の第1号保険料軽減処置の拡充によるものでございます。

以上でございます。

審議の上議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



---

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について。

平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（大東四郎） 議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

議決予算の収益的支出を152万4,000円増額し、収益的支出の合計額を4億5,552万4,000円とするものでございます。補正の内容は臨時職員1名分賃金の増額補正と管理職員特別勤務手当の追加補正でございまして、収益的支出の合計額を4億5,552万4,000円に補正するものでございます。

以上でございます。

議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。

---

◇

◎議第8号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契

約の締結について。

上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

- 記 1. 工事名 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事。  
2. 工事場所 北葛城郡上牧町大字上牧地内。  
3. 工事期間 契約の日から平成27年11月30日まで。  
4. 工事金額 2億7,421万2,000円(内消費税及び地方消費税額 2,031万2,000円)。  
5. 契約の相手方 奈良県奈良市高天町38番地の3  
大日本土木株式会社 奈良営業所 所長 高田 正晃。

○議長(吉中隆昭) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(藤岡達也) 議第8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について説明させていただきます。平成27年3月議会に提出をいたしました平成27年度上牧町一般会計当初予算におきまして、上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事の予算を議決していただきましたが、この度入札が整いましたので契約の運びとなりました。契約をするにあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容について説明させていただきます。まず入札の方法でございますけれども、総合評価落札方式でございます。工事期間は契約の日から平成27年11月30日となっております。契約の金額につきましては2億7,421万2,000円でございます。内消費税及び地方消費税額は2,031万2,000円、契約の相手側は奈良県奈良市高天町38番地の3、大日本土木株式会社奈良営業所所長 高田正晃でございます。

以上でございます。

慎重審議のうえ議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

上牧町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町 吉村博行。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中一夫） 議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員の吉村博行氏が、今回任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたくご提案するものでございます。

吉村博行氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりです。

同意いただきますようお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成27年6月15日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町 田尻陽代。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中一夫） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明いたします。

今回、人権擁護委員として田尻陽代氏を推薦いたしたく議会のご意見を求めるものでございます。

田尻陽代氏は、人格、識見が高く適任と考えますので、ご同意をお願いするものでございます。なお、田尻陽代氏の経歴につきましては配布の略歴のとおりです。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とすることに決定いたしました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 議員提出議案第1号 2015年6月15日。

上牧町議会議長 吉中隆昭 殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一。同、竹之内 剛。同、富木つや子。同、康村昌史。  
同、堀内英樹。

上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

東議員。

○11番（東 充洋） 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則案でございます。これにつきましては、議会における欠席届の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案して出産の場合の欠席届出について、あらたに規定をされるものであります。今までは2条でですね、会議規則の2条ではなかったわけなんですけども、2条の2項が追加され、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。というふうに加えられるものでございますので、どうか可決いただきますようお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第16、議員提出議案第2号 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(脇屋良雄) 議員提出議案第2号 2015年6月15日。

上牧町議会議長 吉中隆昭 殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一。同、竹之内 剛。同、富木つや子。同、康村昌史。

同、堀内英樹。

上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則(案)

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び上牧町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○議長(吉中隆昭) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

東議員。

○11番(東 充洋) 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則案でございます。これにつきましては、改正前は傍聴席に入ることが出来ない者、第7条次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。(1)銃器、棒、つえ、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者というふうに改正前はなっているわけですが、改正後は傍聴席に

入ることができない者第7条次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。(1)銃器、棒、  
その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者ということで、  
「つえ」を削除するという議案でございます。どうか可決いただきますよう、よろしくお願  
い  
します。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



#### ◎意見書案第1号の上程、弁明

○議長（吉中隆昭） 日程第17、意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）、  
これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 意見書案第1号 2015年6月15日。

上牧町議会議長 吉中隆昭 殿。

提出者 上牧町議会議員 東充洋。

賛成者 上牧町議会議員 石丸典子。同、辻 誠一。同、堀内英樹。同、竹之内 剛。

安保関連法案の廃案を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出する。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

1東議員。

○11番（東 充洋） 安保関連法の廃案を求める意見書（案）でございます。今、国会で集中的に審議をされているわけでありますが、これが関連11法案を一括で決めてしまうという非常に乱暴な国会となっているわけです。そういうような状況のもとで自衛隊員の方々がですね非常に今の状況から一変してですね。どこへでもアメリカが参戦する、引き起こす戦争には自衛隊がどこまでも行くということで、後方支援と言われているわけでありますが、それも今までの歯止めが取られてしまって戦闘されている地域まで行ってですね、後方支援すると、そこで後方支援しているときに敵からの攻撃を受ければ、そこから撤収するというような事をおっしゃっておられるわけですが、本当に撤収することなどできるのかどうか、いような状況もございます。そのような色々な要件がございます、非常に危ない、日本が非常に危ない、という状況になっていると思いますので、説明を朗読をもって行わせていただきたいと思います。

安保関連法案の廃案を求める意見書（案）。安倍政権は、昨年7月1日に行った集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するための法案を今国会に提出し、会期を延長してまでも成立を強行しようとしている。

これらの法案の内容は、自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援を行い、イラクやアフガニスタンで多くの死者を出している治安維持活動にも参加し、武器が使用できるようにするものである。さらに安倍首相は、集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃への参戦することも否定しておらず、日本を米国の行う戦争にいつでも、どこでも参加できるようにする戦争法案と言わざるを得ない。

このような安保関連法案は、憲法第9条をふみにじる違憲の法案である。

よって、国会においては速やかに以下の措置を講ずることを求めるものである。

記、1、安倍関連法案を廃棄にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年（平成27年）6月15日、奈良県上牧町議会

以上、採択いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◇

◎意見書案第2号の上程、弁明

○議長（吉中隆昭） 日程第18、意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（脇屋良雄） 意見書案第2号 2015年6月15日。

上牧町議会議長 吉中隆昭 殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 富木つや子。同、堀内英樹。同、辻 誠一。同、康村昌史。同、竹之内 剛。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

上記議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

長岡議員。

○1番（長岡照美） 1番、公明党、長岡照美でございます。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書案について案分の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は、本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められ

るところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記、1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。

4. 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年（平成27年）6月15日 奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、なにとぞ賛同賜りたくご採決いただきます、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次へ進みます。



#### ◎奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（吉中隆昭） 日程第19、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

これより奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員3名生じたため、町村議会議員から3名を選出することになりました。今回、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、上牧町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

それでは、これより投票を行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖)

○議長(吉中隆昭) ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、牧浦議員、8番、服部議員、10番、石丸議員の3名を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元にすでに配布しておりますので、参考にしていただきたいと思えます。

(投票用紙の配布)

○議長(吉中隆昭) 投票用紙の配布漏れは、ございませんか。

(「配布漏れなし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(吉中隆昭) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白紙は無効といたします。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、議席1番から順次、投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(吉中隆昭) 投票漏れは、ございませんか。

(「投票漏れなし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人に指名いたしました牧浦議員、服部議員、石丸議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人、開票)

○議長(吉中隆昭) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票、有効投票 12票、無効投票 0票。

有効投票のうち

森田 瞳(もりた ひとみ) 君 9票

青木 義勝(あおき よしかつ) 君 1票

堀口 誠(ほりぐち まこと) 君 0票

木澤 正男(きざわ まさお) 君 2票

以上のとおりです。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長(吉中隆昭) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。



◎議第1号から議第8号、意見書案第1号・第2号の委員会付託

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております、「議第1号から議第8号」、「意見書案第1号・第2号」については、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また一般質問については、理事者側の答弁を含め、ひとり1時間以内とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また一般質問については、ひとり1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で本日の日程は、終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうも、皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

# 平成27年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成27年6月22日（月）午前10時開議

### 第1 一般質問について

9番 堀内英樹

3番 遠山健太郎

4番 牧浦秀俊

5番 辻誠一

8番 服部公英

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
税務課長	五藤博行	まちづくり推進課長	杉浦俊行
生き生き対策課長	高田健一	教育総務課長	中川恵友
社会教育課長	塩野哲也		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 脇屋良雄 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇堀内英樹

○議長（吉中隆昭） それでは、9番、堀内議員の発言を許します。

9番、堀内議員。

（9番 堀内英樹 登壇）

○9番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。9番、堀内英樹です。

一般質問の前に、一言触れさせていただきます。週末の新聞報道で、国の文化審議会は、6月19日に上牧久渡古墳群を国の史跡にするよう文部科学大臣に答申したと伝えられました。これでもって、町が目指す史跡公園の入り口にたどり着いたこととなります。この後、国の史跡指定をはじめ、事業化まで多くの道のりがあります。町を挙げて取り組み、必ず実現さ



せたいと願っています。

本論に入らせていただきます。平成26年5月に日本創成会議によるストップ少子化・地方元気戦略、通称増田レポートと言われておりますが、が公表され、各方面に大きな衝撃を持って受け取られました。これまで日本の少子高齢化、人口減少が以前から指摘されながら、これといった有効な手だてが打たれないまま今日に至りました。こうした中、昨年末からことしにかけて注目される対処法が相次いで施行されました。1つは平成26年12月2日施行のまち・ひと・しごと創生法であり、2つはことし5月26日に完全施行となった空き家対策特別措置法です。いずれもが、我が上牧町においても今後避けて通れない少子高齢化、人口減少への対策を考える上で極めて重要な手がかりとなるものです。

そこで、大きな項目の1として、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについて。まち・ひと・しごと創生法は、その目的として、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、それを担う個性豊かな多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出をうたっています。

その1として、同法第10条に規定された市町村の責務について、どのように受けとめておられるのか。

2、上牧町人口減少問題対策検討プロジェクトチーム報告書の有効活用を提案するが、考えはどうか。

3、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略（目標、施策等）を策定する具体的な時期、手順、体制をどうするのか。

4、創生総合戦略と総合計画（まちづくり基本条例第18条）との整合性をどのように実現していけるのか。

次に、大きな項目の2であります。空き家の増加に備えた対策について。少子高齢化、人口減少の一現象として空き家が社会問題化しており、上牧町においても、片岡台3丁目をはじめ各地区においてその傾向が年々顕著になっています。

その1、上牧町の住宅戸数（集合住宅、店舗併用住宅を含む）は何戸あるのか。そのうち空き家となっている戸数（地域別）はどれだけあるのか。

その2、空き家対策特別措置法の施行に伴い、固定資産課税台帳の情報提供や特定空き家の固定資産税住宅地特例の解除が可能となったが、どのように運用していけるのか。ここで、空き家対策の「空き家」が屋根の「屋」となっておりますが、「家」に統一したいと思います。よろしく申し上げます。

その3、集合住宅48戸、桜ヶ丘2丁目、郵政宿舎が空き家となり、広大な敷地面積5,368.25平方メートルが閉鎖状態であり、隣接する町道の安全性に懸念が生じているが、町の見解を問う。

以上が私の一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは最初のお尋ねから、答弁順次よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 堀内議員お尋ねのまち・ひと・しごと創生法の第10条におきましては、市町村は国及び県のまち・ひと・しごと創生総合戦略に勘案して、当該市町村の広域内の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、基本的な計画を定めるように努めなければならないと規定されているところです。また、当該地方版総合戦略には、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、市町村が講ずるべき施策に関する基本的な方向等を定めるものとされているところでございます。地方版総合戦略は、人口減少、高齢化という差し迫った課題に対して戦略的に対策を講じるものであり、上牧町まちづくり基本条例第18条の規定に基づく本町の最上位計画でもあり、上牧町総合計画の核をなすものであると認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 法では努力規定でございますけれども、上牧町としては当然制定するというので、議第2号として、この議会に地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定についてというのが提出されました。考え方としては、今、理事が答弁いただいたとおりであろうと思います。もう1つ、この総合戦略の話というのは、私は国と地方の財政の関係を見直す側面があるというふうに捉えています。この点については、いきなり町長に煩わせて恐縮ですが、人口ビジョンと地域の活性化だけにはとどまらず、国と地方の財政の関係の見直し、つまり従来でございますと画一的な、じっとしているだけでいろんな要素から地方交付税が国から流れてきたというのが実態です。しかし、これからはこの総合戦略でもって事業提案型の交付金へ移行していくであろうと。既にその取り組みが始まっています。26年度の補正予算もしかり、それから27年度の当初予算もそうです。ここのところをしっかりと押さえないと、ただ単にこのまち・ひと・しごと創生総合戦略だけの取り組みに終わってしまうというふうに私は考えています。その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃるように、そういう流れで進んでいるというふうに認識をしております。一時期、地方分権が声高に叫ばれておりました。それから平成の大合併、これ、奈良県、全国でもうまくいかなかった最たる例ではないかというふうに考えております。そういう中で、もう合併もこれ以上進まない。ということは、あとは道州制、こういうふうに切りかえていくのかなと。ただ、これもなかなかすぐには進みませんので、その前段として地方創生が打ち上げられてきたのではないかなと。それぞれの地方自治体が今競争をあおられていると、こういう状況でございます。それぞれの自治体が、何かやらなかったらだめな自治体だというように世間から見られると、そういう部分で脅迫に駆られていると、そういう一面もあるように私は感じております。そういう中で、これから地方と国の関係をどうしていくのか。競争をあおって、地方自治体がしっかりと、例えば大型の企業誘致であるとか、そういうことを進めながら、国としてはその様子をしっかりと眺めていこうというのが、今、国が考えている状況ではないのかなというふうに私は考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 町長に煩わせましたが、今、町長も町村会の副会長をなさっております。中央ともやりとりされる機会も多いでしょうし、また県内の町村会、また県との関係でもいろいろと取り組みをされておりますので、大変、今の言葉というか答弁というのは非常に重いというふうに私は受けとめております。この後、この計画の進め方についてまたお尋ねしたいと思っておりますので、町長、ありがとうございました。

次に、2番目でございますが、檀上でも申し上げましたように、上牧町人口減少問題対策検討プロジェクトチーム報告書というものが出されました。ここでございますが、これ、ホームページからダウンロードさせていただきました。ボリューム的にも相当ございます。これの有効活用なんですけれども、町としてはどのように考えておられるのか。これ、恐らく総合戦略、あるいは人口ビジョン、それから総合計画にも関係してくるテーマでございますので、そこのところは町としてはどのようにこれを活用しようと考えておられるのか、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 上牧町人口減少問題対策検討プロジェクトチームにつきましては、各グループによる報告の内容を報告書としてまとめ、本年4月号の広報かんまき及び町ホームページに掲載させてもらい、また公表させていただいたところでございます。この報告書

に記載された提案事項等の内容については、本年度着手いたします上牧町総合計画及び上牧町まち・ひと・しごと総合戦略の策定に際しての参考に資するとともに、緊急度または実効性の高いと認められるものについては、それぞれの計画に積極的に反映させていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 今、2つの大きな計画がありますから活用していきたいと、こういうお話なのですが、私も隅から隅まで一遍拝見したんです。確かに具体的な人口減少問題の分析とか、これはもうしっかりなさっています。それから具体的な施策の提案も結構盛り込まれていまして、ただ、欲を言うと、費用対効果の話であるとか、それから財源をどうするんかとか、それから優先順位をどうするか。今、理事からもできるところからと、こういうお話もありましたが、そういったところまではこの種のプロジェクトチームの制約というか、限界としてはそこまで求めるのは無理なので、そういう点はございますが、恐らくこの後、今答弁のように、人口ビジョン創生総合戦略の策定、それから総合計画の策定に、その恐らく準備作業にも当たる部分として大いに参考になると思います。その点を十分見ながらやっていただいているかどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 堀内議員おっしゃるとおり反映させていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、次のその3でございますが、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略、目標とか施策等を策定する具体的な時期、手順、体制をどうするのかという通告になっておりますが、ちょっとこの通告は結果的には余り適切でなかったかと、私、反省しております。というのは、先ほど申し上げたように、議第2号として地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定という形で議案で出させていただきました。少し早まったなと思っているところです。そこで述べられておりますし、それから資料も出していただいておりますので、この時期ははっきりわかっていますね、27年度中と。手順は審議会と、そして案をつくられる策定委員会、これは町でおやりになるということが示されました。それから手順、体制。手順については今申し上げたように、その策定委員会の案を審議会、2カ月に1回程度ということでやると、こういうお話でございました。ちょっとそれから先のお話をお聞きしますが、この審議会と策定委員会、審議会は一般公募を含む19名以内で構成する

と、それから策定委員会は副町長以下の職員で構成するというございですが、委員報酬と旅費以外に、この件に関しては、総合戦略に関しては、委託料等の経費は計上されておられません。もし出ていたら、ここにあるよと教えていただきたいんですが、私が見た範囲ではない。この策定委員会と職員だけで答申案の作成が本当に可能なのかという問題が1つ、ちょっと疑問点としてあるんです。

それから、その4でお尋ねしておりますが、総合計画と27年度に関しては並行作業になります。あるいは一体でなさるんかもわかりませんが、そういったことも含めてこの点大丈夫なのかと。つまり策定委員会と職員だけで審議会にかける答申案のまとめができるのかと、委託料とかといった経費は要らないんですかということ。その点はいかがですか。これは総務部長かな。どうでしょう。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、堀内議員が申されました2つの事業でございますが、この部分につきましては、26年度の第5回補正予算で計上させていただいて、繰り越し事業として行っております。現在は2件の部分につきまして委託をしたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 26年度の繰り越し事業として上げていると、こういう答弁でございました。それはそれで結構やと思います。

次にもう1つ、タイミングの問題というか、体制の問題としてお聞きしますが、その4ですが、創生総合戦略と総合計画、この総合計画についてはご案内のとおり、まちづくり基本条例第18条に基づいてつくることになっております。この整合性をどのように実現していくのかということなんですけれども、2つの大きな計画を同時並行で、しかも総合戦略に関しては27年度、総合計画については28年度を最終目標に作業すると、こういうふうになっております。その点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 私、冒頭に説明しました、この総合戦略というのは本町の総合計画の核をなすものであるという認識をしております。また、本町におきましては、総合戦略の策定と総合計画の策定に本年度から並行して取り組むこととなりますので、それぞれの考え方や方向性において、関係性、整合性を十分確保しながら策定作業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 確かにこの人口、例えば今までも総合計画の中に人口規模というのは必ず出てまいります。どういうふうに策定するのか、どのように変化していくのかというのは必ず出てまいります。それはそれで結構なんですけど、総合計画が定められていた上でこの創生総合戦略をつくるのであれば、そんなに難しくないと思うんですよ。話、簡単なんです。つまりその部分を取り出して総合戦略として組み立てればいいわけですけども、ところがこれ、総合計画がまとまるのは2年かかる予定になっていますね。予算もそのようになっています。総合戦略については27年度中ということですから、1年先行します。しかも並行作業というか、核の部分だからこれでいいんですと、こういう答弁なんですけど、ちょっとその辺が私少し理解できないんですけども、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 総合計画、また総合戦略のどちらの審議会も今回予定しております、今議会で上程しております、議決後、どちらも審議会を立ち上げて進めていくわけなんですけども、審議会委員はまた重なる部分もありますので、いろいろとその辺は先ほど言いましたように、関係性とか整合性とかを十分確保しながら策定作業に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） どうですか。審議会は別の審議会として立ち上げるんですね、2つの条例見ますと。審議会の条例2つ、出ておりますね。ここのところは別の審議会だと。作業なされる体制というのは、恐らく2つを別々にやるんじゃなくて、全体としては副町長が責任者となられて、策定委員会というものは2つ行われるかわからないけれども、同時並行の作業は恐らく町の中ですから、しかも限られた職員の中で作業するわけですから、日常業務をやりながら、そのところは恐らくどちらにも使える形での作業になるだろうと思いますが、審議会は別ですね。ここのところはどうなんですか。極端な話、違う方向が出たときに恐らくまとまりつくのかどうか。しかも総合戦略は1年先行するわけですから、大変難しい作業になると思いますが、その点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議員おっしゃるとおり、大変難しい作業になると思いますが、庁内体制として副町長を委員長とする策定委員会の方は同じメンバーの部長級の職員と、あと教育長が入りますので、その辺で整合性をやっていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） ここではそういう懸念を持っているということをやっぱり指摘しておきたいと思います。また後ほど政策法務の話を空き家のところでお聞きしますので、そちらへ移され、大きな項目の2番目に行かせていただきます。

大きな項目の2番目として、空き家の増加に備えた対策についてですが、その1として、上牧町の住宅戸数は何戸あるのか。そのうち空き家となっている戸数はどれだけあるのかお尋ねしておりますが、おわかりになる範囲で説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 質問要旨の1、上牧町の住宅戸数、そのうち空き家は何軒あるのかというご質問でございますが、これにつきまして現状、町において空き家の状況として把握している数値につきましては、総務省統計局が5年に1度実施される平成25年度住宅土地統計調査報告による数値であります。数値につきましては、町内の住宅総数9,430戸、そのうち空き家戸数が710戸、率にしまして7.53%でございます。ただ、空き家については賃貸借の空き家も含んでいるため、通常の空き家の軒数としては380戸、率にしまして4.03であります。現時点におきまして、調査の実施から2年程度が経過しております。平成27年5月施行の空き家対策特別措置法による空き家としての取り扱い基準とは相当相違がございます。今申し上げました数値につきましては、あくまでも現時点の参考数値ということで把握している数値でございます。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） この空き家というのは、例えば先ほどちょっと私申し上げた片岡台3丁目の現在URの空き家も含まれているのか。あるいは併用店舗の住宅、ございますね。この辺はこの統計の中ではどのようなになっているのか。いかがでしょう。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） その部分については含んでおらないということでございます。

○9番（堀内英樹） 片岡台3丁目もですか。

○都市環境部長（下間常嗣） すいません、訂正させていただきます。賃貸空き家も含んでいるということで、その部分は入っております。すいません。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） この空き家対策特別措置法なんですけれども、市町村に現場の自治体として、この法律の構造を見ますと、どちらかといいますと中心的な役割を与えているんですね。つまり市町村が動かなければ、この制度というのは動かない。この家の問題というのは、賃

貸住宅は別にして、個人の所有の建物というのは私有権との関係があつて、なかなか行政として管理というか立ち入る、あるいはまたそれをいろんな形で取り組んでいくというのは大変難しい点があります。しかし一応、この法律の中では空き家対策計画、立ち入り調査、所有者等に関する情報の利用、それからデータベースの整備、それから所有者による適切な管理の促進、それから跡地利用の促進、特定空き家への措置、特定空き家というのは一定の条件のもとに、その2でもお聞きしています。そういった空き家への措置等が挙げられておりますが、これから市町村、上牧町としてこの空き家対策特別措置法をどのように位置づけて、どのように運用していこうというか、むしろ活用していこうと考えておられるのか、そのところはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 2番目の質問になろうかと思うんですけども、この法律をどのように運用していくのかというところで、まずこの空き家対策の特別措置法が施行された背景といたしまして、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観の住民への生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえて、地域住民の生命、それから身体、財産の保護、生活環境の保全または空き家の活用というところで必要性が重視されて施行されるものでございます。空き家に関する施策の実施に関する基本的事項に、市町村の役割として空き家対策の体制整備、それから空き家対策等の計画作成、それから必要な措置の実施等が明記されております。その中で市町村の役割として、先ほど堀内議員が申されました中で、一応いろんな空き家に対する重点対象区間、区域の設定であるとか、それから空き家対策の除却した空き家の跡地活用、利用とか、いろいろなものが明記されるわけですが、今、本町におきましては、まだ先ほども説明させていただきました部分で明確な空き家という部分の数値は把握していないような状況です。その部分におきまして、まず平成27年度において空き家の数を把握するという部分で準備期間といいますか、そういうふうな部分をもって把握に当たりたいというふうに思っております。それから今年度行われます国勢調査の数値も利用しつつ、正確な数字を把握できるように体制整備をさせていただき、また、その部分で調査、それからデータ関連云々につきましては補助もつくであろうという情報も得ておりますし、また、特別交付税の措置もされるというふうな部分から、27年度でその体制を整えまして、その補助制度を活用しながら28年度にそういう計画云々の部分を進められればなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。



○9番（堀内英樹） 市町村がやるテーマというのはたくさんあります。ありますけれども、総務省のこの統計以外まだ実態は把握できていないというお話なんですけども、ちょっと入り口が遅過ぎるように思う、端的に言いますけど。26年11月19日に実はこの法律、成立しています。11月の27日に、つまりもう1週間後には公布されているんです。官報に載っている。だから、これが成立したら市町村が何をやらないかとかということはやっぱりイメージしてほしい、少なくとも。これ、できたら。空き家の話は近年に始まった話ではありません。以前にもほかの議員からも取り上げられたこともございますし、社会問題となっているわけですから、入り口というか、こういう法律ができたぞとなれば、空き家の実態調査ぐらいはやるうと思ったら、僕、できると思うんですよ。町も忙しいですよ、忙しいですが、少しそういう取り組みが遅過ぎやせんかなと。当然、地方交付税等の措置が行われる事業については、それは待ってからでもいいです。しかし、まず実態をつかむということに関してはちょっと遅いんじゃないかなと思っています。これは事実関係といたしますか、流れがわかりましたので、答弁結構です。

そこでお聞きしたいのは、政策法務というか、上牧町としてももう少し、関連になりますけれども、議長、お許しいただきたいんですが、政策法務の重要性をもう少し認識してはどうかなというふうに、私、かねてから感じているんです。特にどういう点が必要かという、主管部門、どこが担当しているか。今回でしたらまちづくり推進課が担当なさるんだろうと思いますが、それとこの政策法務全体をどこが担当しているのか、これももう一つ判然としない。条例等は総務課でやっています。ところが、こういう政策法務的なものになればどこが担当しているのか、担当課でやっているのかなと。特にこの新しい法律ができたときとか既存の法律が改正されたとき、上牧町で具体的にどんな取り組みが行われているのかなと。少し、先ほどの例のように時間差があり過ぎるし、どういうことをやらないかかなというのをイメージして動くのがちょっと遅過ぎる感じがする。その点は事務方の高度な話ですので、副町長、煩わせて申しわけございませんが、この政策法務の位置づけ、あるいは重要性というものをもう少し町としてはきちっとされてはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 副町長。

○副町長（田中一夫） 今、ご質問の件なんですけども、総合的な施策等につきましては当然、政策調整課の方で調整をしながらやるという考え方でおります。町全体にかかわる問題でしたら当然、政策調整課が主体になって調整をしながら審議会等を立ち上げてやります。この

部分についてはある程度具体的な担当課的な部分がございますので、ちょっと窓口を絞って今回やろうかなと思っております。

それからもう1点、先ほどから立ち上げが遅いというのはごもっともな問題で、以前にもう少し早く着手すればよかったんですけど、ちょっとおくれております。

それともう1点、先ほどお聞きになったこの特別措置法、これにつきましては当然、審議会を立ち上げてまして今後展開していくということでございますので、おくれていますがけれども、後を追ってできるだけ対応できるように対処いたします。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） こういう政策法務に関して、新しい法律とか法改正、すぐやればいいというものでも決してありません。やはり、しかし、きちっとやるためには前もって準備をし、いろんなことも調べて、そして財源手当もしながら、あるいは交付税等の措置も考えながら、県の動きも見ながらやらないけません。いけません、やっぱりいい仕事しようと思ったらもう少し早く立ち上げて、どういうことをやるかという整理ぐらいはやっぱりかかってほしいというのが私の願いです。その点は副町長、どのように考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 副町長。

○副町長（田中一夫） おっしゃるとおりでございます。

○9番（堀内英樹） それでは次、お願いします。その2、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） その2、空き家対策特別措置法に伴い、固定資産税台帳の情報提供や空き家の固定資産税住宅地特例の解除が可能となったが、どのように運用されるのかというところでございますが、これにつきましては、先ほども申しましたように、市町村の役割としてそういう体制整備、それから空き家対策の計画の作成、それから必要な措置等が明記されております。その部分の基礎となります空き家の戸数を調査するに当たって、今までは税の部分調べられなかったと、個人情報保護条例の関係で。それが一応クリアされたことに伴いまして、ここの部分の空き家対策の数の調査に十分役立てていきたいなというふうには思っております。それと、それを利用して出ましたデータにつきましては、データベースで整備していきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 国からも特定空き家の判断基準、示されましたね。これはもうここで申し上げませんが、保安上危険とか、衛生上有害、それから景観を損なう状態、放置すること

によっていろんな問題が起こるだろうというふうに整理されています。実態調査、やっぱり忙しいでしょう。税務課、固定資産担当の部署とも連携されて、情報も出てくるわけですから、実態調査をまずやっていただくと。そしてそれに対して具体的な取り組みをどのように進めていくか、そこの整理が必要かなと思いますので、大変お忙しいでしょうけれども、頑張ってもらいたいです。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 連携しながらできるだけ早くできるように進めてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） それでは、最後のお尋ねになりますが、その3、集合住宅48戸、場所は桜ヶ丘2丁目21番地です。郵政宿舎というふうに言っていますが、空き家となり、広大な敷地、面積は5,368.25平方メートルあります、が閉鎖状態になっています。隣接する町道、東側及び南側になりますが、町道の安全性に懸念が生じているが、町の見解を問うと、こういう説明をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 郵政宿舎が空き家となっている状況におきまして、今ご質問の部分につきましては、桜ヶ丘42号線であるかなというふうに思っております。ここの部分については大変人通りも少なく、やっぱり夜間の通行については大変支障があるのかなという認識はしております。その部分を踏まえまして、町としてはまちづくりの観点、それから周辺環境保全を踏まえ、郵政宿舎に対しまして、まず宿舎内の木の伐採、それから剪定、敷地内の草刈りをするよう要望いたしまして、これにつきましては実施するという回答は得ております。それともう1点、町道の通行におきまして、やはり先ほども申しましたように夜間は大変危険だということで、町といたしましては、通行注意の看板等につきまして設置していきたいなど。それから河合町の焼却場の敷地、西側になるんですかね、そこの部分につきましても草刈りを依頼しまして、見通しのいい環境整備に努めていきたいなというふうには思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） この町道の、県道も含めてなんです、安全性に懸念というふうに言いましたが、150メートルぐらいあります。ところが、東側といいますか、焼却場側、裏通りは照明が全くありません、現在は。西和消防南分署の窓の明かりが見えるのかな、見えないの

かなという状況ですから、夜間通行、歩行での通行はまず無理。それと今、既に前もって通告する前に情報を申し上げたところ、郵政といろいろとやりとりしていただいたようで、その点は感謝申し上げますが、伐採、つまりかなり木があり、それから相当周りの道路へかぶさるような状態で、この季節ですからどんどん大きくなると、そういう状況があります。側溝なんか多分寄りつけない状態ですから、これはもう伐採するというので、対処法としては結構だと思います。この後、当然これ、空き家対策措置法の対象になります。この状態では特定空き家と言ってもいい条件というのは十分そろっている。だからそのつもりで対処法をとっていただきたいと思いますが、もう1つ、この町を運営していく立場では大変重要なテーマがあるかと思っています。この点、最後に町長、もう一度煩わせますが、この跡地の利用、5,368平方メートルという、これ、随分大きいんです。例えば60坪の土地、幾らできるかなと思って計算してみたら、26区画できるんですね。この跡地の利用、町としても関心持つべきであろうと。それと、使い方によっては人口導入の1つの要素にといいますか、拠点になり得る。こういう観点が政策的には出てまいります。町長はこの点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 以前にあの宿舎が空き家にほぼ近い状況のときに、災害が起こったときの避難場所にということで郵政に申し入れをして話し合いをしたことがございました。しかしそのときに、郵政はそういう施設としてはお貸しできないということで断られております。そのときに郵政としてはこの後何か利用を考えておられるのかなという思いがいたしておりましたが、あの状況を見てみるとなかなかそういう形でもないのかなというふうに思いますので、今おっしゃっていただいている意見につきましては、大変我々としても進めていくべき考え方であるというように思いますので、これからまた郵政とも交渉をしていくように努めていきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 堀内議員。

○9番（堀内英樹） 土地の所有についても、国家公務員の共済組合が持っておりますが、建物は郵政会社ですから、ぜひ進めていただきたいと思っております。町長、ありがとうございます。

もう1つ、大きなあれとしては、ここで通告では申し上げておりませんが、片岡台3丁目の空き家もかなり大量に発生しております。これが上牧町の人口減少の1つの要素にもつながっている部分でございますので、議員もいらっしゃいますから、いろいろと頑張ってもい

ただいているようですので、片岡台3丁目にもかなりまとまった空き家があるということを十分認識だけお願いしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。長時間にわたりまして、丁寧なご答弁、ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、9番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇遠山 健太郎

○議長（吉中隆昭） 次に、3番、遠山議員の発言を許します。

3番、遠山議員。

（3番 遠山健太郎 登壇）

○3番（遠山健太郎） 3番、遠山健太郎です。

一般質問に先立ちまして、少しだけ。きのう昼過ぎに上牧町内で局地的なゲリラ豪雨がありました。一部では時間30ミリを超えるほどの激しい雨もあったのではないかなと思います。私自身、実は少年野球の引率責任者として50名近くの子どもたちと学校のグラウンドにいたんですが、ものの3分ほどでグラウンドは池になり、側溝はあふれ、足元はもとより視界も遮られる状態になりました。たまたまお昼どきだったこともあり、子どもたちをいち早く避難させましたが、緊急時の対応、子どもたちへの防災教育は本当に大切なものだと肝に銘じました。こちらにつきまして、また防災対策等、機会があればまたお話をさせていただきたいと思います。

さて、ご承知のとおり、さきの統一地方選挙におきまして当選をさせていただき、初めてこの場に立たせていただいていることに心から感謝を申し上げます。この気持ちを未来永劫

忘れることなく、精いっぱい努める所存です。これから4年間職務を全うし、頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の質問からさせていただきます。上牧町まちづくり基本条例の取り組み状況についてです。ご存じのとおり、平成26年4月1日より上牧町まちづくり基本条例が施行され、協働と参画、情報共有とを合い言葉に、これからの上牧町のまちづくりにとても重要な指針が示されました。特にこの中でも協働、そして参画はとても重要なことであることに疑う余地もありません。ともに協力し、ともに考え、ともに意見を出し合い、まちづくりを遂行していくことで、より民意に近いまちづくりができるものと考えます。上牧町のホームページに2010年からの広報かんまきのバックナンバーが掲載されています。そのバックナンバーを改めて見ました。表紙のところにある上牧町のキャッチフレーズにも、2010年5月以降、「みんなで築く」「住民とともに協働」「創ろうみんなで」と、全てにおいて「一緒に」「ともに」「みんなで」「協働」という言葉が使われています。まさに我が町上牧町は、この協働を合い言葉に今後のまちづくりを推進すべきと強く思っているところです。

さて、その協働という言葉の定義ですが、上牧町まちづくり基本条例の第2条第5項に、「共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます」と書かれています。まさに役割と責任を自覚し、互いに補い合いながら協働して町政運営を進めていくべきと考えています。そこで、今回は上牧町まちづくり基本条例の中でも協働に関する取り組み、ここにスポットを当てて質問をさせていただきます。その協働について、ややもすると上牧町まちづくり基本条例にうたう町民と行政と議会の協働ばかりがイメージされがちですが、実は個々の町民同士の協働、行政内での協働、そして議会、議員間での協働もやはりとても重要な点であると考えています。その個々での協働の結果、少しずつ全体での協働による取り組みが実施されていくのではないかと考えているところでもあります。

そのような中、まず1番目として、行政内部における協働の取り組み、部局横断的な協働の取り組みについて。部局横断的な協働の取り組みの一環として編成された上牧町人口減少問題対策プロジェクトチームについて。さきに質問された堀内議員の内容と一部重複するかもしれませんが、そのプロジェクトチームの概要、具体的には構成人数や討議回数などその成果、編成した中での見えてきた今後の課題を伺いたいと思います。

次に、この上牧町人口減少問題対策プロジェクトチーム以外で、同じく部局横断的な協働の取り組みの一環として編成されたプロジェクトチームがあるのか、あるいは検討段階のも

のがあるのかを伺いたいと思います。

次に、上牧町まちづくり基本条例の最高規範性に鑑み、同条例を周知するための行政内部での研修、また、同条例第14条第2項に規定する「町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません」にある必要な知識、技能の向上のために町職員に対し実施している研修など、知識向上に寄与する制度があれば、その内容を伺いたいと思います。

第2に、町民の参画制度の設置について。上牧町まちづくり基本条例の第13条第2項に、執行機関は基本条例で町長を含む町の行政事務を管理、執行する機関と規定されています。「執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません」と定められています。この条文は、この条例の制定を検討した策定委員会の中でもかなり重要視された部分でもあります。参画機会の保障、保障という強い文言で規定がされています。そこで、その多様な参画制度について、既に現段階で運用されている制度があれば、その内容を伺いたいと思います。

次に、参画制度の1つでもある公募による町民の任用制度について。これは上牧町まちづくり基本条例第33条に規定している制度で、この規定を具体化するために平成26年9月1日施行で上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則が制定されています。そこで、公募による町民の任用制度、その現状、すなわち現在、同規定運用後、4つの委員公募をされていると把握しています。その4つの委員の公募の現状について伺います。

続きまして、大きな第2の質問。協働のまちづくり公募型補助金事業についてです。この事業は、一般公募住民10名により組織された上牧町補助金制度検討委員会にて、平成22年10月から延べ18回の会合を経て、新たに施策として実施されている事業であります。補助金についてはそれまで団体等に対する補助金等の交付要綱により支給されてきましたが、上牧町補助金制度検討委員会による「上牧町補助金制度等に関する意見書」にもあるとおり、長期にわたって既得権化している、団体が自立に向けた自助努力を阻害している。あるいは補助金が町の活性化、行政目的の達成により有効に活用されていないのではないかなどの問題点が指摘されました。ちょうど先月末に昨年度平成26年度の協働のまちづくり公募型補助金事業の実績報告がホームページにアップされましたが、いま一度次の点を伺いたいと思います。

まず第一に、公募型補助金事業に移行する前と移行した後での補助金に関する変遷。具体的には、補助金の総額がどのように変わったのか。また、補助金支給団体がどのように変わったのかを伺いたいと思います。そして平成24年度より3年間実施してきた中での課題、具

体的には公募申請の件数や補助金総額が想定していたものより多いのか少ないのか。そして件数や補助金支給額に想定外な部分があるのであれば、今年度よりその対策をどのように考えているのか伺いたいと思います。また、あわせて今年度平成27年度の予算計上では、どの程度の公募型補助金の想定をしているのか、あわせて伺います。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） それでは最初の質問、協働による取り組みについての上牧町人口減少問題対策プロジェクトチームの概要から、答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 上牧町人口問題対策プロジェクトチームにつきましては、昨年8月に設置し、町長から任命を受けた39歳以下の若手中堅職員33名が6つのグループに分かれ、延べ31回にわたり、本町におけるこの先の人口減少、とりわけ若年女性の減少率の低減策についての調査、検討を重ねてきたものでございます。その集大成といたしまして、本年2月にグループごとの調査、検討内容を報告会として開催していたところでございます。またその結果は町のホームページまた広報等に掲載したところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。今答弁の中で、各グループによる調査、検討内容の報告があったと伺いました。先ほど堀内議員も示されましたが、私も手元にこのプロジェクトチームの報告書をダウンロード、印刷して持っています。今答弁がありましたとおり、6グループ、延べ31回の調査、検討会議をされたということで、大変頑張っておられるんだなと思いました。その6グループ、私も実は何チームかの報告書というのを事前にいただいたんですけども、拝見をさせてもらいましたら、手前みそかもしれませんが、若手職員の方が本当に頑張っているんだなと、上牧町職員にもこんなにすばらしい若手職員がいらっしゃるんだなと、本当に思いました。そこで、6グループからそれぞれ報告があったと思いますが、少し質疑からは離れるかもしれませんが、その中で先ほどありました実効のあるものから進めていきたい、総合計画にも反映していきたいというお話がありましたが、この中で「お、これは」というような事業化に見込まれるような内容がありましたら、具体的に教えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） これは実行するかどうかはまだいろいろ検討しなければならない



んですけども、報告会でありました事業の一部を申し上げますと、乳幼児用おむつ配布事業とか、子育て応援カード事業、婚活支援事業等がございました。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。恐らくそれ以外にもたくさんの提言があったと思います。全てが先ほど説明もありましたけれども、財源や費用対効果、優先順位等で難しい点もあると思います。先ほどありました、これがプロジェクトチームの限界ということもあるかもしれませんが、なるべく実効性のあるものにつきましては総合計画等に反映をして、調整にいていただきたいなというふうに思います。その報告の内容については私の趣旨から外れますので控えますが、これからもこのような報告が数多く上がることを期待したいなというふうに思います。

それでは、早速次の質問に移ります。この上牧町人口減少問題対策プロジェクトチーム以外で、同じく部局横断的な協働取り組みの一環として編成されたようなプロジェクトチーム、先ほどこのプロジェクトチームは若手中心で編成されたとありましたが、それ以外のプロジェクトチームがあるのか、あるいは検討段階のものがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 人口減少問題プロジェクトチーム以外の部局横断的な取り組みといたしましては、プロジェクトチームという位置づけではございませんが、現在、来年1月から始まるマイナンバー制度への円滑な移行と適正な運用を資するため、マイナンバーを実際に扱うこととなる各担当課、各担当者レベルの検討会議を定期的で開催しているところでございます。今後もいろいろな問題解決等のため、部局横断的な取り組みを積極的に行っていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、マイナンバー制度の取り組みに関する、プロジェクトチームとまでいかないけれども、検討会議を編成しているというお話を伺いました。少し細かく伺いたいんですが、そのマイナンバー制度、来年1月から始まる制度ということでもとても大事な制度だと思いますが、今その検討会議、各担当課というお話がありました。具体的な構成員の人数であるとか、実際されているということですので、今までどの程度検討会議を開催されたのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） マイナンバー制度の担当のまず人数でございますけれども、約20

名でございます。11の課で20名の者が移行に参加しております。また、会議の日数なんですけども、今まで平成27年の2月19日、27年の3月27日、27年の6月10日と、3回の連絡会を開催しているところです。今後も随時開催していきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。このマイナンバー制度につきましては、また何かの機会の折に質問をする機会があればさせてもらいたいと思いますが、さきの人口減少問題対策プロジェクトチームだけでなく、ほかにも部局横断的な協働の取り組みをされているということを大変うれしく思いました。先ほど堀内議員の方でありました、政策法務の担当窓口等も恐らく部局横断的な窓口がこれから必要になってくるのではないかなと思います。これからも継続的に部局横断的な協働の取り組みを続けていって町政を運営していただきたいと思います。

それでは次の質問、町職員に対する研修の件に移ります。まず、上牧町まちづくり基本条例を周知するため、行政内部での研修の実施状況を伺います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まちづくり基本条例に関します研修といたしましては、本条例の制定に先立ちまして、平成26年2月に上牧町行政職員を対象として本条例制定の経緯、趣旨、理念及び内容についての研修を実施させていただきました。また、前年度また今年度の町主催の新規採用職員研修に際し、本条例の周知かたがた条例の概要の説明を行ったところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今お話を伺ったところによると、新規採用職員に対しては毎年度実施されているというふうに伺いました。ただ、一般行政の職員に対しましては、制定前の昨年2月の25日ですか、の研修1度きりということですので、できれば上牧町まちづくり基本条例は最高規範として位置づけられています。条例に差異があるわけではありませんが、今後も同条例を支持するための行政内部での研修を積極的に実施し、常に意識を持って町政運営に寄与していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 議員がおっしゃるとおり必要であり、また、当課といたしましてもしたいと考えておりますが、今後また検討したいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、町職員に対する必要な知識、技能の向上のために実施している研修等があれば、その内容を伺いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） そのほかの町主催の職員の研修ですけれども、本年度は昨年度に引き続き、人事評価制度や今年度12月から義務づけられた職員のストレスチェック制度に関する研修を実施したいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） すみません。細かい研修の内容を伺っていると、それで終わってしまうので控えるんですが、私、人事評価制度というのを余り勉強不足でして、人事評価制度という研修の内容と、あと職員のメンタル研修、ストレス等に伴うメンタル研修、町職員の方は大変頑張っているんじゃないかと、かなりメンタルな部分等のケアも大変だと思います。その辺の具体的な2つの研修、ちょっと具体的に教えていただきたいなと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） まず、人事評価研修の件なんですけれども、昨年度も、人事評価制度が来年度から実施される……。本町といたしましてはちょっと1年おくれるかもわかりませんが、人事評価制度を実施するため、また今年度は評価する者の研修を秋ごろ行いたいと考えているところでございます。

それと、今年度12月から義務づけられたと先ほど言いましたけれども、職員のストレス度チェックなんですけれども、内容については今検討中で、担当の者が研修に行っているというか、うちの当課の者が研修に行っているという形で、ちょっとまだ内容については今のところ未定でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） メンタルの研修については大変大事なことだと思いますので、もしまたわかりましたら教えていただく機会を設けたいなと思います。町職員に対するさまざまな研修は、それを実施することによって、ひいては上牧町民の皆様の利に資することになりますので、同条例第14条第2項に規定する「町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません」を常に意識し、今後も有意義な研修制度を構築していただきたいなと思います。

では、次の質問に移ります。多様な参画制度について。町民の参画の機会を保障する大事

なこの多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障という内容についての取り組み状況について伺います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 多様な場面における明確な町民参画の制度はまだ確立するに至っておりませんが、昨年度制定いたしました上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則による公募による住民委員の委嘱、同年制定の上牧町パブリックコメント手続の実施に関する要綱による町民意見の計画への反映による間接的な町民参画は、徐々にではありますが、進んでいるものと認識しております。また、滝川における水辺の創造計画の策定のプロセスといたしましてのシンポジウムやワークショップで町民の参画が得られているところでもございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 先ほどお話しさせていただきました策定委員会の中でも大変重要なものの位置づけだったんですが、冒頭でまだ正式な確立に至っていないと答弁されたことについては大変残念に思います。残念に思いますが、さまざまな制度を徐々にですが始められているというお話を伺いました。その中で、後半部分にありました滝川における水辺の創造計画の策定、こちらについてシンポジウムとワークショップを実際、参画の制度として実施されたというふうに伺いましたが、どのような形態でいつ開催されて、それぞれの参加人数等がわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 日はちょっと今カレンダーがないんですが、5月の初旬だったと思います。シンポジウムにつきましては約50人の方、ワークショップについては約30名の方、シンポジウムについてもワークショップについても、50代、60代の男女の方が来ておられたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。具体的に通告をしていなかった内容なので、具体的な日にはお調べになっていないと思いますけれども、ありがとうございます。

では、今滝川のお話は聞きましたが、前半部分で答弁にありました公募による町民の任用制度について伺いたいと思います。上牧町まちづくり条例の実効性を担保するために制定された、上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則運用後に4つの委員を公募されたと思います。その公募の現状について伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、議員がおっしゃいました、公募をさせていただいた審議会と  
いますか、委員会は4つの委員を募集をしたところでございます。審議会名を申しますと、  
上牧町第6期介護保険高齢者保険計画策定委員会委員、募集は4名でございます。その結果、  
男子2名、女子2名の方になっていただきました。次に、上牧町協働のまちづくり公募型補  
助金審査判定委員会委員、男性1名、女性1名でございます。次に、上牧町第4期障がい福  
祉計画策定委員会委員、募集2名でございます。これにつきましては、男性がゼロ、女性が  
1名でございます。次に、最後の4つ目の上牧町政治倫理審査委員会委員、募集2名でご  
ざいます。これにつきましては男性2名でございます。

今言いました委員の年齢構成につきましては、40代の男性が1名、そのほかは全て60代以  
上となっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今伺いました4つの委員につきましては、さきにホームページ等でも  
紹介がされました、上牧町まちづくり条例による取り組み状況というレジュメの任用につ  
いてのところにある4つの委員に間違いはないということが、今確認はできました。その中で、  
公募の人数に対する応募者の内訳までお示しいただきありがとうございます。それでは、そ  
この中で伺いたいんですが、委員が今全部で9名委嘱をされて、そのうち男性が5名で  
すか、女性が4名というふうに確認をしました。私、さきの総務建設常任委員会でも触れた  
んですが、先ほど言いました審議会等の設置及び運営に関する規則の第4条第3項に、「委員  
の選任に際しては、男女共同参画の観点から、積極的な女性委員の登用に努めること」とあ  
ります。伺った9名のうち4名が女性ということで、これは偶然なものなのかどうなのかは  
正直わかりませんが、結果として積極的な女性委員の登用がなされていることは評価したい  
と思います。反面、今伺いました年齢構成なんですが、やはり若者世代の参画が少ない  
ように思われてなりません。広く意見を取り入れて有効に町政を反映させるには、やはり幅  
広い年齢層から意見を求めることが肝要だと思います。若者世代といってもざっくりしたも  
のだと思うんですが、具体的には30代から40代、場合によっては50代の住民の方々に委員にな  
ってもらえるような取り組みなどはされる予定等はないでしょうか。その辺について、いかが  
でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） これも議員のおっしゃるとおり、年齢構成に偏りが生じている現

状を踏まえまして、公募に際しましては年齢別の定員を設置するとか、若い世代の町民が参画をしていただきやすいような時間帯での会議の開催も検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） わかりました。少しずつでも改善していき、幅広い年代層の委員が誕生し、町政に反映されることを願います。私自身も40代世代の一員としてもっと広く同世代の町民の皆さんに呼びかけをして、1人でも多くの方が参画してもらえよう私自身も努力をしてみたいと思います。

最後に、まちづくり基本条例について町長に伺いたいと思います。上牧町まちづくり基本条例は、絵に描いた餅では決していけません。上牧町まちづくり基本条例をもとに行政運営の計画を立て、それを実行し、評価、把握をし、必要ならその点について改善をする。まさにPDCA、計画、実行、評価、改善が必要だと思います。今私が幾つか質問した中でも、進捗状況の差はありますが、徐々にいろいろな観点から進んでいる印象を受けました。今後の上牧町まちづくり基本条例に対する取り組み姿勢も踏まえて、いかがお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 皆さん方におつくりをいただいたまちづくり基本条例、これ、町の最高規範というふうに位置づけられているものでございます。私たちといたしましては、これをやっぱり基本に行政を進めていくと、そのためにつくったわけでございますので、その考え方にいささかも間違いがないということでございます。これからいろんな形でそれに沿った形を進めていくわけでございますが、先ほど質問の中にもございました、例えば公募住民の偏りがどうしてもやっぱり生じてくる。熱心な方がたくさんおられるわけでございますので、どうしても年齢層が高い、そういう年代の方が応募をしてくるというケースが多々ございます。我々としては、それはだめだということではないんですが、今、遠山議員からおっしゃっていただいているような、できるだけ若い年齢層、そして女性の方、まさに子育て真っ最中の方々の意見をこれからしっかりと行政に反映をしていく必要があると。それが人口減少問題にも歯どめをかけられる1つの方法でございますので、我々としてはしっかりとそういうことで進めていきまして、今おっしゃっていただいているPDCA、これをしっかりと検証しながらまちづくりに邁進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 町長、ありがとうございました。

以上で私の1番目の一般質問を終わります。私自身、この上牧町まちづくり基本条例策定に当たっては、一般公募委員として、また策定委員会の委員長としてこの条例の制定に携わらせていただきました。その一員として、今後もこのような形でこの条例が絵に描いた餅にならないよう注意してまいりたいと思います。以上で、1番目の質問を終わります。

それでは、2番目の質問、協働のまちづくり公募型補助金事業に対する答弁。まず初めに、公募型補助金事業に移行する前と後で、補助金に関する変遷、具体的には補助金の額がどのように変わったのか、支給団体がどのようになったのかなどを伺いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） では、2点目のお尋ねでございます。公募型補助金制度の創設以前につきましては、町の行政に協力していただく団体、それから町の行政を補完する事業を行う団体等に対する補助金の交付といたしまして運用しておりました。先ほど議員がおっしゃいましたように、そのことにつきましては、平成22年度から住民公募によります補助金検討委員会で審議または検討していただきまして、その意見をもとに町は補助金公募基準などの再検討を行いまして、平成24年度から補助金の一部見直しを行っております。また、その補助金の検討を行うと同時に、補助金のあり方についても検討を行い、住民参画の観点から、先ほど申されました事業提案型の補助金といたしまして、協働のまちづくり公募型補助金を同じく平成24年から創設したというところでございます。そこでお尋ねの従来の団体等の補助金の変遷につきましては、まず、総額では平成23年度では総額3,614万2,900円で、平成24年度は総額3,578万4,400円となり、35万8,900円の減となっております。次に、支給団体数でございますが、平成23年度では19件で、平成24年度では18件、1件の減となっております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 丁寧な答弁、ありがとうございます。すみません、私自身も以前の補助金の制度から今回の補助金制度に移行したという認識をしていたんですが、どうやらそうではなくて、その中での運営に関する補助金等の一部を公募型補助金に変えたと、そのような内容というふうに今説明をいただいたと思うんですが、その辺だけちょっと確認です。間違いないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、議員申されましたように、今までの団体補助金につきましては再度見直すという形で各課が公募団体にヒアリングを行いまして、それで一部見直しをしております。一方で、先ほど申されましたように住民の方々に参加していただくという観点から、

事業型という提案型で新たに協働のまちづくり公募型補助金制度というものを創設したというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。こちらにその検討委員会の意見書があるんですが、私自身も読み込んだつもりなんですけど、もう少し読んで勉強させていただきまして、現行補助金の見直しにつきましてももし機会がありましたら、また質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。平成24年度より3年間公募型補助金を実施されたと思いますが、その具体的な課題、実施されてきた中での課題、具体的には公募申請の件数や補助金総額が実際想定していたものよりどうなのか、その辺について端的に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 平成24年度から3年間にわたり予算150万円を計上してきましたが、公募申請の数や補助金の交付状況につきましては、平成24年では提案型の3団体、また平成25年度では提案型が1団体、また新規団体設立団体に補助するというところで2団体の補助を行いました。平成26年度につきましては提案型の2団体に補助したところでございます。また、補助の執行率を申しますと、24年度では40.4%、25年度の執行率は25.5%、26年度の執行率は27%となって、当初の想定を下回る結果となっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今、最後の答弁で、予算の執行率が24年度は40.4%、25年度は25.5%、26年度は27.0%と伺いました。もう一度確認です。今ので間違いはないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 予算は全て使い切るものというスタンスは決して正しいものとはいえませんが、有効な予算消化という意味で期待どおりの活用ができていないのは大変残念なことだと思います。現在、この公募型補助金のPRにはホームページや広報かんまきなどを使用されていると思いますが、やはりこれだけでは十分な周知の方法とは言えないのではないかなと思うところです。それ以外の方法として、住民がより周知をし、また活用しやすい公募型補助金とするために考えられている施策等がありましたら、教えていただきたいと思



ます。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 各種団体に対しまして、所管する各担当課を通じて当制度の周知と積極的な活用を促しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 時間の関係上、以上で切りますが、今、各地団体のアプローチ、メニューの拡大は、恐らく事業の創生型とかいろいろなメニューをふやしているものだと思いますが、あと、私としましては、手続きが少しややこしいところもあると思います。補助金の、こう言っただけなんです、額に比べて添付書類が多かったり書類をつくるのが多かったりあると思いますので、その辺の簡素化などもしていただきたいと思います。こちらについては私からの提案ですので、答弁は結構です。1人でも多くの住民の方々が周知をし、この公募型補助金制度を知り、最終的に補助金がこの町の活性化や行政目的の達成により有効に活用されることを願っています。

最後に、本年度はこの公募型補助金制度を活用した補助金、予算書を見せていただきますと、今までは150万の計上での予算執行率が40、25、27で、今年度は150万が84万円、66万円の減額となっています。この84万円の計上の内訳を教えたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 本年度の予算につきましては、提案型事業補助といたしまして30万円が2事業、計60万円。新規団体設立補助ということで6万円掛ける2事業の計12万円。活動力行動補助ということで30万円掛ける2事業の計60万円となり、補助合計額が84万円になるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） 今伺ったんですが、提案型事業補助が30万、これが2団体で計60万円。新規団体設立補助は上限6万円だと思います、これが掛ける2で12万円。活動力向上補助、こちらについても上限が6万円で、今のお話、2件で12万、合わせて84万ではないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 大変失礼しました。活動力補助金は6万、2事業の12万円でございます。すみません、失礼しました。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） もう一度確認させてください。提案型事業補助の補助金が30万円掛ける2団体で60万円、新規団体設立補助が6万円掛ける2で12万円、活動力向上補助の補助金が6万円掛ける2で12万円、合わせて84万円。もう一度確認します、これで間違いはないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 失礼しました。そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○3番（遠山健太郎） ありがとうございます。先ほど申し上げたことと重複をしますが、予算は全てを使い切るものというスタンスは決して正しいものとは言えません。ただ、66万円の減額をして84万円を計上されたこの公募型補助金制度、全てが有効に活用できるように一層の努力をお願いして、私の一般質問を終わります。長時間にわたり、個々の質問に対し丁寧に答弁をいただき、感謝いたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 以上で、3番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。午後1時再開。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（吉中隆昭） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

4番、牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。今回、初当選いただきました牧浦秀俊です。上牧町のために、選ばれる上牧町を目指し精いっぱい頑張る所存です。どうかよろしく願います。

たします。

それでは、合計特殊出生率をもとに質問いたします。なぜ下位になっているのか。この率というのは、人口減少している県知事はよく気にしている数字です。上牧町は奈良県下、下位の2番目です。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。その上位には、奈良県内香芝市、葛城市などがあり、下位には上牧町、平群町があります。全国の平均を1.38としますと、奈良県1.29、上牧町1.09、平群町1.07、ちなみに奈良県トップは香芝市の1.57です。この合計特殊出生率の数字はいろいろな要因も含まれているのですが、その筆頭が子どもを産み育てる年代の若者が絶対数で少ないのが一番の原因だと言われております。

我が上牧町に目を向けてみますと、上牧町で生まれ育った人の中にも上牧町を離れる若者がふえ、そして他地域からも上牧町が選ばれない。では、なぜ上牧町が選ばれないのでしょうか。駅がない、特産品がない、会社が少ない。人口減少問題対策プロジェクトチームの報告書の中にいろいろ多岐にわたって報告されておりました。若者がふえないと、お年寄りの下支えができないのです。そこで、さきの2人の議員が質問した内容とかぶるところがございますので、こんなことはできないかと具体的にお聞きいたします。若者たちが選んでくれる上牧町づくりなのですが、町内の空き家に住むと固定資産税が免除になるとか、経済特区のような扱いで農地にでも企業誘致できないのか。

また、特徴的な教育、大手塾の上牧町に誘致するための方法論、大手塾に接触していく、小中一貫教育についてはタイミングよく。この6月18日に小中一貫校を義務教育学校に制度化、改正学校教育法が成立したというニュースの記事を見ました。学校教育法の一部を改正する法律案が6月17日、参議院本会議において賛成多数で可決成立した。義務教育学校の名称で小中一貫校を制度化する。平成28年4月1日から施行される。改正学校教育法では、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校を義務教育校として新たな学校の種類に規定した。義務教育学校の修業年限は9年としているが、学校教育制度の多様化や弾力化を推進するため、カリキュラム編成などは柔軟に対応する。義務教育学校の教員については小・中学校の免許状を併有するものとし、一方の免許状を有する者については、当分の間、前期課程または後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭、講師になることができるとしているということで、これも教育委員会とどのように受けとめておられるかも質問させていただきます。

以上、あとは質問者席でいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。

まず1つ目に、先ほどの質問で、なぜ上牧町が選ばれないのでしょうか。町が認識している範囲をお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 質問では、上牧町がなぜ選ばれないのかというご質問なんですけども、先ほど議員の方から合計特殊出生率のお話をさせていただきました。そのとおりでございます。奈良県の統計課の平成25年の本町の20歳から30歳の人口は4,824人、総人口の20.5%でございます。また、香芝市では1万8,762人、総人口の24.1%。広陵町におきましては7,997人、総人口の23.1%でございます。この数字を見ますと、本町の若者の絶対数の少なさを認識しているところです。また、本町におきましての合計出生率が低い理由といたしましては、全国的に言われていますとおり、結婚率の低下、晩婚化による出生率の低下、夫婦の出産数の低下が要因だと考えています。ただ、それでどうして上牧町が選ばれないのかというのは、引越しでという意味と思うんですけども、これもちょっと調べますと、平成25年に20歳から39歳の方の奈良県内各市町村へ本町からの転出者は446人であり、そのうち香芝市へは40人、広陵町へは21人です。また、奈良県各市町村から本町への転入者は428人であり、そのうち香芝市からは24人、広陵町からは8人となっています。

特定の市町村に住むということをお決めになる際には、どうしてもその方の価値観が優先されるものと考えております。その価値観は個人それぞれでありまして、交通、仕事、教育、環境等、多様なものが想定されます。それぞれの人がその町に価値観を見出すことができれば住むということになるんですけども、価値観を見出せなければ住まないという結論に至るものであるということを考えています。そのためには、住みたいと思ってもらえるような魅力あるまちづくりを継続的、計画的に行っていくことが今後さらに必要になってくるものと認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。本当に私が思っている認識とほとんど変わっていないことにうれしく思います。そして上牧町も、先ほどもあったと思うんですが、人口減少問題対策プロジェクトチームを平成26年8月28日に設置し、町長から任命を受けた若手中堅の職員33名が6つのグループに分かれて延べ31回にわたり行ってきた調査、検討の内容

の報告がありました。その中には上牧町に必要なもの、いいところ、悪いところ、若年層が求めるもの等の検討がいろいろな意見をまとめ出されていきました。その中で私が質問しました合計特殊出生率についての資料も掲載がありました。厚生労働省が6月5日に発表した2014年の人口動態統計によると、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを推計した合計特殊出生率は1.42となり、9年ぶりに低下した。15年の1.26を底に緩やかに上昇していたが、前年を0.01ポイント下回った。女性が第1子を産む平均年齢は30.6歳となり、晩婚、晩産が一段と進んだ。出生数は100万人割れ目前で、人口減少と少子化への対策が急務であることが改めて浮き彫りになりました。

資料の中にも、若年世代、20歳から39歳まで、人口推移、合計特殊出生率、これは平成20年から24年の資料です。出生率の推移、未婚率の推移とありまして、またいろんな面での上牧町について検討がなされていきましたが、こういった考え方を十分に取り入れながら、子ども・子育て支援事業計画も作成されましたので、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かいまちづくりの実現を目指して、上牧町で生まれ育った若者が上牧町を選んでくれるようなまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、これから町としていろんな計画を策定していきますが、まちづくり基本条例にのっとって進めていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくをお願いします。

それでは、以上です。どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、2番目の若者たちが選んでくれる上牧町づくりについてですが、1番目の、ここも前2人の議員とダブりますので、具体的に聞かせていただきました。例えば空き家に若者が住めば固定資産税が免除であるなどということができるであろうかということです。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） この件につきましては、空き家の有効利用についてのご質問であると思うんですが、先ほどと同じく空き家特別対策措置法が5月26日に全面施行されました。指針において、市町村の役割の中で空き家対策計画の作成が明記されております。その細部におきまして、計画作成の中で所有者等による空き家の適切な管理の促進事項であるとか、また、空き家等及び除却した空き家等にかかる跡地の活用に関する事項であるとか、また、特殊空き家等に対する措置、その他特定空き家への対処に関する事項等を作成する中で、それらの部分を活用しながら、今おっしゃっておりますその税の免除云々が所有者等の絡み

の中で施策として織り込んでいければなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

そしたら次に、経済特区のような扱いで、農地でも企業を誘致できないでしょうかというのも続いてお願いしたいんですが。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 経済特別区の設置につきましては、経済の発展の促進及び人口流動の一環として設置されている公共団体があるというふうには聞いております。現状において、国内での特区の設置といたしますのは、構造改革特別区、それから総合特別区域、国家戦略区域等があります。経済特別区域を設置するについては、都市計画法、それから町の総合計画、都市計画マスタープラン等の見直しが必要となり、特に市街化調整区域におきましては、農地の保護の重要性から地権者等の合意も必要ということであり、本町の行政面積から考慮しますと大変難しいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その農地というのはできないというわけでもないんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 市街化町政区域は市街化を抑制する目的の区域ですので、特例的に建物の建築が認められることはありますが、一般の人が住宅を建てたりとかというのは原則として認められないということです。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。これは例えばということで、固定資産税の免除と言いましたが、若者世代に補助事業を行い、若年層の町内安住を促進し、活力あるまちづくりを進めるということで提案しました。そしてこれは、まち・ひと・しごと創生法の基本理念の第2条第3項の「結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る」ということで質問してみました。また、就職については、まち・ひと・しごと創生法の基本理念第2条第5項で「地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図る」ということで質問しました。できないこともあるかもわからないんですが、費用についてはいろんな補助金の活用をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、最後に特徴的な教育についてお尋ねいたします。大手塾の上牧町に誘致するための方法論、大手塾に接触していくこと。それと、小中一貫教育について教育委員会としてはどのように受けとめておられますか。ご答弁お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） まず初めに、大手塾の上牧町の誘致とコラボというご質問でございますが、最近に入塾者の住所または住所分布等によって、鉄道の主要駅に拠点を置いて、鉄道やバスでの通塾方法を戦略とされている学習塾が多くなっております。その関係で新規の誘致は難しいようでございます。それと、コラボについてでございますが、一部学習塾から短期の小学生向けの教材、無償で提供もあるので、今後生涯教育の中で進めていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 教育部長、どうもありがとうございました。皆さんご存じのとおり、上牧町の中には大手塾がないのが現状でございます。大手塾が入ると入らないとでは、その都市の子どもさんがいる世代のご父兄方の意識が変わるとというのがよく言われているんです。もしできるのであれば、なかなか難しいということではあるんですが、できるとしたらまたやっていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 続きまして、小・中学校の一貫教育でございます。文部科学省によりますと、平成26年の5月現在、小・中学校一貫教育を実施している市町村は全体の12%に当たる211自治体、奈良県におきましては2つの自治体で実施済みです。政府は今月の17日に、小学校と中学校の義務教育9年間のカリキュラムを弾力的に運用できる改正学校教育法が参議院で可決され、来年の4月から施行されます。実施につきましては、各自治体の判断で実施できるようでございますが、児童、生徒に与える影響、予算面、教職員の意識改革等にかかわる課題等もたくさんございます。また、この制度が上牧町の子どもたちに合うのかどうかということも含めまして、実施につきましては慎重を期していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。小中一貫に関しては問題点もあるとは思いますが、私立の小中、ほとんどのところがやっぱり一貫教育というのを目指しておられると思

うんです。これからは選ばれる上牧町を目指すために、近隣自治体より先にできないかという  
ことで、上牧町の児童、子どもさんたちに合うかどうかという、そのことのスピードを上  
げることは、調べるスピードを上げることはできないのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 何分、今月17日閣議決定され、来年4月から運用できるということ  
でございます。教育委員会といたしましても、これからいろんな情報も出てき、調査、研究  
等も進めていかなければならないとは考えております。できるだけ上牧町の子どもに合った  
方法で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） どうもありがとうございました。これら全てのことは、若い世代をふや  
す施策と感じております。できるのであれば、近隣自治体よりも一番先に実行することが選  
ばれる上牧町に近づくんじゃないかと私は感じております。本当に皆様、ご丁寧な答弁、あ  
りがとうございました。

以上、終わります。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで1時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時35分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

---

◇ 辻 誠 一 ◇

○議長（吉中隆昭） 次に、5番、辻議員の発言を許します。

5番、辻議員。

（5番 辻 誠一 登壇）

○5番（辻 誠一） 5番、辻誠一でございます。



議長の許可を得ましたので、通告書に従ってお聞きします。最初に、通告書の記載に誤りがあり、おわびして訂正させていただきます。通告書の上から4行目、数字でございますが、「7つのグループ」は「6つのグループ」です。誤りでございます。申しわけございません。

さて、私の質問は大きく分けて3つ。先ほど来、問題となっております人口減少問題対策について、それから前回に引き続きましてインフラ整備、そして滝川とその周辺の清掃についてでございます。

1つ、上牧町の人口減少対策につきまして。先ほどの議員が3人続けて、また私が連続で4人になるとは当初思っておりませんでした。切り口、観点を変えてお聞きをします。

さて、先般、町長が実施された33名の若手職員による上牧町人口減少問題対策検討プロジェクトチームの研究は、上牧町のよさ、悪さの分析に始まり、将来人口構成をにらみ、さまざまな対策の提案が出されました。先ほど来、報告がありましたように、その報告書は上牧町のホームページに記載され、6つのグループの提案はそれぞれ評価すべきものがあります。このような取り組みはクリーンヒットで、上牧町では恐らく初めてではなかったかと思われます。町長にお伺いします。この狙いと背景、そして町長の評価、せっかく出された提案を町長はどのように吸い上げ、町政に反映していこうとしているのかお聞かせください。1つ、町長の評価。2つ、今後のこれらの提案をどのように展開するのか。先ほど担当者の方は実効性のあるものからというお答えがございましたが、町長の見解をお伺いします。3つ目、若年層の定着について。そして4番目、教育の充実についてお聞きします。

2つ目、インフラ整備について。公共施設等総合管理計画策定について、前回、平成28年度中に実施するとの答弁がありました。総務省によりますと、27年4月現在で全国1,721地区町村のうち、27年度中、すなわち今年度中に策定をする町村は443、全体の25.7%で、28年度中は1,694のうち全体の98.4%で、大方が28年度中に完了する見込みです。しかし、この総合管理計画は、最近国の方針が変わったようにもとれます。あるいは私の理解不足かもしれません。すなわち対象の公共施設等が、平成26年6月のQ&Aでは各団体に判断できるようになっておりました。しかし、平成27年4月20日の公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置についてでは、公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象外となっています。また、全体としまして延べ床面積が減少することの条件も明記されています。さらにこの計画に対しまして、関連する重要な課題もあります。ここ一、二年はインフラ整備が急がれ、関連する諸課題を解決していかななくてはならない大変重要で忙しい年になると思います。

以下、お聞きします。1、上牧町における公用施設と公共施設とは。2、上牧町の対応は。3、固定資産台帳の整備の取り組みは。4、公会計法についての取り組みは。5、上牧町総合計画の取り組みは。これは先ほどの総務建設委員会で議論されまして、私も理解いたしましたが、切り口を変えて1つお聞きします。

3つ目、滝川と周辺の清掃について。去る3月1日は雨天のため、滝川クリーン作戦は中止されました。年一、二回は行うというような答弁があったと記憶しています。今後の予定について、そして特に左岸、元近商、それから友絃会病院の裏側の草刈り整備についてお聞きします。

再質問は質問者席で行い、理事者側には端的なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） では、町長、よろしく……。すみません、別によいしょするわけではございません。でも、非常にクリーンヒットですばらしいものであったと思います。その辺の背景と町長の狙い、評価について、まずお答えください。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 町長としての狙いはどこにあるのかというお尋ねでございますが、今回若い職員を中心にやっていただきました。狙いは共通の認識を持つ、こういうことでございます。今、国で何が問題になっているのか、自分が勤めている自治体でそれがどうなっているのか、これをしっかりと認識をしてもらおうということが一番の狙いでございます。それと、それをやることによって調査をする、調べる、まとめる、意見を発表する、こういうことになってきますので、職員にしっかりとした経験を積みます。やっぱり発表するということになりますと、十分理解をした上で発表するということになりますので、そういう若い職員にそういう場を与えるということで実施をしたところでございます。それで、発表につきましては、部長職、それと特別職が参加をして、それぞれのグループごとに意見を、発表を聞かせていただいたと。それぞれに各部長、もしくは特別職の方から質問をさせていただいて、考え方を確認したということでございます。私としては、大変有効であったというふうに考えております。

それと、今後の展開をどのようにするのかということでございますが、発表の時期も時期でございましたので、私の考え方としては、今年度、総合計画とまち・ひと・しごと地方創生の計画をまとめる年度でございますので、その中で職員がまとめたものを各委員さんの前に出させていただいて、それを参考とした形で若手職員のまとめ上げたものをその中に盛り

込めるように考えていきたいなというふうに考えております。それと、その中にはすぐやれるもの、それと、ちょっとなあというものも当然これは意見としてあるわけでございますので、まず我々としては、当然そういう福祉的な物の考え方がたくさん含まれておりますので、それを実施していくというになりますと、やっぱり義務的な経費という物の考え方を我々はしっかり持つておかななくてはなりませんので、「やるわ」「ちょっと都合が悪いからやめますよ」と、こういうことでは施策にならないわけでございますし、しっかりとした義務的経費という物の考え方でやっぱり進めていく必要がございますので、優先順位、それと将来の財政計画、そのような中でどのように反映ができるのか、それをそれぞれ委員会の中で皆さん方にご議論をしていただくのがいいのではないかとこのように考えております。

それと、3番目の若年層の定着については、私が答える方がよろしいのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） この問題、またいろいろ議論もあると思いますから、担当部長で結構でございます。町長でなくて。

すいません、町長。ごめんなさい。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 町長、どうもご答弁ありがとうございました。皆さんが認めているように、素晴らしいことだったと思います。それで、2つだけ。1つ、やっぱり提案があったからすくい上げた、今、町長がおっしゃられたように、どれかをすくい上げてやると、若手職員さんが「あ、提案が通った」とモチベーションが上がりますね、もちろん。そして上牧町の職員さんの活性化にもなるし、ぜひとも近いところからすくい上げていただきたいのと、それからもう1つ、すみません。先般の総務建設委員会で地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会と、もう1つありましたね、総合計画と。これの下部組織である策定委員会専門部会。専門部会でなくて、下部組織の方。これがもう既にでき上がっているなという印象を私、持ちました。既に33名の方がそういう意識を持って、皆さん問題意識を持って議論なされた。むしろこの審議会、専門部会、新しい委員さんが選ばれるわけでございますが、こちらの方の方がそれだけ果たしてポテンシャルを持っておられるのか、ちょっと心配でございます。それほど素晴らしい内容であって、議論であったと思います。これ、私の印象だけを言わせていただきます。町長、ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 若年層の定着はというご質問だったと思うんですけども、今議会

において上牧町まち・ひと・しごとの創生の審議会の条例も上程しているところでございます。その審議会の中で、若年層の方が政策されるような施策をしっかりと話し合って決めていかななくてはなというのを思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） ちょっと抽象的なご答弁だったんですが、若年層の定着に関しましては非常に難しい問題も多々ございます。しかし、これは全国地方都市で今非常に真剣に取り組んでおられます。これ、事実ですね。例えば島根県の浜田市ですか、無償で住宅を宛てがって、さらに引っ越し費用まで持ちましようとかございますね。真剣に取り組んでおります。過疎化になって人間がいなくなっちゃったら困りますんで。それで、ここでお聞きしたいのは、実用、実効性というんじゃなくて、上牧町としまして、何か違うんだと、上牧町さん、こういうところがあるんだなという印象を持つような戦略的な発想も必要だと思うんですね。何もお金、費用対効果、あるいは財政とかございますが、何かほかとはちょっと違う差別化してやらないと。上牧町はどこも一緒やなというんじゃなくて、何か違うものが欲しいと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、ご質問なんですけれども、審議会で話し合う中でその地域の実情に合った施策を策定するということになっておりますので、その方向で進んでいきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） もちろんそのとおりでどんどん審議していかれると思うんですが、上牧町にあるマンパワーとか利用して、ボランティアさんもいらっしゃるし、できるだけお金を使わずに、ちょっとしたアイデアでもって何かできるかも、横のつながりでね。協働のまちづくり、しかりですよ。ですから、これは大変だからちょっと見送ろうというんじゃなくて、もう一歩踏み出して、皆さんからアイデアを頂戴して、特に若い方の。そういうような姿勢で臨んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） その審議会委員の中に、委員会でも申しあげましたとおり、審議会委員の中で7名の方の一般公募をいたします。20代の方2名、30代の方2名、40代、50代、60代で1名、1名、1名を考えているところでございます。若者も今度審議会にも入っていただくと。また、町民の方に、抽出になると思うんですけれども、アンケート調査も実施して

いきたいということを考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 先ほどの答弁を繰り返していただいて申しわけない。若い方も取り入れておやりになられる、よろしく進めてください。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 次の教育の充実についてお伺いいたします。これまで教育の充実につきましては一般質問をさせていただきました。小中一貫教育に関しましては平成22年12月、それから英語教育を小学校1年生からというのは平成22年の9月、いずれも検討するということが具体的に至っておりません。英語教育の充実に関しましては、以前から提案してお伺いしてきました。今回のプロジェクトチームの中の答弁にもございます。英語学教育は小学校、幼稚園から、小さいうちからやっておく必要がある。上牧町の町内では幼稚園でも保育所でも英語の時間があって、拝見すると大変楽しく英語で遊んでおります。また、町内には子ども向けの英語塾がたくさんございます。上牧町の保護者の方は、英語教育にご熱心であると認識しております。小さいうちから英語になれて、早くしゃべって人前で自分の意見を言える、そういうのが子どもたち、上牧町から出てほしい。

一昨年前でしたか、私の町内、桜ヶ丘2丁目で、女子中学生が英語の弁論大会で入賞されたと聞きました。お聞きしますと、松浦教育長がそのお世話をなされていたそうです。教育長にこのイベントに関しましてご説明と、それから今後の展開についてお考えのところをぜひお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 大変建設的な前向きなご質問、ありがとうございます。さて、このことにつきましては、文科省がグローバル化に対応した英語教育の改革実施計画の公表をもって、昨年の平成26年9月にその改善充実案を取りまとめたところでございます。この中身といたしましては、小学校の中学年、3年生・4年生から外国語活動の開始、それから高学年、5年生・6年生での教科化、そして中学校、高等学校におきましては英語教育の高度化、高く水準を上げていくということですね。高度化等、教育改革に向けた提言が盛り込まれているところであります。

ところで、これからの動きといたしましては、一番の課題となるのは私、やはり教員等の英語力、指導力向上のための研修やリーダー研修等の加配、配置。ALT、本町にもおりますが、外国語指導助手などの外部人材の活用促進整備などを国として取り組むとしております。

ので、本町もそれに乗っかっていきたいなと思っておるところでございます。したがって、これからは人的な部分での問題が大きくクローズアップされてくるものだと考えております。私は、英語教育の推進の最たる課題はここにあると認識をいたしております。そこで、子どもたちの英語に対する興味、意欲、関心をさらに深化するためにも、今までも実施してまいりましたが、今、議員の方からもお話のあったように、郡中学校の英語暗唱大会の発展充実、さらに公立高等学校での暗唱弁論大会への積極的なスピーチコンテスト等への参加をこれまで以上にさらに充実発展をしていき、本町には2つの中学校がありますが、とりわけ2つの中学校の英語担当の教員の方にその旨を促していきたいなと考えておるところでございます。初めて人前で、それも英語でとなると人並みならぬ努力は必要ではあります、また今までにない経験、また満足感、達成感を味わうことができるんじゃないかな、そんなように思っております。私事ではあります、私も一応、英語の教員として数十年前にスタートして教壇に立っておりましたので、一步一步、着実に推進してまいりたいなと思っております。ぜひご理解をくださいませ。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 松浦教育長、力強いご説明をありがとうございました。結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。1番から順番に、まず上牧町における公用施設、公共施設はということで、ちょっとややこしいんですが、よろしく願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ただいまのご質問でございますが、まず、そのことの前段といたしまして、壇上で申されました交付税の措置等々、この辺簡単にまとめましたので、まず、これを説明させていただきます。

財政措置につきましては、この公共施設等総合管理計画策定に要する経費について、交付税措置で2分の1されるものがございます。それと、公共施設等の除却に対する地方債の特例措置が創設されております。この部分が壇上で申された部分に該当するのかなというふうに考えます。期間は26年以降の当分の間とされまして、地方債の充当率は75%でございます。公共施設や公営住宅、公営企業等に整備する事業にはこの起債は対象にならないのかということだったと思いますが、この部分については対象外となっております。ただし、その公共

施設を転用事業として庁舎などのほかの施設に転用する場合につきましては、また地域活性化事業債としてこの事業本来の対象となるということでございます。また、全体として延べ床面積が減少するときはどうなるのかということも若干触れておられますが、この分につきましては、公共施設の集約化及び複合化、そのような事業で行った場合には対象になるというところでございます。それと、ご質問されております1番でございます公共施設と公用施設というところでございますが、公用施設につきましては、本来目的が住民の利用目的でなく、地方公共団体がその事業、事務を執行するために使用するもので、上牧町で申しますと、この本庁舎または出張所などがございます。一方、公共施設とは、住民の一般的な共同利用を目的として供するための施設で、上牧町にはたくさんございます。例えば体育館、公民館、学校、道路、橋梁、図書館等、たくさんございますが、今申したものが公共施設となっております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） いきなり財政面で交付税とか地方債措置のお話が入られたもので、ちょっと戸惑いましたが、要するに、この公共施設等総合管理計画と公共施設最適化事業とは別と考えとった方がよろしいんですかね。ではない。要するに、これからインフラを整備していかないかんのに、公用施設は入りませんよというのが、この公共施設最適化事業計画になっているんですよね。何かさっぱりよくわからない。例えばこの町役場と焼却場、消防の屯所、これは公用施設ですね。そうすると、それは入らないのか。それから、あるいは公共施設総合管理計画においては入るんじゃないかと、非常にややこしいんですね。ちなみに、よそのを見ましたら、これ、刈谷市、静岡県、両方を入れてるんですけど、公共施設維持管理保全計画策定化、両方入れてうまいことまとめているなというのが1つと、奈良市の場合はこんな分厚くて非常にわかりづらくて、これ、概要版と管理計画、2つあるんですけど、要するにお聞きしたいのは、上牧町としては28年度中に総合管理計画を出すんでしょう。そういう答弁を総務省にしているわけですね。その辺の対応を今どうなっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されているのは、2つ目の回答という形でよろしいですか。

○5番（辻 誠一） そうです、ごめんなさい。

○総務部長（西山義憲） それでは、2つ目の回答でございますが、公共施設総合管理計画の策定に当たりましては、全ての公共施設を対象に現状や課題、また客観的に把握、分析して

作成することとなっております。これらの策定する総合計画の充実、継続的な見直しを行う上におきましては、資産全体を網羅的に把握可能な固定資産課税台帳の活用が一番有効であると考えております。このことから、現在取り組んでおりますのは固定資産台帳の整備でございます。この台帳を現在、鋭意取り組んでおまして、この台帳資料をもとに施設類型、例えば道路全体、学校等全体というふうな形で類型施設ごとに集約した公共施設総合管理計画を平成28年度末に策定したいと、現在このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。全ての公共施設を対象とすると。したがって、道路、橋梁、箱物だけでなく、河川、ため池、全部入ったものを総合的に28年度中につくると、こういうことでございますね。28年度中につくるんですけど、大丈夫かな。マンパワー的とか、あと1年ちょっとあるから、1年半ですか、いろんな調査もせないかんし、大変と思うんですけど、どんなもんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、3番目のご質問の中にも入っておるかとは思いますが、固定資産台帳の先ほど申しました整理でございます。この部分につきましては、全庁のセミナーを終えまして、現在は各課とヒアリングを行っているところでございます。ヒアリングの部分を加味しまして、順次、固定資産台帳の方に反映していくという予定で今進めているところでございます。また、目標といたしましては、固定資産台帳の整備を平成27年度内に何とかおむね整備したいと、このような予定で今頑張っておるといふようなところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。27年度中に整備できれば、あと1年間ありますし、よろしいかと思えます。それから固定資産台帳で、調べますといろんなやり方があるんですね。総務省方式とか、何とか方式、どれ使ってもいいよというのが国の指導ですかね。上牧町はどういうのを使うんですか。例えば東京都やったら、目黒区は総務省方式改訂モデル、練馬区が基準モデル、武蔵野市は独自モデル。独自モデルもオーケーのようで、何か非常にわかりづらいんだけど、上牧町の方針としましてどういうようなモデルでおやりになられるのか、ご説明ください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、委員申されましたように、今までにたくさんの改訂モデル、総



務省とか、出ておりました。ただ、現在は総務省におきまして、統一的な地方公会計の基準というものが定められております。現在はそのマニュアル、こういうふうなマニュアルでございますが、それに基づいて、全てそういう固定資産税台帳の部分についてマニュアルに基づいてやっていくと。例えば費用につきましては、構築した部分についてのそのときの費用が算定できないとかいう形もございます。その場合につきましては、再構築費用を算定する。また、道路につきましては、寄附行為、購入して新規でつけた道路もございますし、昔からの道路もございます。そういう部分につきましては、路線価等で費用を算出するとかいろいろ、分厚い本でございますが、そういうふうな基準等も統一的な見解として基準でまとめられておりますので、その部分を見まして、現在、鋭意進めておるといところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 非常に複雑でややこしいことと理解いたしましたが、一言で言うと上牧町は何方式でいくんだと、こういうことは言えます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ですから、先ほども少し申させていただいたんですけれども、総務省が出しておられます統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿って進めるというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。二度と同じことを言ってすみません。

じゃ、その次に公会計法、この取り組みについて。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 地方公会計につきましては、先ほど申しました固定資産台帳整備の進捗状況を見据えまして、財務書類であります貸借対照表、行政コスト計算書、それから純資産計算書、それと資金収支計算書の4表につきましては、整備体系を構築いたしまして、加えて現在も行っておるんですが、近隣の市町村との勉強会等に積極的に参加しまして、知識やノウハウなどを共有しながら効率よく対応できるように努めまして、地方公会計制度の整備を、予定が当初、答弁等でもさせていただいておりました28年度決算分からとしておったんですが、少しでも前倒しできるように、現在は取り組みを進めておるといところでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。28年度決算からこれを取り入れると。そうしますと、決

算書も予算書もこれまでと様式ががらっと変わってくるようになりますね。そうではないんですか。全然、様式は今までどおりですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 当分の間、決算書をもとに期末、要は決算が確定します、その期末一貫変換と申しまして、決算書をもとに変換し、やっていくということであります。将来的には今申されましたように、全ての伝票、そういうようなものまで複式簿記という形になるかと思うんですけれども、現在考えておりますのは期末一貫変換という形を考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） そうしますと、その最終的なアウトプット、出力は今までと同じような決算書と考えるとっていいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 現在の方式の決算書はそのまま残るわけですが、その部分につきまして、それを公会計制度の部分で期末一括変換と申しまして、決算書をもとに全て変換していくと。変換した部分の中で今後、施策の中にでも一番役に立つと思われまます貸借対照表、それから先ほど申しました行政コスト計算書などを作成するということでございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。多少安心しました。ごろっと変わるのかなと心配しましたので。そうしますと、予算書も今までと変わらない様式で上がってくるわけですね。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） はい、これまでどおり上がってまいります。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。安心しました。でも、勉強はせないかなということがわかりました。ありがとうございます。次、行かせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 5番目、上牧町総合計画の取り組みは、先ほどの総務建設委員会でご説明のあったとおりで理解しております。ただ1点だけ、委員会には外部の方は入れないということで、例えば県の方とか外部の方は入れない、学識経験者は入るけど。私はそれでいいとおもうんですよ。何も県の方がいつも会議に入ってくるわけにいかないから、ただ、上牧

町だけでは解決できない問題、多々ございますね。例えば都市計画道路とか、あるいは今度、上牧久渡古墳、あそこの整備計画もこれから、先の話で申しわけないけど、とにかく上牧町だけでは判断できないようなものが多々出てまいりますよね。そういうものをどういうぐあいに対応されるのかお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 審議会の中でそういう人をお呼びしてご意見を聞くことができると思うので、そのように意見をお聞かせいただくようにしたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。必要に応じてそういう方に来ていただいて、そこで議論されると、こういうことですね。わかりました。結構でございます。

次、行かせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 3月1日はちょうど小雨になって、行こうかな、迷っているところで中止命令が来て、残念といえば残念でしたんですが、今後の予定、出水期ですので、恐らく秋、乾季にならないと川の中に入っていけないと思うんだけど、今後の予定についてお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 3月1日が中止になったことについて、今後の予定はというところなんです、これにつきましては、大和川の美化、それから愛護意識を高めるために、きれいな川にすることを目標として平成20年度から国、それから大阪府の流域市町村、奈良県の流域市町村による大和川流域一斉清掃が行われておりまして、その部分は3月1日と、それからもう1点、実施するのはほとんど同じ趣旨なんです、大和川クリーンデーといたしまして、7月の第2土曜日に2回やられるということです。上牧町につきましては、それに大和川の流域ではございませんが、支流の滝川というところで清掃する予定をしておりました。今、申し出の3月1日には、1回目は雨天でできなかったと。次に7月2日の土曜日に一応先ほど申しました大和川の流域クリーンデーということで実施する予定をしておったんですが、この日につきましては他の事業との絡みがございまして、ちょっとできないということで、日にちを改めまして、10月の初旬に大和川の清掃を実施していきたいというふうには考えております。それにつきましてはの募集云々につきましては9月及び10月の広報で掲載させていただいて、実施したいなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 1回清掃しないと、大変ですね。去年の草のところにごみがたまっていて、そこにことしの草が生えてきよると。私も入っていったんですが、それを引っこ抜いて出そうと思ったらなかなか難しい、引っ張るのがね。ですから、小まめに行かないと大変だなということは申し上げたかったんでね。私も実は一番長い市販の長靴買って、ロープにこのフックをつけて引っ張り上げるような段取りまでしとったんですが、ちょっと残念だなという印象です。あのときあったごみが、だんだん下に行つて見えなくなっていますね。大変ですね。できるだけ数多くやった方がいいなとは思いますが、それと、すみません、王寺町が非常にご熱心で、あそこは何か年4回ぐらいやるとか、それも総動員かけてやっているということはお存じかと思うんですが、ご存じですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 王寺町さんのやられている部分については、こちらの方としてはその回数まで等は把握していなかったような状況です。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） 王寺町さんによれば、予算づけもして、とにかく全町民、全諸団体と関連団体、消防団、あるいは各自治会、町民さん、全員一丸となって場所を決めてクリーンすると。もちろん川の中に入ってくださいというようなことを聞いております。ですから、これは今度の9月議会でお聞きしようと思うんですけど、やっぱり協働のまちづくり、これに関しまして、もう少し積極的にいかなければいけないと思います。以上、ちょっと情報まで。

じゃ、2番、お願いします。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 2番、左岸（元近商、友絃会病院付近）の草刈り整備はというご質問ですけども、滝川の左岸の草刈りについては奈良県高田土木事務所へ要望活動を引き続き行っていき、また、整備につきましては滝川における清らかな水辺の創造計画として、奈良県の植栽計画事業とともに協働で滝川の持つ機能として散策や休憩、遊び、利水の利用や川底の整備について、事業計画の準備に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） わかりました。ところで、滝川の左岸側の道路というのかな、空き地ですね、今、高田土木に清掃をお願いするとおっしゃられましたが、あの土地の所有者はどこ

なんですか。県なんですか。ちょっと、わかんない。要するに、友誼会病院から元近商のところ、左岸がずっと道があって誰も入っていけないところ、ありますね。手前の方は農家の方が入っていかれるので、割合整備されているんだけど。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 今現在、写真でこちらから見させてもらっている区域なんですけども、滝川の河川敷でありまして、管理は奈良県高田土木事務所でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） これ、高田土木は年何回切ってくれるんですかね。やらない年もあるんですか。これ、たまたま2日前の写真なんですけど、これ、見てくださいね。すごいですね、すごいですね、これね。これじゃ、みんなで築くパークタウンなんて上牧町のうたい文句は、ちょっと泣きますね。

お示ししますよ。こっちは元近商の方ですね。大きな木もあるし、草ぼうぼう。先ほどご説明のあったまちづくりのコンサルの方、夢物語みたいにきれいにしよう、きれいにしようとおっしゃっておられるんですけど、それより先にここをきれいにしないと、そんなこと夢物語ですので、年に1回かshれませんが、もう少しお願いするとか、あるいはみんなを集めて、町民さん、ボランティアでやったらどうかと思うんですが、どんなもんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今おっしゃっていただいている部分につきましては、早急に高田土木の方に刈っていただけるように要望していきたいなというふうには感じております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） ついでに、高田土木のこの草刈りもいいんですけど、五軒屋さんの方に行くと、大きな木が川の中に生えていますね。川の中ですよ。これも私、前、新入生のころ提案して何年か後に切ってもらったことあるんですけど、最近このままですね、ずっとね。こうなっておりますと、この木の根っこが悪さしよんのね、護岸の石を壊していったり。もっところち、下牧もそうやったですね。あれ、この木を切ったんですけど、また根があるもんだから、その根が悪さしよんですね。小まめにやっていただかないと護岸に対しても悪いよということをぜひ高田土木に言っていただいて。大体、これ、川ですかね。遊歩道より上、3メートルぐらいの草が生えているんですよ。すごいですね。ですから、ぜひ高田土木の方にもその辺をおっしゃっていただきたいんですけどね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今写真でお示しいただきました部分につきましては、今の状況も踏まえ、強く高田土木の方に要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、5番、辻議員の一般質問を終わります。

ここで2時35分まで休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



#### ◇服 部 公 英

○議長（吉中隆昭） 次に、8番、服部議員の発言を許します。

8番、服部議員。

（8番 服部公英 登壇）

○8番（服部公英） 皆さん、こんにちは。8番、服部です。議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に従い、質問してまいります。私の質問項目は、大きな項目で4点からなっています。

まず1つ目、平成27年度主要事業について。ごみの中継施設予定地についての町長の考え方を聞かせてください。今後の見通しについては、担当部長から説明をしてください。

次に、服部台に抜ける都市計画道路の工事がとまっている理由について説明してください。道路整備計画について、服部記念病院の前の交差点について、交通量がふえ危険度が増しています。信号を設置して、安全にしていきたい。この信号機について、以前にも質問しましたが、警察との交渉が進んでいるのか、現在の状況を教えてください。また、この都計道路については五軒屋と南上牧につなぐ計画が廃案になりましたが、最近の交通渋滞を緩和

するためには、もう一度見直して検討してみませんか。町長の考えをお聞かせください。

訴訟関連について。3月、全員協議会で訴訟についての説明で、断行期日までに収去していない場合は強制執行、平成27年5月8日以降との説明がありました。その後、6月29日になった理由についての説明と、内容について詳しく説明をしてください。

次に、福祉政策について。介護保険の見直し。奈良県から各市町村に認可業務が移り、各市町村に介護サービスの内容に格差が出始めています。上牧町の包括支援センターの取り組みと、上牧町の住民のために働いているのか、保険制度を守るために働いているのかを聞かせてください。

以上、4点からの質問になっております。再質問につきましては、質問者席でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 1問目のごみ中継施設についての考え方を聞かせていただきたいというご質問でございますが、その中継施設の何を私の考え方として述べよとおっしゃっているのか、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 先般、全員協議会で町長の方から説明をいただき、その話を丸々もう一度ここで聞かせていただきたいなと思ひまして、質問させていただきました。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） ごみ中継施設を北上牧墓地の横の駐車場地内に建設をしたいということで、まず皆さん方にご説明を申し上げまして、その後、各自治会に説明をさせていただきました。その結果、北上牧地区、それから服部台地区につきましては、ほとんど住民の方々が反対という表明でございました。米山台地区につきましては、必要であればやむを得ないという考え方でございましたが、その後、いろんな意見を私も聞きまして、その最終の判断として、墓の横が空閑地になっておりまして、私もそこまで皆さん方の反応が厳しいという予測はいたしておりませんでした。空閑地があるので、墓地の横であるがご辛抱いただけるところではないかというふうに考えておりましたが、その空閑地についても今後計画をしていくんだというような、その計画というのは墓地の計画でございますが、そういう話もございまして、それであればあこは断念せざるを得ないなという私の最終的な判断に至って、先般、説明を申し上げました場所で進めていきたいというのが最終の判断でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 本当に町長には2度同じような説明をさせて申しわけございませんが、町民の皆さんが見る機会が全員協議会と本会議の一般質問という立場が違いますので、悪いですが、もう1回してもらいました。どうもありがとうございました。

じゃ、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） 続きまして、今後の見通しということでございます。ご存じのとおり、ただいま町長からございましたように、そのような内容で大変お困っていることになっております。よって、建設工事に係る請負契約等々は9月議会に上程するつもりでございましたが、到底間に合いそうにはございません。12月には上程できるよう現在努めているところではございますけれども、工事期間でございますが、約6カ月を見込んでおります。12月に上程して議決いただきましても、6カ月かかるということは完成するのは6月末ということになります。ということは、最低でも3カ月は供用開始、おくれることとなります。9月議会には詳細にその部分、もう一度お答えできることはできるかなと今のところ考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。いろいろと事情があるので、工期のお困っていることについても納得しております。どうぞ無事にこの事業が進みますように努力してください。よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（田中雅英） ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○8番（服部公英） 次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 次に、服部台に抜ける都市計画街路の工事がとまっている理由についてというところでございますが、本工事がとまっていた理由として、用地交渉の難航、それから財政状況の悪化というところで事業を凍結してまいりました。平成22年度決算におきまして、財政健全化団体から脱却することができまして、凍結していた都市計画街路事業を議会の承認を得て再開することとなりました。平成23年度から街路事業を再開するに当たりまして、町の開発状況に伴いまして、当初、今おっしゃってございました服部台明星線に着手する予定はしておったんですが、開発事業に伴いまして、大手商業施設の税収増加が見込まれるというところで、米山新町線、それから桜ヶ丘新町線に先に着手したと。それが終わ



りまして、平成26年度から凍結しておりました服部台濁明星線に着手したというところで、今おっしゃっている部分が事業がとまっておったという理由でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 本6月定例会の補正予算書にも載っております、タブレットを見せてもらいますと、これまでの資料を見るだけではわからなかったような資料が目にとまるわけなんです。廃材がほってあって、それを片づけるためにまた今回八百幾らかのお金が別に要るようになったというように理解しているんですけれども、それはその場所で間違いないですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） はい、その場所です。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） では、その23年度から凍結している間に、今の部分の廃材であるとかそのような残土が積み上がったように認識されているんですか。あの場所は以前からああいうような形状であったんですか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 以前からああいう状態でした。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 今、質問している最中なんですけども、どこに書いてあんのとかいうて後ろで言っているんですけども、この真ん中のところに、服部台に抜ける都市計画道路の工事がとまっている理由についての関連で質問させてもらっているんですけれども、いいでしょうか、質問続けて、議長。

○議長（吉中隆昭） はい。

服部議員。

○8番（服部公英） 今回、その残土、私、思うんですけど、結構金額が高いと思うんですね、片づけるのに。その金額の根拠はどこから出てきたんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） すみません。今その金額の根拠につきまして、ちょっと今資料的な持ち合わせはないんですが。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。私も通告、そこまでしていませんので、私の質問ミスだ

ということで、また担当課に行って聞かせていただきますので、この件の質問はこれで終わりたいと思います。次の道路整備計画についての質問をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 副町長。

○副町長（田中一夫） ちょっと補足説明いたします。今、ご質問の処理費が高いというご意見でしたけど、これは当然、設計指針に基づいて積算して残土処理しているということですので、標準的な単価の積み上げの中に出てきた数字ということでしたので、高い安いというのはないというふうに考えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。私の個人的な感想を述べただけです。  
次、どうぞ。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 続きまして、2つ目のご質問の前段の部分でございます。服部記念病院の交差点につきましては路上駐車も多く、また、交通量も多いことから、大変危険な箇所となっております。このことは信号機や横断歩道の設置ということで議会での一般質問でも取り上げられたり、また、住民の自治会からの要望も承っております。町といたしましても、この場所につきましては危険というふうな形で、早期に安全対策を講じていただきたいという形で公安委員会、警察の方に要望しておりますが、この部分につきましては、この道路、先ほどから申されております服部台明星線、この部分が途中で行きどまりになっており全面開通していないということから、駐車違反等の措置はとれないし、また、信号機、それから横断歩道の設置につきましても、同様の理由でなかなかできないというふうな回答をいただいております。ただ、町といたしましては、警察当局をお願いいたしまして巡回の強化等を図っていただくとともに、本年もその部分の信号機また横断歩道の設置を強く要望したというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） よくわかりました。引き続き要望をお願いいたします。  
次の質問をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 続きまして、五軒屋と南上牧につなぐ計画道路が廃案になったところによる最近の交通渋滞の緩和をし、もう一度見直していただけないかというご質問でございますが、これにつきましては、都市計画街路服部台濁明星線は昭和48年に事業計画

決定が出されました。この事業計画時における起点は服部台から、最終が五軒屋という位置づけで要はされているわけでございます。計画時における起点はというところで、下牧高田線から服部台、今先ほど申しました工事をしているところに接続することにより、服部記念病院からそちらの方に抜けることにより、役場下の交通渋滞が緩和できるというふうを考えております。終点の五軒屋への接続という部分につきましては、終点箇所五軒屋部分が今、街路等に接続はされていない状況ですので、それらを将来的に考えたときに交通の緩和につながるという予測をしております、実施する予定はございません。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そこで、服部台明星線が開通して、その後また五軒屋につながる街路計画というものをどのように町長は考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長の方から説明をさせていただいたわけですが、あの路線については以前、位置が入っておりました。これ、県とも当然、協議事項でございますが、県もその部分については見直しをするということで、町の方にも相談がございまして、町としてもちょうど土地買収等の問題もあったわけですが、将来的につけること自体が不可能に近いような状況だろうという判断もございまして、県の方も、もしおやりになるということであれば町単独でおやりくださいというようなこともございまして、町としてはやっぱり調整区域、もしくは農業振興地区の中を通る道路、これについてはやっぱり見直す必要があるのではないかと。どれだけの利用の人がおられるのか、やっぱりそういうことも判断いたしますと、なかなかこれを実施するというのは厳しい、そういう考え方から、この道路を廃止しようということで廃止をさせていただいたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そしたら町長、今出てきてくれてはるんで、葛城台からスーパーおくやまの前の渋滞というのは今ご存じだと思うんですけども、あの渋滞対策については何か考えをほかに持っておられるんですか。町も各市町村、他町村から買い物に来てもらってこそ大きな店舗もできて売り上げもふえるんですけども、あのよう毎回混んでいますと、せっかくできているものも利用してもらいにくくなるので、何か渋滞を緩和するなり解決するような考えを持っておられるのであれば、答弁いただけますか。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） もしその服部記念病院の前から例えば道路をつけたとしても、ちょっと

利用の仕方が違うのではないかとこのように考えております。それと、五軒屋から当然スーパーおくやま、役場下の信号までの件でございますが、上牧町の場合は2車線、真美ヶ丘に入ると4車線になっております。緩和を考えられるとする方法については、3車線は考えられるのではないかと。4車線はもう不可能でございますので、もし一部的にも3車線がこれから可能であれば、将来的にそういう方法も考える余地があるのではないかなというふうに私個人としては考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。またいい方法を考えてください。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ってもらいます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 次に、訴訟関連の質問でございますが、3月の全員協議会での訴訟の日程の説明と若干ずれがあるのではないかとこのところでございますが、平成27年3月18日の全員協議会において、不法投棄撤去を求める訴訟の進め方については日程説明させていただきました。その後、6月補正に訴訟関連の予算を計上させていただき資料として、訴訟日程の資料を提出させていただきました。3月18日提出の資料につきましては、あくまでも3月18日以降の予定というところであり、6月補正に計上させていただいた部分につきましては、裁判執行官との日程調整がつき、その日程が確定したというところで掲載させていただきました。そこで予定と日程の詰めとの差が出てきたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そうですね。私、心配しているのは、その裁判所の日程がずれたということじゃなくして、日程がずれたこと自体、当事者の方が一つも協力しないで、今後ともにこのように町が1,800万円ものお金をつぎ込んで委託しながら片づけても、その現状を変えることができないのではないかなというふうに心配して質問しているのと、その1,820万円をつぎ込む前にほかに解決する方法はないのかという形で質問させてもらっているんですけども、その2点について答弁もらえますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） まず1点目、それを未然に防ぐ方法がなかったのかというところでございますが、これにつきましては、3月18日の全員協議会の中でいろいろご議論いただいたわけございまして、これについては法的措置をとって撤去に踏み切るようにという部分がございましたので、そこまでの部分でちょっと相手さんとの交渉の中で解決はできな

かったというところで訴訟に至ったのかなというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 先日の会議の中で明らかにはしてもらったと思うんですが、この現状についてはいつごろからこのようになったかというのは、町の方では把握しておられるんですか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） これについては、全員協議会の前訴訟に関する提起の中でもご説明させていただいていますけども、24年8月ごろに相手さんの方から奈良県の産業廃棄物の方に通達というか通報があったということで、その時点で町の方も相手を特定するためにいろいろと、相手方のお父さん、お母さんにこういうふうなものがあるけどもということで、誰が不法投棄されているんやということで質問もさせてもらって、それと町長名ないし弁護士さんの方からも内容証明等送らせていただきまして、一向に解決しなかったことで今回こういう強制執行に至るわけでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そしたら、町としてはいつごろから不法投棄されていたかというのはわからないということ、そして無断使用するようになった原因についても聞かせてもらおうと思ったんですけど、その辺も、何でその町の土地のあそこが個人の方が使うようになったかという原因についても、予測というか理解、認知していないということで間違いないですか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 今、議員さんがおっしゃっています、町の方も認識していません。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そしたら、その件は結構ですけど、この土地に関しては登記はどのようになっているんですか。町のものになっているんですか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 上牧町です。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 上牧町の持ち物になっていて、分譲宅地として隣地の判こも何も要らない、分譲宅地として売れる状況の土地というふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） はい、そのようでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そしたらやっぱり商品になり切っている土地を管理する管理状態が、やはり町としてはちょっと対応がまずかったのではないのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） そのところにつきましては、予算も計上させていただいたときに、この原因になった部分でそれを今後きっちりしていくというところで予算措置もさせていただきまして、それに対する措置が今でございます。今、服部議員、おっしゃってられますところにつきましては、予算特別委員会の中でも説明させていただきましたが、6月29日、撤去後に、撤去が終わりました時点で、町の方としてはそこにバリケードもし、今後そういうふうな不法投棄がないように管理するという義務がございますので、そのところはそういうふうに対処していきたいなというふうには感じております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） わかりました。聞いておきます。

それでは、最後の質問に。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 各市町村の許認可業務でございますけれども、現在のところ、国が定めた介護保険法に従いましてサービスの提供が行われております。本町におきましても、国が進める適正なサービスの提供が行われますように指導を行っているところでございます。今後の改正でございますけれども、平成28年度から、定員18人以下の小規模な通所介護が町の許認可となります。また、新しい介護予防と日常生活支援総合事業につきましては、平成29年4月から開始の予定をしております。

また、本町の包括支援センターの取り組みでございますが、地域における介護相談等の最初の窓口となりますのが地域包括支援センターでございます。介護の総合相談支援、介護の予防ケアマネジメント、権利擁護等、また地域包括ケアシステムの構築、大変重要な業務を担っているところでございます。住民の方の立場に立って公平、平等な立場をとりつつ、法令を遵守しながら、住民の方に最大限に寄り添う形で業務を遂行しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 平成26年第3回定例会資料の要介護度内訳書、平成21年から25年の第1

号被保険者数一覧を見て、今質問しているんですけども、介護保険料における1人当たりの負担額は年額5万6,421円で、1カ月当たり4,702円を支払っています。お年寄りの方々が年金の支給が減っているように感じる原因になっています。介護保険料を天引きしているから。そのような状況の中で、介護認定の基準が、国の基準は同じなんですけれども、各介護者の体調が改善されているにもかかわらず認定結果が低くなる傾向が見られています。介護保険制度を長く続けるという観点から国が締めつけてきているようですが、各市町村により介護サービスの提供に格差が出ることには、私としては納得できません。どうも上牧町の介護サービスの提供基準が、王寺町と比べても厳しさを感じます。上牧町の福祉課としては、その点、心当たりありませんか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 上牧町の介護度認定調査、厳しいのではないかとおっしゃいますけれども、上牧町といたしましては、ご本人の状態、また医師の意見書、ケアマネの調査、それによって審査会にかけます。それは公平に審査できているものと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） それは法律で決まったことですから、それはそれでいいんです。実際のところ、各介護者の方が、王寺町の介護認定を受けて上牧町で暮らしてはる介護者の方には、王寺町に問い合わせ、この介護サービスを提供してもよろしいですかという質問というか返答をもらったら、いいですよというように返事をもらえるのに、同じような境遇の上牧町の住民さんの介護者には、上牧町からはこれは使えませんよという形で、多々そういう事例がありますので、その点について、各市町村でそんなサービスの提供の差が出てくるのは私は許されないですよという形で今、提起させてもらっているんですけども、そのようなことがあるのかなのか、福祉課としてはどのように捉えていますか。

○議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（高田健一） この件に対しましては、一応、上牧町としては適正化事業ということで、できるだけ利用者のことを考えて自立に向けた支援ということでケアプランを立てております。その点に関しまして、他町とは違うかもわかりませんが、町としてはできるだけ本人の立場を考えまして、できるだけ自立に行っていただけるようになれば一番いいかと思ひまして、本人のことを思ひまして計画を立てております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） それはそれでいい話なんですけれども、実際のところ、老老介護である

とか、夫婦2人とも介護を受けているのに介護が制限されたり、そういった家庭が何軒か見受けられるから、このように質問させてもらって、少しは血の通った制度になるような形で見てほしいなというふうな形で質問しています。上牧町内で、北上牧の中で、介護認定が下がったからという理由でみずから命を絶たれた方もいます。簡単に考えてもらうより、やはり現場に入ってもらって、介護を受けている方がどのような形で生活しているかというのを現場までしっかりと地域包括センターの方は特に行ってもらいたいと思うんです。福祉課の人たちはここで働いているから、現場のことはなかなかわからないと思うんですけれども、地域包括支援センターのケアマネジャーさんたちにはもっと現場に足を運んでもらって、その家庭家庭の状況をしっかり見きわめてもらいたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） もちろん地域包括センターの職員はそれが職務でございます。家族の状況、健康状態、身体の状態、居住の問題、お金の問題、全て網羅して包括的に相談を受けております。必ず相談等がございましたら自宅の方に出向きまして、ご家族ともども相談に応じております。必ず血の通ったサービス、支援を行っていると思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） 温かいサービスを受けている家庭も多々知っています。しかし、本当に今さっき私が言ったような事件が起きたのは認識されていますよね。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） それは生き活き対策課の方と打ち合わせを行いたいと思っております。詳しくはちょっと調査いたしたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○8番（服部公英） そしたら、温かい介護サービスを引き続きお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、8番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告



○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時10分

# 平成27年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第3号）

平成27年6月23日（火）午前10時開議

### 第1 一般質問について

10番 石丸典子

6番 富木つや子

7番 康村昌史

1番 長岡照美

11番 東充洋

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人
まちづくり推進課長	杉浦俊行	福祉課長	濱田寛
保険年金課長	木村博行	教育総務課長	中川恵友
社会教育課長	塩野哲也		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 脇屋良雄 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



○議長（吉中隆昭） 昨日の一般質問の中で、服部議員から質問ありました件について、住民福祉部長が調査しておきますという件につきまして、住民福祉部長より説明したいという申し出がございましたので、住民福祉部長から説明を願います。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） おはようございます。冒頭にお時間をとっていただきましてありがとうございます。

昨日、福祉政策についての服部議員の一般質問、ご質問がございました。私、調査をして、本日報告させていただくことになっております。この住民の方についてのケースでございますけれども、専門職員によりますしっかりしたフォローをとっておりました。関連性、問題点はないものと私どもは考えております。

また、ご本人とご家族様の個人情報の関係から、これ以上の答弁は差し控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員、これでよろしいですか。

○8番（服部公英） はい、結構です。

---

◇

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） それでは、日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

---

◇

◇石丸典子

○議長（吉中隆昭） それでは、10番、石丸議員の発言を許します。

10番、石丸議員。

（10番 石丸典子登壇）

○10番（石丸典子） おはようございます。10番、石丸典子です。

質問に入る前に、通告書の訂正をお願いいたします。議席番号5番としましたが、10番の誤りです。大変申しわけありません。訂正のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、質問は3点にわたっておりますけれども、まず1点目は、国民健康保険税の引き下げと県単位化について、2つ目は中学校用教科書採択について、3番目はマイナンバー制度についてです。

まず1つ目の国民健康保険税の引き下げと県単位化についてであります。上牧町ではこの4年間で国民健康保険税の税率改正が行われました。私は、税率改正が行われる前の平成23年度、それと今年度の税率から比較させていただきました。所得200万円、4代のご夫婦、子ども2人、固定資産は5万円という資産で計算をしてみました。税率改正前の平成23年度では保険税額は年額で46万9,050円、平成27年度では固定資産割がなくなった後、新しい税率改正も含んでおります。年額41万6,700円、所得に対する保険税の率は、平成23年度は23.5%、そして今年度は20.8%、金額的には5万円少しの減額となっておりますけれども、やはり、所得に対する保険税の負担、20%を超え大変重い負担となっております。それで、国民健康保険税については、日本国憲法の第25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、そして国は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上と増進に努めなければならない、

この根拠のもとで国民健康保険法が制定されております。この国民健康保険法の第1条でも、社会保障及び国民保健、この保健は健康を保つという保健でありますけれども、国民保健の向上に寄与することを目的とするということで、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うとされています。そして第4条では国の責務が明記され、国庫負担拠出の根拠とされているところです。そして、被保険者は市町村、上牧町が被保険者となって運営されているところです。この国民健康保険はこのような観点から、相互扶助というものではなく、社会保障のうちの1つの制度としてなっております。払える保険税で、そして必要な方に医療を提供する、このことがしっかりできるよう健康を守る、早期発見で治療できる、このためにも健康保険税の引き下げが必要だと考えております。

それぞれの項目でお聞きいたしますけれども、まず1つ目には、平成26年度の決算見込みについてお伺いしたいと思います。

2つ目には、国民健康保険税の均等割、一人一人にかかる保険税は1人当たり2万7,600円ですけれども、これらを含むさらなる引き下げについてお伺いしたいと思います。

また、今年度からは、特に保険者支援制度として、保険料の軽減、対象者数に応じた財政支援も国では言われておりますけれども、これは国では約1,700億円、1人当たり約5,000円の改善効果が見られるというふうに言われております。この活用方法も含めお伺いいたします。

そして、県単位化ということで、現在、進められておりますけれども、2018年度、平成30年度から国保の県単位化ということが進められます。これは、当初は小規模市町村は国民健康保険の財政が大変だから、県で1つにまとめればスケールメリットがあって安定する、保険料も一本になるという理屈も行われておりましたけれども、決してそうではありません。県の役割は、医療の供給量の調節、そして、保険税の収入と保険給付費をしっかりと管理するということです。国民健康保険の県単位化は、都道府県ごとに医療費の支出と収入を管理させ、医療費適正化計画によって、医療費を抑制するものとなりかねません。こういう観点で質問いたしたいと思っておりますけれども、現在の取り組まれている状況をお伺いいたします。

2つ目は、中学校用の教科書の採択についてであります。ことし4月6日、文部科学省は教科書検定において、育鵬社版と自由社版の歴史・公民教科書を合格させました。これらの教科書は侵略戦争を美化、正当化し、近隣諸国との緊張を高め、日本国憲法を敵視するものです。子どもたちに手渡すにはふさわしくないと考えるものです。教科書の採択に当たっては、日ごろ専門の教科等教えられている先生の意見、また、子どもたちに教えやすい内

容という立場からも、現場の先生の意見の尊重がまず大事だと考えているところです。

4点にわたってお伺いいたします。

教科書の採択は学校の先生の意見の尊重を、そして2つ目には、教科書の展示、閲覧についてお伺いいたします。各学校、各町の図書館でも閲覧できるよう配慮をお願いしたいと思います。

3つ目には、情報公開についてです。採択の過程も含めて、議事録も全て情報公開となるのかどうかお伺いいたします。

そして、4点目には、教育委員会のホームページ作成についてお伺いいたします。

3つ目は、マイナンバー制度についてです。個人情報を一元化する共通番号制度が来年1月から運用されようとしています。政府は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤と説明して進めています。ところが、情報の流出や漏えいが心配されているところです。この6月1日には、日本年金機構の個人情報の流出が明るみに出ました。100万人を超える情報とも言われています。この年金の情報は、マイナンバー対象の年金情報そのものです。町での対応、また情報の流出、漏えいが心配されているところですが、町の取り組み、見解についてお伺いしたいと思います。

以上の項目です。

再質問については、質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 1番目、平成26年度の決算見込みについてでございますけれども、平成26年度の決算見込みにつきましては、歳入では保険税が税率改正を実施いたしました影響から、約4%の減額となる見込みでございます。現年度の徴収率につきましては、平成25年度の93%に比べまして1%程度の伸びを示しております。

また、基金繰入金でございますが、前年度より89%の増となっております。これも国保税引き下げの影響分でございます。反面、歳出につきましては、医療費が約1%の増加、平成25年度とほぼ同じ伸びで推移しております。平成26年度の実質収支につきましては、約1億2,000万円となる見込みでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 決算見込みについてお答えいただきましたけれども、医療費はやや伸びているということの特徴はわかりましたし、実質収支で約1億5,000万円ということは、黒字で見込まれるということでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 1億2,000万円と申し上げました。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 平成26年度におきましても、当初予算で基金の繰入金8,000万円がされておりますので、何とか黒字でありますけれども、印象としてだんだん黒字幅が狭まってきているのかなというふうな印象です。それで、国保会計というのは、収支とんとんで保険税で賄っているというところで、本来なら、黒字で基金が積み上がっていくというのはあまりよくないと。被保険者への還元、しっかり保険税分、徴収分を還元していくという観点からはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 黒字分等還元といたしましては、本年度から人間ドックを導入いたしております。保健事業にも力を入れているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今年度から国保会計の中で、特定健診のほかに人間ドック等、保健事業も新たに入れられたことは評価したいと思いますけれども、この国保会計の見込みについては、今年度からは制度が大きく変わりますので、これまでの決算の見込みとまた大きく変わってきますので、特に共同事業の交付金であるとか拠出金ということで、ほぼ同額の交付を受けて同額拠出すると。上牧の平成27年度ではそういう形で医療費の給付という形が県で単位化されるということの始まりが行われていると思っております。それで、今後の国民健康保険税の引き下げについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今後の国保税の引き下げにつきましては、平成30年度に国保の財政運営が県に移行されたときに、標準税率については基金等を繰り入れて料率を押さえることも可能な仕組みとなっております。そこで、基金を活用いたしまして、平成30年度からの標準料率より低い料率を設定いたしまして、被保険者の保険料の負担を軽減することを考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、県単位化は後でもう少し触れますけれども、今年度からの保険者支援制度の財政支援として交付される金額ですけれども、これの活用で保険税を押さえるということは可能ですか。



○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） その活用と申しますが、それも加味いたしまして、さらなる引き下げということになるかと思っております。また、その状況を今後の決算状況等を見ながら、慎重に試算を行いたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） この国の支援策は法定の減額対象者数に応じた財政支援ということで、上牧町では軽減世帯数が平成27年度では、予算のベースですけれども57%ということで、医療分だけで予算の資料で見させていただきましたけれども、軽減世帯数は50%を超えているという状況で、軽減世帯が大変大きい保険者ということで、財政支援もこの分では膨らんでくるんだと思われまけれども、このあたりも十分活用されて、特に低所得者については7割、2割、5割の軽減がありますけれども、そのほかに中間所得層と言われている所得200万から300万程度の世帯にも十分保険税の軽減が行われるよう対策を講じていただけるよう、よろしく願いいたしますが、この国の財政支援を活用した形での検討はどのように行われますか。

○議長（吉中隆昭） 保険年金課長。

○保険年金課長（木村博行） ただいまの財政支援ですけれども、国から1,700億円入ってくる部分につきましては、基盤安定の繰入金のところでは反映される分であって、中間層の保険税の軽減には当たりません。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） でも、会計全体としてそこで軽減の財政支援が行われるということは、会計的には国の支援金が上がってくるということで全体の保険料を軽減していくということは可能ではないのですか。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） つけ加えて、これからは、共同事業の交付金、この精算等々も当初の予算とは違う形で行われてくると思いますし、来年度以降は医療費の増加や後期高齢者の支援金分、前期高齢者の支援金分と、この保険者支援制度ということで、新たに軽減対象者数に応じた財政支援ということで、全体のそれぞれのそれらの支援金で会計に占める収入はどうかということもしっかり試算していただきまして、被保険者に還元できるようしっかり試算をお願いしたいと思います。ある市町村では、これらの支援金の増減を加味して保険料を下げるというふうな研究も行われているところですが、上牧町においてもぜひそ

のような検討をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今後におきましても、それぞれの制度的なものを加味しながら、しっかりと試算をしてみたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしく願いいたします。

それで、県の単位化についてでありますけれども、現在の取り組み状況をお願いいたします。この件につきましては、常任委員会でも何度かお聞きしたりしておりますけれども、その後の進展とご説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 県単位化についてでございますけれども、国民健康保険の財政運営の主体を30年度から都道府県とする改革につきましては、ことし5月27日の参議院本会議で採決され成立、同月29日に交付、施行されました。運営のあり方といたしまして、県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う、また、保険料の決定につきましては、標準的な算定方法によりまして、市町村ごとの標準保険料率を決定することとなっております。

次に、保険給付につきましては、給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うとなっております。また、市町村の役割といたしましては、財政運営は国保事業費納付金は分賦金といわれますけれども、県に納付する。資格管理を行い、被保険者等の発行を行う、保険料の決定、賦課徴収につきましては、標準保険料率を参考に実際の算定方式、保険料率を定めまして、保険料の賦課徴収を行うこととなっております。保険給付につきましては、保険給付の決定業務を市町村が行うこととなっております。

以上が、今回成立した改正国保法の主な内容となっております。

今後におきましては、厚労省におきまして、さらに検討していく予定となっておりますから、県単位化につきましては、現在わかっているところは以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 説明ありがとうございます。

それで、上牧町においては国民健康保険の保険者は引き続き上牧町ということで、はっきり言ったらこれまでと同じという理解でいいですね。完全移行型ではない、国民健康保険特別会計もそのまま継続されるというふうな理解でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、今説明いただいたように、保険証の発行であるとか、標準保険税率を参考にした上牧町の保険税率の決定であるとか部課徴収、保険の給付、保健事業等が引き続き上牧町が行う事業であるということですが、ただ、県が示す標準保険税率がどうなるかということで、上牧町の国民健康保険税をどのように算定するかが今課題と言われているところだと思いますけれども、この県が医療の供給体制を管理するというので、医療費にかかる費用を納付金として県に納入するんですけれども、それが100%納入しなければならないということで、必要な医療費にかかる分は納付金として100%納入するというふうな理解でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） おっしゃるとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、これまで委員会等で町長の説明は、これが100%納められないことがあっては困るので、今後は基金の活用もということもご説明がありました。これは、100%納入を図ろうとするには県の基金を使った貸付金を利用する、また、保険税そのものを引き上げるか、一般会計の繰り入れ等が必要となってくると思われまますが、これらについては、厚生労働省は国民健康保険は独立採算で一般会計からの繰り入れは好ましくないとされておりまますが、結果的にはこういう会計の仕組みでは一般会計の繰り入れも今後は引き続き存続するというふうな理解をしているところですが、これはよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 一般会計の繰り入れも可能ではないかと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 制度的には少し県単位化ということになりますけれども、住民の方の医療にかかる権利保障するというので、保健衛生で保健の向上ということでは、町の役割は変わらないということになってくると思います。特に、保険給付費の削減という観点で、医療費を削減するという観点との締め付けも今後大変危惧するところですが、町においてはしっかりと、健康管理であるとか保健事業ということで、検診であるとか、人間ドック

等の受診率を向上させて、しっかり早期発見、早期治療の観点から力を入れていくのは、今後の課題は同じだと考えているところです。

このことで、壇上でも言いましたけれども、医療費の県の単位化ということでは、医療費の支出と収入を県が管理して、医療費適正化計画ということで医療費を抑制することに本当につながるものであるということは指摘をしておきたいと思います。

以上で、国民健康保険税の項目は終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、中学校用教科書の採択の件でお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 続きまして、項目2番、中学校用教科書採択について、ご説明させていただきます。

まず1番の教科書の採択は学校の先生の意見を尊重ということでございますが、教科書の採択は県教育委員会の指導により、採択地区協議会を組織し、各教科ごとに各学校の教員により適切な数の調査研究員を選定し、専門的な観点から研究を進め、調査報告書を作成しております。この報告書を参考に採択地区協議会で研究協議を行い、教科、科目ごとに1種の教科書を選定し、それらの結果を踏まえて各教育委員会で採択することになっております。このことから、学校の先生の意見の尊重をということでございますが、この中に含めて進めさせておるということでございます。

○10番（石丸典子） 続いてお願いいたします。

○教育部長（藤岡達也） それでは、2番の教科書の展示、閲覧についてでございますが、ホームページにも掲載しておりますが、今年度は6月19日から7月17日までの期間で、広陵町の図書館と庁舎西館1階教育委員会会議室で展示しております。中学校への対応もということでございますが、運用の中で7月1日から17日の間、上中と上牧二中に展示する予定をしております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 早速ホームページにも教育委員会の会議室で展示というふうな掲示をされておりました。これについてはアンケート用紙等、感想等を書けるような配備はされているでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今おっしゃられたことは備えてはおりません。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ぜひ、備えつけていただけますようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今後17地区協議会の中で進めていきたいと考えております。

○10番（石丸典子） 続けてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 続きまして、3番の情報公開でございますが、今年度も昨年度と同様、上牧町教育委員会での採択会議については公開を予定しております。開催時期については8月上旬を予定しております。

以上でございます。

○10番（石丸典子） ホームページについては。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 4番目のホームページでございますが、教育委員会独自のホームページの作成は考えておりません。現在あります上牧町のホームページの内容を充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） このごろ、町のホームページを見せていただきますと、直近の取り組みであるとかお知らせ、工事の状況であるとか、教科書の展示が始まりましたというふうなお知らせが冒頭でぱっと出てくるのは、取り組まれている新しいことだと思いますけれども、それぞれの担当担当でのホームページというのは大変難しいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 担当担当のホームページということでございますが、その掲載内容につきまして、そういうボリュームもございませんし、今、現有する町のホームページ、住民にお知らせしなければならない問題が起こった場合、今、議員おっしゃっているように、お知らせ版で早急にお知らせすることとしておりますので、今のところ、その方法で運用していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今後また、工夫をしていただきたいと思います。福祉関係や教育関係

ということで、一目で制度等わかるように、また行事等もわかるような形でぜひ工夫をして  
いていただきたいと思います。

以上で2つ目の項目は終わります。ありがとうございます。

それでは、最後のマイナンバー制度についての取り組みと町の見解についてお伺いいたし  
ます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） では、3番目の質問事項についてお答えさせていただきます。

現在、当町におけます情報セキュリティ対策につきましては、平成24年11月に情報セキ  
ュリティーの維持、向上を図るために、情報セキュリティポリシーを全面改定しておりま  
す。全庁的な統一方針のもと情報を安全に確保するための取り組みでございます。

また、平成26年10月には、より情報の安全性を高めるための目的といたしまして、上牧町  
情報セキュリティ運用管理内規を定めまして、情報の流出、漏えいに対するセキュリテ  
ィ強化を図っているところでございます。

今後は、番号制度の利用に向けた技術的な安全管理措置の強化に加えまして、人的、物理  
的な安全管理措置の強化も不可欠であることから、このことに取り組んでいきたいと、この  
ように考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 平成24年から既に準備が行われているという説明をいただきましたし、  
財政的にもこれまで幾らか配備されて取り組まれているのは存じておるところですが、この  
マイナンバー制度というのは住基ネットとは大幅に情報が違いますし、この住基ネットは  
2002年から始められましたけれども、同じく4つの情報を含んでいますけれども、これは全  
国的には5.5%の利用ということでありまして、今回のマイナンバー制度というのは、  
町が不参加や不協力ということはできないというふうな仕組みですね。住基ネットの場合は、  
自治事務ということになっていますし、マイナンバー制度は法定受託事務という内容で個人  
番号の付番、通知、カードの交付等の事務がありますけれども、これらで大変事務量も多  
くなるということと理解しているところですが、それで今、6月1日には特に年金の個  
人情報流出ということで、マイナンバーの制度に対する不安が大変広がっているところ  
ですが、これについてはどのような見解でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されましたことにつきましては、本日の新聞でも、101万件等の

流出があったというふうにも掲載されておりました。町といたしましては、先ほど申しましたように、技術的安全管理措置の強化といたしまして、今後、アクセスの制御、アクセス者の識別の認証など、外部の不正アクセスの防止等に十分取り組んでいきたいと。そのことから、現在、町内の情報系ネットワークの整備を本年度に行う予定で、現在、その作業も進めておるといところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 実施に当たっては職員の体制も大変重要なことだと思います。こういう個人情報を一元化するような扱うものですから、臨時職員であるとかの対応も大変危惧されると思いますけれども、この職員の体制については万全でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 職員の増員等は考えていないところではございますが、番号制度の利用を見据えた各事業の実施手順、そういうふうなものをまとめるなどいたしまして、マイナンバー制度の運用に係る事務を円滑に運ぶように、今現在、準備を進めておるといふところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 国で決まれば町としては参加をしていかなければならないということだと思います。このマイナンバー制度は個人の情報が国や企業に筒抜けになるなど、国民の管理や統制が強まるものだと私は考えています。まさに人権が脅かされる危険性をはらむものです。そして、制度の内容がほとんど十分知らされていません。日本共産党では、このマイナンバー制度は国に対しては10月からの個人番号の通知は中止せよと。そして、制度自体もこれ、提案のときから反対をしているところです。便利になると、情報が一括していろんな支援がしやすくなると言われますけれども、やはり、情報を管理される、人権が脅かされるという大きな観点もあると思いますので、運用についてはその辺もしっかり認識いただいて取り組んでいただきたいと思います。私は、10月からの個人番号の通知はとりあえず延期をすべきだということを申し上げておきたいと思います。

何かご意見ありましたらお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されたことではございますが、情報セキュリティーにつきましては、今後も職員研修などを行いまして、情報の漏えいなどにならないように全庁を挙げて取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ご答弁ありがとうございました。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇富木つや子

○議長（吉中隆昭） 次に、6番、富木議員の発言を許します。

6番、富木議員。

（6番 富木つや子 登壇）

○6番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。6番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

上牧町の人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向性を提示する地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定が自治体でいよいよ地方創生に向け本格化してまいりました。この中では、緻密な町の将来に備え、将来の展望とともに地域住民の声をどこまで盛り込めるかが計画成功の鍵となりますが、私たちも地域の再生と発展のため、地域直結の議員として住民の声を政策に生かす役割はさらに重要となってまいりたいと思います。

さて、私は今回、統一選におきまして地域の皆様と対話をする中、さまざまな多くのご意見、ご要望をいただきました。日常生活を通して最も地域の実情と課題など、町行政に届けることも私たちの仕事でございます。上牧町に住む皆様がいつまでも安心して住んでいただ



けるよう努めてまいりたいと思います。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

1 番目として、学校給食についての質問でございます。平成20年12月、食物アレルギーのある小学生が給食後に亡くなるというショッキングな事故が起きました。文科省は昨年3月、有識者会議で再発防止に向け、今後の改善や方策等について、最終報告を取りまとめました。今回、上牧町では、上牧町学校給食に関する食物アレルギー対応ガイドラインが策定されております。食物アレルギーのある児童や生徒の現状や、今回ガイドラインが策定された経緯と保護者児童、生徒への対応等についてお伺いいたします。

2 番目は安全対策についてでございます。1、滝川沿い遊歩道の補修整備について、2、図書館付近、県道と遊歩道の安全対策についてお伺いいたします。近年、上牧町は大型店舗や新築住宅が建ち並び、町の様子は大きく変化していますが、町の中央を滝川が流れており、遊歩道付近ではまだ田んぼや里山など、自然豊かな町の風景は大切に残されています。実際、遊歩道は多くの町民の方々が健康づくりのためにジョギングやウォーキングをしたりして楽しまれています。私も湖や草花の遊歩道の風景が好きで、週末に友人と歩くこともあります。道路の剥がれや照明の暗さなど危険だなと感じるときがあります。自然を楽しみ、住民同士の友好の場と健康づくりの遊歩道です。通行の際の危険箇所の整備や点検補修等が必要です。安全対策をお願いいたします。

3、アピタ隣接のささゆり台住宅の街灯設置と児童生徒の通学路の安全対策について。

アピタ隣接のささゆり台では、住宅が少しずつ建設され、入居者がふえてまいりました。公園には子どもたちが遊ぶ姿も見受けられます。アピタの営業時間には駐車場内の電気等で周辺道路は明るくて問題はありませんが、閉店後は住宅に入る道路は真っ暗状態です。また、店舗周辺ということで、車が多い道路ですが、住宅の児童・生徒は第三小学校の通学路となっています。子どもの命を守るためにも早急な安全対策をお願いいたします。

3 番目は健康についての質問でございます。

1、後期高齢者の人間ドック、脳ドック検診の助成について、健康に対する関心が高くなっている中で、病気の早期発見という観点から、ことし5月から国民健康保険事業で人間ドック、脳ドックの助成が始まりました。この事業は国民健康保険の加入者74歳までの方のみの補助事業となっており、75歳以上からの後期高齢者の方は受診できません。住民の方より75歳でも健康に気をつけている方が人間ドックの事業を望む声もございました。病気の早期発見、早期治療で健康寿命で過ごすことが医療費抑制につながることもお考えいただき、後

期高齢者を対象にした人間ドック、脳ドックの助成の取り組みについて、お考えについて伺います。

質問の内容は以上でございます。

再質問は質問者席で行ってまいりますので、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ただいま通告させていただきました質問の内容等について、壇上でお話をさせていただきますして、今年度から上牧町学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン策定による給食のアレルギー対応が始まっておりますが、主に今回質問させていただいたことでございますが、4月からその対応について進めるまでの対象者の子ども、それから保護者に対するの対応についてどのようにされたのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問の一番目ですけれども、学校給食における食物アレルギーについて、学校給食の教育の一環としての考え方についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 1つ目の質問でございます。学校給食が教育の一環としている理由ということでございますが、学校給食は成長期に当たる児童、生徒を心身の健全な発達のため、栄養バランスが取れた食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上はもちろんのこと、食に対する指導を効果的に進めるものでございます。特に給食時間では準備から後片づけを通じて計画的、継続的に指導を行うことにより、児童、生徒に望ましい食生活と食に関する実践力を身につけることを目的とし、学校給食が教育の一環とされている理由でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 学校給食が教育の一環としての考え方について、今、部長からお話をさせていただきました。よくそのことは理解させていただいたところです。

そのことから、2番目の質問なのですけれども、上牧町では今回、先ほどから言ったようにガイドラインを策定されて、4月からはこのガイドラインに沿って対応しておられますけれども、今回策定された経緯と理由についてお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 経緯ということでございますが、先ほど議員も壇上でご説明されましたとおり、平成24年に食物アレルギーによる児童がアナフィラキシーショックの疑いによ

り亡くなるという事件を受けて、文科省では平成25年5月に協力者会議が設置され、食物アレルギーに対する最終報告がまとめ上げられたところでございます。まず、これを受けまして、上牧町教育委員会では、食物アレルギーによる事故防止を最優先とする考えのもと、今回、食物アレルギー対応ガイドラインを作成したところでございます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 私、壇上で先ほど事故については平成20年と申し上げたと思いますが、訂正して24年ということで、わかりました。失礼いたしました。

それと、今、そのような形で、事故防止ということで、子どもたちの給食を本当に安全に行うために、今回のガイドラインを作成されたということでございます。その中で次の質問になりますが、アレルギーの児童、生徒の現状と対応について、あと、緊急時の対応についてもあわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） はじめに、アレルギーの子どもの数でございますが、今、合計19人在籍しております。うちアナフィラキシーの既往を持っている子どもたちは4名おります。対応ということでございますが、給食時、主食、パンとご飯と牛乳は提供しておりますが、アナフィラキシーの既往のあるお子さん4名に対しましては、副食、俗にいうおかず、それを弁当対応にさせていただいております。

学校の対応でございますが、食物アレルギーは思わぬときにアナフィラキシーが起こることがあります。もしものときに落ちついて素早い対応ができるよう、各学校で食物アレルギー研修を行っており、そのときに対応も実施しておるという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 現状については、今、19名で、うち4名がアナフィラキシーということでよろしいんですね。

その中で今の対応は、このガイドラインというよりは、本当に最初から安全対策ということで対応させていただいて、緊急時の対応等についても研修を重ねているということでの理解を今させていただいたのですけれども、それで結構ですか。

その中で、今回のガイドラインですけれども、4月からのガイドラインでは、大原則、基本的な考え方が示されておりますけれども、今回、3点指針の中で大原則がございました。

1点目は、安全性を最優先に食物アレルギーのある児童、生徒にも給食を提供する、それ

から2番目としては、原因食物の完全除去対応を原則とする、それから3つ目が、事故につながるため、過度に複雑な対応は行わないということで、この3点の大原則についてはどのように捉えて、今回、ガイドラインということに対応とはなっているんですけども、このことからこれに合わせてのガイドラインの策定前と策定してからどのように変わったのかということをお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ガイドライン策定前と策定後、どのように変わったかということでございますが、大きく変わったところは先ほども申し上げさせていただいたとおり、アナフィラキシーのお子さんに対しては、副食、おかずは弁当で対応するというのが一番変わったところでございます。なぜ、そのような対応をしたかと申し上げますと、まず先ほど申されましたように、安全、人の命を守るのが最優先と考え、このガイドラインを作成させていただいたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 何といたっても将来のある子どもたち、また、生命ということでは、一番先にしっかりと対応しながら、給食を進めていくということが大事かと思っておりますので、そういう意味ではこの教育委員会、上牧町におけるアレルギーに対する対応というのは、児童、それから生徒が安心して給食を食べることができるよう、事故防止に向けた取り組みを実行された点については、教育委員会、また関係者の方々の取り組みというのは、私は正しかったかなと、正しいことではないかなと思っております。ただ、この対応の中で、非常に大事な点なのですけれども、今回のガイドラインに沿って取り組むに当たって、児童、生徒、保護者に対して勧めるまでにどのように説明、また対応されたのか、このことは、大変に私、大事なことであると思ひまして、今回質問させていただいたのですが、この点についてよろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） このアナフィラキシーの子どもへの対応ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、現在4名のアナフィラキシー既往の児童、在籍しております。この4名につきましても、保護者との面談を重ね、4月から、先ほど申しました副食は弁当でという対応をしていただいておりますが、保護者の声といたしましては、担任の先生からクラスメートへの弁当持参の説明や本人へのフォローをしていただいているので、問題なく学校生活を過ごしておりますというご意見や、ガイドラインを策定されて安心しまし

たのご意見もいただいております。今後の対応といたしましては、保護者から提出された生活管理の指導表をもとに、児童、生徒の情報を得て申請内容を正しく把握し、児童、生徒に心ある対応に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） こういう対応というのは、非常に子どもたちが給食というか、毎日の生活の中で、食べ物が制限された生活の中で、いろいろな子どもの思いというのがあると思います。保護者の捉え方というのもさまざまに違うと思うのです。だから今回、違う中での教育委員会、または学校関係者の対応というのが非常に、きのうまでよかったのにきょうから食べたらあかんとか、弁当を持ってきてくださいとか、そういうことになると、子どもたちがやっぱり理解できないところがあるのは現実だと思います。そういうところに当たっては、今後は本当にそういう対応、今後についてもいろいろ、給食だけじゃなくて、いろいろな教育の中では丁寧に、また、子どもたちの思い、それから家族のご意見、そういうあたりも、やっぱり情報共有をしっかりとしながら、このような進め方をさせていただきたいと思うんです。今回、そのような対応をしていただいている順序を踏まえて、順序立ててしていただいているんですけども、児童、生徒、家族の反応、どうだったのか。先ほど安心したとかいう方もいらっしゃったと思うんですけども、中にはまた違った捉え方があったと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほども申し上げさせてもうたとおり、前向きな意見もあった中、なぜというご意見も保護者の方からは届いてはおります。保護者への対応はもちろんのこと、子どもが納得できる対応に今後は努めさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 何と言ってもそのような対応が一番心がけていただきたいと私も思いまして、質問いたしました。

最後なんですけど、大事なことは子どもの命を守ることは一番ですけども、教育現場のことでもありますし、それと同じくらい大切にしなければならないのは、物事が規則で決まったからではなくて、子どもの思いも考えて、そして1つの教育という観点から考えていただいて、このような今後のことでもありますので、今後も丁寧な対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。このことは、今申し上げておきたいと思っております。

が、答弁されますか。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） この食物アレルギーのことに关しましては、子どもの命というのは、やはり教育委員会といたしましては最優先に考え、今後も進めさせていただきたいとは考えますが、それ以外にも学校生活、行う上では、いろんな問題もございませう。事象が発生するたびに、先ほど申し上げましたが、心ある対応で接していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ありがとうございます。

以上でこの質問、終わるんですけども、子どもたち、私、通学路の安全、緑のおばさんをしておりまして、対応させていただいているんですけども、そのときに子どもたちに「学校の給食おいしい？」と聞いたときに、「どない」と言うたら、「おいしいよ」と言うんです。「おいしいし、きょうの給食も楽しみやねん」というようにして、学校で、朝登校してました。そのことも子どもたちが、本当に給食、きょうは献立何かなというような、そのような思いで楽しんで、1つは教育の中でのそういうふうな楽しみ、また、成長するに当たっての栄養面であるとか、本当に大切であると思ひますので、その点もそのようなことありましたので、最後につけ加えまして終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

では、次、お願いしたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 滝川沿い歩道の補修整備というところで、2点補修の整備と、それから照明についてというところでご質問だったと思ひますけれども、まず1点目の滝川の遊歩道の整備につきましては、平成10年から14年において5年間かけて整備されたというところでございます。それ以降、現在に至るまで、15年以上が経過している状況の中で、大変、歩道面においてはひずみ等が生じているという現象はこちらの方では確認してありません。滝川の遊歩道については、先ほども壇上で申されましたように、ウォーキング、それから買い物道として利用者が多くされているということも確認してございまして、その方たちの安全を確保する上においても早急に着手しなければならないとは意識してございませう。ただ、事業の着手につきましては、計画的に取り組む必要もございませうので、早急に財政計画に計上した後に、計画的に補修できるよう努めてまいりたいというふうに思ひてございませう。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） この遊歩道、10年から14年ということですのでけれども、これまで点検とか歩道の修理であるとか整備であるとか、そういうことは、これまでに点検等なされたことはありますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） まず、点検については、具体的な点検というのは行っていない状況です。ただ、修理につきましては、今、中央公民館付近の歩道の部分については一部補修しておる状況です。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 今、部長の方から全体的には財政措置もありますので、計画的にやっていきたい、計画を立ててやっていきたいということでしたが、今も先ほども壇上で話したとおりに、早急にという話もこの中にあります。電気等については、やはり暗いです。私も歩くんですけど、やはりちょっと暗いなという、そういうふうな印象がありますし、また、道路の歩くところの地面、路面が剥がれているところが一部あるということで、やはり歩きにくいなというような印象がありましたけれども、そういうところ辺については計画的にということも、非常に今後については大事になりますけれども、その対応というのはどのように考えておられるかお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） そしたら、次、街路灯についてというところなんですけれども、これにつきましたら、遊歩道の設置のときに全線設置されている状況でした。そのときに、当初、照度と申しますか、それについては、明るい目の照明を設置させていただいていたところなんですけど、周辺の田畑の所有者の方から、ちょっと明るすぎて農作物に影響が出るという申し出がございまして、一応、現状の照度の照明にさせていただいているところでございます。ただ、先ほども申しましたように、設置当初から13年以上が経過して、その遊歩道の周辺の景観についても、大分当初から変更といいますか、変わりがあり、田畑の部分についても大分少なくなってきたという状況から、今後は計画的な切りかえという部分にもなるんですけれども、交換を要する部分からランニングコスト等も考えつつ、LEDの方に交換していきたいなど。ただ、今申しましたように、田畑に面する部分については、そのままの対応で対応していきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 電灯についてはわかりました。

そしたら、道路についてのめくれとか、そういうことについての早急対応というのはどのように考えていただいていますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） その部分につきましては、先ほども申しましたように、早急にこちらの方でどの部分が必要なのかという部分は調査いたしまして、そのこのところをまず確認しましたら、部分修理でという部分につきましてはの対応であれば、コスト的、それから道路の景観というのが大変損なわれるというふうなことも考慮いたしまして、財政計画の中に盛り込んでいき徐々に、全面一斉にとりますと予算的なものも非常に難しい部分がございますので、計画をもって部分部分で補修を対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） せっきくの遊歩道ですから、危険な箇所については歩けないというふうなことになる、ちょっとおかしい話になりますので、やっぱり皆さんが安全に歩けるように、遊歩道を活用できるように、そういう危ないところは部分部分で対応を早急にしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

わかりました。じゃ、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 私の方から先に言わせていただきます。

次の図書館付近県道と遊歩道の安全対策でございますが、この点については、前から私の方も担当課の方には、車への基点箇所の告知の看板であるとか、カラー舗装ということもどうなのかという提案もさせていただいておりましたが、その後についての対応、どのような考え方になっているのか、よろしく願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今ご指摘の滝川遊歩道から米山新町線と交差するところの箇所というところでございますが、これにつきましては、いろいろな議員からもいろいろ質問いただきまして、また、先ほどの遊歩道の利用者が多いというところで早急に設置要望というところでございますが、これ、横断歩道なり設置するということになれば、公安委員会の所轄になります。公安委員会からの指導といたしましては、下牧高田線に南都銀行前に横断歩道があるというところで、そこからの距離が近いというところで、そちらを利用しなさいという部分と、それからその部分のカラー舗装についても、今申しました距離的な問題から、そこに設置するのは再三要望しておりますが、無理ですという判断を得ております。そこに



つける部分は、今申しましたようにちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 要は遊歩道を、図書館のところまで歩いてきて、その県道を渡るのが危ないので、そっちまで渡るにはどのような方法があるのかをお聞きしたいんですけども、その点について、これもだめだ、あれもだめだということになると、遊歩道、そこまで、横断歩道まで行ってまた渡るというような方は見かけたことがないような気がします。やはり、そういう面では続けて渡れるような、先ほどの方法が難しいのであれば、上の方に歩道橋をつけるとか、橋の下を利用して遊歩道をつなげる形になるとか、そういうふうな対応というのは、方法もあるかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今、議員が申されましたとおり、公安委員会としてはだめだと。そしたら、利用者が多い中でそれにかわる方法がないのかというところでございますが、今、議員が申されました部分について、公安委員会以外の部分でどのようなやり方があるのかというところの検討については、こちらの方としてはしていかなければならないのかなという認識は持っております。

ただ、具体的に歩道橋ができるのか、また先ほども申されました橋梁の下を利用できるのかという部分につきましては、今後協議した中でどうなのかという部分は進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 随分、この箇所についても、たくさんのお声、いただくんです。言っていることはわかるんですけども、要は向こうまで渡りたいのに渡られへんという、そういうふうに、皆様のご要望はとにかく向こうに渡れるようにしていただきたいということなんです。私も何か方法はないのかということで今話をさせていただいたんですけども、今後はあれだけ車が多い中での看板というのは無理、カラー舗装も無理ということなので、そういうあたりもしっかりと前向きにご検討をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 先ほど申しましたように、公安委員会としての部分はもうだめだという回答を得ております。それ以外に、公安委員会以外にどのような部署でどのような手法があるのかというところを十分に検討させていただきまして、前向きに進めさせていた

だけたらなというふうには感じております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 本当にいい遊歩道ですので、せっかくありますし、やっぱり健康増進、また皆さんが交友の場としても大いに今後も利用していただきたいと思います。ある方はあそこの図書館まで来たら、向こうの団地の方からずっと歩いてきて、図書館のところまで来たら怖いので、Uターンをしてまた戻るんですという話をしておられましたし、私たちも本当に渡るとき、命がけで渡るというような、そのような状況、気持ちになるんです。だから、そういう意味では今後もそういうふうな対策もお願いしたいと思うんですけれども、町長、ちょっとご意見をいただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいている場所については、私も大変危ない箇所であるという認識はございます。それで、今、部長の方からお答えをさせていただきました。例えば、歩道橋にいたしましても、これ、おそらく高さ制限がございますので、なかなか難しいだろうなというふうに思います。

それともう1つ、橋の下をくぐるという方法もあるわけですが、もし大雨が降ったときに、そこで上から流れてくる、例えば、木でありますとかいろいろなものがそこで引っかかることによってそこで水が氾濫すると、こういう危険もあると、そういうことでございますので、なかなか実施も難しいというのが今の現状ではないのかなというふうに私としては考えております。それでは前へ行かないわけでございますので、そういう中で、もう少し、例えば県とも相談をさせていただきますが、そういう方法の中でやれる方法、これを見つける必要があるのかなと、そういうことで担当の部、課の方でまた県ともしっかりと協議をさせますので、それについてはまた、皆さん方にその結果を報告させていただきたいなと思います。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 町長、ありがとうございました。

今お話ししていただきまして、理解させていただきました。ありがとうございました。

それでは次、3番目、アピタ隣接のささゆり台の街灯設置、また通学路の安全対策、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（杉浦俊行） 3番のご質問ですが、ささゆり台住宅の街灯設置につい

ては、現在、施工を完了しております。それと、児童、生徒の通学路の安全対策についてなんですけれども、2番と3番のご質問に関連することなんです、部長も申しましたように図書館付近の遊歩道については、南都銀行前にある信号機に近く、設置に関しては横断を誘発するというおそれがあるので、警察の方では危険であると。それならば、信号機まで迂回しなさいという指導もあります。それと、またささゆり台のところについては、アピタ開発時に協議をして、重ねてきましたが、その当時は交通量もなく、また入居もない状態であり、横断歩道の設置については無理とのことでしたので、再度、警察と協議の結果、現在は入居の増加と通学路の指定もなっていることにより、ポストコーンの手前の道路については、カラー舗装の許可を警察の方からいただいております。ただ、横断歩道については交通量と入居数、通学路経路を調べた上で、今後協議とということ警察の方から回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） この住宅についても、今、課長からありましたとおりの状況の中で、子どもたちが、私もちょっと同行しました。やはり、通行量、アピタに隣接していますので、かなり車が多くなっております。その中で現状としては、車線分離のところポールがずっと立っていると思うのですけれども、あのポールから右折に住宅の方に入っていく車が、無理やりに入っていく車があると思うんです。その車が危険ということで横断歩道が設置できないのか、そこあたりをちょっとお聞きしたいのですが、そのポールを移動したりとか、そういうふうな対策を講じれば横断歩道ができるのか、そのあたりはちょっとお願いしたいと思います。先ほど、カラー舗装ということでお話がありましたが、まず、その前にそのことをちょっとお聞きしたかったんですけれども。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） まず、横断歩道が設置できないという部分につきましては、この交通量がまだそれに達していないというところで、まだ若干期間を要するであろうというところでございます。

それから、今、議員おっしゃいました、下牧高田線からアピタに向いていくときに、今申されている箇所、通常は右折できないんですが、車どめの短いところで右折する車があるという部分につきましては、私もたびたび見ております。その部分につきましては、町の方で通学路にも指定されているというところで右折禁止の、そういう警告看板という部分につ

いては設置したいなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ここは通学路ですから、やはり、何らかの形で対応していただかないと、交通安全対策、以前にも京都の亀岡で登校中の子どもたちに車が突っ込んで巻き込まれて亡くなったという痛ましい事故が相次いで、その中で上牧町においても、町内の通学路の箇所をしっかりと通学路の安全対策をしていただきました。そのことで、大変子どもたちが守られた中で、学校に元気で通学しているという状況を私、思うんですけれども、やはり、町内の中にこのように新設で住宅が建ったとしても、通学路であれば早急に対応が必要でありますので、そういう看板の設置、またカラー舗装ということもありますけれども、県の方にもやはり、住宅が少ないとか多いとかいう問題ではなくて、子どもたちが通学路としてそこを通っているんですから、そういう意味ではしっかりと声をもっと上げていただきたいなと要請というか、要望していただきたいなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（下間常嗣） 今おっしゃいましたとおり、人数という部分では、これからさきゆり台の開発、入居が進みまして減るということはありませんので、増加の一途をたどりますので、早急に着手できるよう公安委員会の方に申し出たいと思います。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ありがとうございます。じゃ、対応をよろしく願いいたします。

じゃ、次お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 質問事項、健康という、後期高齢者の人間ドックにつきましてという質問でございます。近年、高齢者の身体、知的機能や健康状態は、10年から20年前に比べまして5歳から10歳は若返っていると想定されると評価されているところでございます。高齢者が就労やボランティア活動などに参加できる社会をつくるのが、今後の超高齢化社会を活力するものにするために大切であるということも日本高齢者学会の声明もついておるところでございます。本町といたしましては、今後、検診を希望される方のご意見などを伺いながら、病気の早期発見、早期治療、並びに健康寿命への取り組みを考えて実施していきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） ありがとうございます。

まず、今、高齢者の方々が社会参加するという事、それから、元気で毎日を過ごしていただくためにも、そういうふうな検診の中で自己管理をしていただく、また医療費の抑制というのにつながりますので、そういうあたりは私も非常に理解しております。

まず、質問なんですけれども、国民健康保険、今回の国保の事業として人間ドック、先ほどありましたけれども始まっております。その申請状況、また何人分ぐらい見込んでおられるのか、そのことも含めまして、答弁よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 現在の申請状況でございますけれども、人間ドックで31名、脳ドックで14名、合計45名の申し込みがございます。今後につきましては、予算のときに250名を見込んでおります。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 250名ということで、今現在、45名ということは、入り口の部分でどうなのかなという気はするんですけれども、私も今回、申し込みをさせていただきました。今回の広報についても、ホームページ等もしていただいております、広報かんまきにもありましたけれども、あと、ほかの周知というか、お知らせをどのようにしているのかというあたりは、よろしく願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 広報、ホームページにも掲載させていただいております。それから、5月に特定健診の受診券を発送いたしました。その中にパンフレットを同封させていただいております。個別通知をさせていただいております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 特定健診の受診率が大変低いというか、目標値に対しての特定健診の受診率に対しては半分ぐらいなのかな、そのあたりも含めた上で、人間ドックも含めた上でのこれからの検診についての目標値、それから、取り組みについて、お考えがあればよろしく願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ただいまのところ、受診率が伸び悩んでいる部分もございますけれども、町民の方に対して健康の、早期発見、重症化になる前の早期発見、早期治療ということで、しっかりと広報を行ってまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） その件も含めまして、取り組みも含めまして、今回、後期高齢者の方々の人間ドック、脳ドックの提案をさせていただいているんですけれども、ある75歳の方からご要望と、それからまた、ほかの方々からもご意見をいただいております。74歳までは国保でできるけれども、75歳以上は後期高齢者で、75歳からは受診できないから、自分たちも健康に気をつけて、本当に糖尿病とか生活習慣病というのは、本当に早期発見が必要であって、意識を持って毎日暮らしているんですということ、その中で後期高齢の方も、人間ドックをしていただけないだろうかというご意見があったので、そのことをお届けを、きょうお伝えをしているわけなんですけれども、その点についてはどうなのかということと、それから、今現在、人間ドック、後期高齢の助成を各市町村がどれくらい行っているのか、その点についてもお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今現在では、平成26年度におきましては、5団体、平成27年度の検診、ドックを開始される団体の予定といたしましては、9団体の情報を得ております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 県内で今9団体ということでございますけれども、これ、制限というか、財源的なことと、それからその財源についての、もちろん後期高齢の財源になると思えますけれども、その点、制限があるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今、現行の財源でございますけれども、広域連合の特別調整交付金が充てられているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） 町というのはこの財源ですから、ここからということでは理解しているんですけれども、今後はやっぱり、そういうことであれば、町は持ち出しというか、町が財源をつけることもありませんし、そういうことではないんですけれども、各方面からそういうふうな、各観点から活用ができれば、そのようなことも活用していただいて、やはり、年を重ねるとともに、日ごろの健康管理というのは非常に大事になってきますので、そういうことのお取り組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 広域連合の財源と申しますのは、ただいま100%でございますけ

れども、今後はどういうふうな動きを示すか不安定な状況でございますけれども、高齢者の健康管理を維持していただくという意味から、前向きに考えて、実施していきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○6番（富木つや子） いろいろ皆さん方のお声、できること、できないこと、いろいろとあるんですけども、しかしながら、健康、また子どもたちのすくすくと元気に過ごす上牧町の中で、本当に住んでよかったと言っていたようなお取り組みについては、前向きにしていきたいなど常々思っております。

また、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、6番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

---

◇ 康 村 昌 史

○議長（吉中隆昭） 次に、7番、康村議員の発言を許します。

7番、康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、自由民主党、康村昌史でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

一般質問を行う前に、少子化について少しお話ししたいと思います。

6月21日付の産経新聞によりますと、少子化が本当に加速してきたと。厚生労働省による

と、昨年の出生数は100万3,532人で過去最少を更新、合計特殊出生率も1.42と9年ぶりに低下に転じたとの報道がありました。結婚や出産は個人の選択であるが、ここまで出生数が減った以上、相当思い切った対策が必要と思われる。まずは第一子対策に力を入れなければならない。日本では未婚女性での出産は少なく、結婚支援が効果的である。若い世代の雇用を安定させ、出会いの場をつくること、また、周囲が雰囲気づくりをすることも重要である。しかし、第一子が生まれただけでは人口減少は克服できない。いわゆる第二子の壁をまず克服することに全力を上げるべきである。第二子の壁とは、経済的な問題や働き方、年齢などの問題で、夫婦が第二子以降の出産をためらうことを言うが、6月16日付の毎日新聞によりますと、出産や子育ての情報提供に取り組む一般財団法人1more Baby 応援団理事長、森まさこ前少子化担当相が、結婚14年以下の男女計約3,000人に実施した調査で、第二子をためらうが75%に達した。その原因は経済的な理由が86%で最も多く、1人目の子育てで精一杯が43%、産休の取得しやすさや職場復帰など仕事上の理由が38%となっている。このアンケート調査からも、少子化対策に何が必要かは、誰の目にも明らかだと思われます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私の一般質問は大きな項目で2つでございます。住民福祉について、安全・安心なまちづくりについてでございます。

それでは、質問の要旨に入らせていただきます。

上牧町の保有するバス、マイクロバスについて、1、その保有台数、使用目的、取得価格、保有年数、耐用年数についてお尋ねいたします。

2、以前住民が利用できた中型バスがありましたが、そのバスを売却した、その理由、経過等についてお話しいただきたいと思っております。

3、その中型バスの売却により、住民サービスはどのようになりましたかをお尋ねいたします。

4、今後のバスの購入についてお尋ねいたします。

次に、2番目の質問でございます。大規模災害に備えて、減災にも力を入れるべきである。

1、上牧町の23大字にある公民館、老人憩の家等の指定管理者制度が適用されている建物等の建てかえ、耐震化、新設に関する町の考え方について。

2、上牧町の23大字にある公民館等の指定管理者制度が適用されている建物等の建てかえ、耐震化をしなければならない建物ほどのくらいあり、また、概算費用はどれくらいですか。

3、上記1の町の考え方に基づく中長期財政計画の反映についてでございます。



再質問は質問者席で行います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、私の一番目の質問であります上牧町保有バスについて、その保有年数、使用目的等を答えていただきたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは、1番のご質問のところから説明させていただきます。

現在、バスにつきましては3台保有しております。

使用目的でございますが、団体用のバスは消防関係、自主防災組織への研修、それから公用として利用しております。2台につきましては、幼稚園のバス2台でございますが、この部分につきましては、児童の送迎、また遠足等に利用しているというところが現状でございます。

次に、取得価格につきましては、団体バスにつきましては612万3,600円でございます。幼稚園バス、白い方でございますが、967万1,000円でございます。もう1つの幼稚園バスでございますが、この分につきましては351万7,500円でございます。

次に、保有年数についてでございますが、団体バスにつきましては11年2カ月、幼稚園バスの白につきましては20年10カ月、幼稚園バスの黄色につきましては17年2カ月でございます。それと、いずれも法定耐用年数でございますが、法定では一応5年となっております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） そのバスの中で、私が質問の対象にしたいのは、まず、ここでは保有年数が相当数たっている幼稚園バスのことなんですけれども、大切な子どもたちの送迎用のバスがあまりにも古すぎるのではないかと、その辺についてどのようにお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今お尋ねのところでございますが、現在、利用しているバスにつきましては、当然、日ごろから点検等も十分行っております。また、法定点検等につきましては、その都度、事前に、早期にと申しますか、タイヤなどを早めに交換いたしまして、バスの運行の支障をきたさないように、現在、鋭意努めているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） ちょっとお尋ねしますが、送迎中にもバスが故障した場合はどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 故障がしないように日ごろから点検しておるわけでございますが、おっしゃるようなどういう事態になるかというのはわからないというところもございます。もし、バスが故障したという形になりますと、代替のものを用意して、バスの運行には支障がないような形で対処したいというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 今の答弁によりますと、今までは、ということは送迎中に故障等はなかったという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 私の記憶しているところでは、故障等はなかったように記憶しております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） やっぱり20年を超えているという、やっぱりその経年劣化というのは必ずあって、年に1回の法定点検を受けているからといって本当に安全だと思いますか。その辺はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 安全という面に関しましては、先ほど申しましたように日常点検、それから、法定点検時に、事前に速やかに部品並びに、先ほど申しましたタイヤなどについては交換という最善を尽くしておるというところでございます。ただ、おっしゃるような、法定耐用年数については5年という形になっておりますが、バスにつきましては、走っている状況等を踏まえまして、まだしばらく使えるのではないかなというふうには、今考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

以前、住民が利用できた中型バス、皆さん記憶にあると思いますけれども、それを売却しました。その当時の理由、経過等についてお話しいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） では、2番目についてお答えいたします。

平成19年2月に上牧町財政健全化計画集中改革プランと申しますか、その部分を作成しております。そのプランによりまして、事業実施の見直し、内部管理経費の見直しや一部事務

の徹底した削減などを行っております。いろいろ見直しを行っておりますが、町バスの縮小についてもその一環として実施させていただきました。町バスの縮小は、特に維持管理経費が多大な費用を要するという事になったことから、売却とさせていただいたものでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、3番目の、その中型バスを売却したことにより、住民サービスはどのようなものになったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 大型バスを売却以降でございますが、住民の皆様方にはご理解とご協力をいただきまして、従前より現在の運営しております形で運営させていただいているということでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、4番目の今後のバスの購入についてなんですけれども、やはり住民から自治会、子ども会、シルバークラブなどで、土日にマイクロバスを利用したいという要望がございます。その点についてはいかがでしょうか。集中改革プランからもう8年もなりましたし、ずっと今まで辛抱してきております。その辺はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 先ほども申しましたように、住民様のご理解とご協力を得て現在の形になっておりますが、現在、考えておりますのは、どのバスも運営、運行状況につきましては、当分の間は現状のまま運営したいというふうには考えております。ただ、おっしゃいますように、バスの運行に際しましてはいろいろな問題、それから、他の市町村の状況、それから課題も、議員、おっしゃいましたようにあろうかとは考えております。そのことから、私といたしましては、これから研究を十分させていただきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、最後の質問になるんですけれども、幼稚園バス、僕はこれほどできるだけ早く乗りかえるべきだと思うんですけれども、その辺についての見解はどうですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今、次の質問でも同じような形でお答えさせていただこうと考えて

おりますが、現在、公会計を目指しまして、固定資産台帳の整備を行っております。その部分で町の保有する部分の全ての資産状況はわかるわけですが、その中で今ご質問をいただいておりますバス等についても、現状、それからどうするのかというところを検討していかなければならないと考えております。ただ、全てを固定資産の中で把握させていただいて、どの部分が一番今取り組むべきなのか、それと、幼稚園バスでございますが、その部分についても、どの時期に購入、買い換え等を考えていかなければならないのかというところも踏まえまして、今後また、その部分についても検討させていただきたいなというふうには現在、考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。それではこの質問は終わらせていただきます。

それでは、次の2番目の安全、安心なまちづくりについての質問でございます。

まずはじめに、私が今回質問の対象としている上牧町の23大字にある公民館、老人憩の家等の指定管理者制度が適用されている建物等について、まずお尋ねいたします。

上牧町の条例によりますと、上牧町老人憩いの家設置条例に基づく老人憩の家は五軒屋、片岡台3丁目、米山、友が丘、服部、桜ヶ丘、新町、梅ヶ丘の8軒でございます。

次に、片3のコミュニティーセンター設置条例による片岡台3丁目コミュニティーセンターが1軒、次に公民館設置条例によりますと、中央公民館とその分館としての庁舎西館、この中央公民館と庁舎西館については、町が管理しておりますので、この質問からは外させていただきます。公民館としてこの条例に載っていますのは片岡台1丁目、片岡台2丁目、南上牧、松里園、桜ヶ丘、米山台、金富、葛城台、滝川台、友が丘、緑ヶ丘の11軒です。合計で20軒なんですけれども、私のこの質問にこの20軒で合っているのかどうかをまずお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 指定管理につきましては、今申された20軒でございます。それと、指定管理しておりますのは、上牧町の障害者福祉センターというものと、それから、上牧町の保健福祉センター等がございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 今おっしゃった2軒については社協が管理していると思うので、ここでの質問には省かせていただきます。

そこで、次の質問に入らせていただきます。

今、私が述べた20軒について質問させていただきますが、この質問の対象となる20軒の建  
物で、その地の住民がその建設に当たり全部、または一部を負担した建物はあるのかどうか  
教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） その部分につきましては、大分古いものもございますが、町が建て  
させていただいたものかなというふうには今記憶しております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） その点は間違いございませんか。僕は以前、聞いたことがあるんですけ  
れども、ある旧村の方では自治会が負担したとか、それは定かでないので、今、ちょっと確  
認したいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） ちょっと古い話で、私も記憶の方、あれなんですけれども、新町に  
つきましては、一部地元負担があったようには記憶しております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 新町で地元負担があったと。その建物は今も残っているんですか。現在、  
利用されているのかお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 現在も残っております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、私はここの一歩目で質問しています、上牧町の23大字にある  
公民館等の建物等の建てかえ、耐震化、新設に関する町の考え方についてお話しいただき  
たいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 2番の1に対する部分でございますが、先ほどもバスのところで触  
れさせていただきましたが、今現在、先ほど申しましたように、町の全ての資産の固定資産  
台帳等を鋭意作成しているところでございます。その部分が作成しますと、さきの、先日の  
議員にもお答えしたわけでございますが、町といたしましては公共施設の総合管理計画を平  
成28年度に作成したいと考えております。その中で今申されております部分、その計画の中  
には、例えば道路であるとか学校関係であるとか、今申されております公民館関係、これを  
1つの施設のグループとして、基本的な部分をこれからどうしていくのかというところを、

基本的な計画を定めていきたいというふうには考えております。そこで、今ご質問の部分の公民館等の耐震化新設をどうするのか、どういう考えなのかというところでございますが、申しましたように、公民館関係については、今申された多数の施設がございます。その部分について、基本的なものをどういうふうに考えていくのかというところをまとめていきたいと考えております。

それと、個々の施設につきましては、その公共施設等総合管理計画を定めまして、その中で個々に対応についてはまたまとめていきたいなというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 一応、理事者側の考え方については聞いておきます。

それでは、次の2番目の質問なんですけれども、この23大字にある公民館と、例規集をくってみたんですけれども、いつ建てたとか、その辺が全くわからなかったので、ここに私が質問していますように、この建てかえ、耐震化を急がなければならない建物は、まずどれなのかを教えてくださいと思います。

それと、その次に、それをもし建てかえる場合の概算費用はおおむねどれぐらいなのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 2番のご質問でございますが、先ほど、1番にも触れさせていただいたんですけれども、固定資産台帳、今、鋭意取り組んでいるところでございますが、その中でできる部分、全ての部分につきまして、建設年度につきましては調べて明記したいなというふうに考えております。

それと、その価格でございますが、当時の価格、これを今、調査、一つ一つやっておるわけでございますが、それが不明なところにつきましては、再構築価格を算定いたしまして、どれだけかかるのかというものを算定したいというふうには考えております。

それと、今申されました建物は、概算使用して新築ではどのぐらいかかるのかというところでございますが、今申しました再構築価格を参考にして、またどれぐらいかかるというところを算定したいとは思っております。ただ、現在ある建物につきまして、その部分について人口も減少しておりますし、用途の方もまた変わってきていると思われれます。そのことから、現在の建物からどういう形がいいのかというところまで、先ほど申しました総合施設等総合管理計画の中で、今後、どういうふうに進めていきたいのか、どういうふうに進めな

ければならないのかというところも、大枠はその計画の中でまたお示しさせていただきたいなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） ということは、ちょっと確認したいんですけども、平成28年度中にはそういう財産目録も完成して、この考え方とかを、対応を考えるということなんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今申されましたように、公共施設等総合管理計画、全てのそういうふうな公共施設でございますが、その大きなくくり、先ほど申しましたように公民館、学校関係、それからその他の道路、公園等がございます。その分の大きなくくりとして、今後、こういうふうな形で相互的に管理、またはどうするのかというところを定めていきたいなど。その後、総合管理計画を定めると、今度は個々の部分をどうするのかというところは、各担当の方で出てくると思います。その部分もその総合管理計画に沿った形の計画として、また随時、定めていきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） その総合管理計画という話はよくわかりました。最初からずっとそれ、おっしゃっているのです。ただ、私が今申し上げているのは、大規模災害に備えた減災に力を入れなければならないと。早くに建てかえなければならない、あるいは耐震化を急ぐ建物は一体どれだけあるのかを、それを教えていただきたいのです。だから、例えば30年、40年たっている、あればどの物件なのかを教えていただきたいと。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 先ほど、ちょっと触れさせていただいた20施設とおっしゃったんですけども、22施設について、先ほど指定管理、調べておりますので、その部分につきまして、耐震のあるという形は9施設になっております。ですから、昭和56年以前の部分については13施設ということになりますので、その部分については耐震がないという形になろうかと思えます。

それと、今申されました部分につきまして、大規模災害を想定した部分というところがございますが、これも考えておりますのは、大規模災害、どの程度ということになろうかと思うのですけれども、大規模災害が起こったときに、ピンポイントかもわかりませんし、どういう形かわかりません。そのときに現存する建物等がありましたら、そちらの方へ避難という形になろうかと、そういうふうな想定にはなりますが、今現在、小・中学校の体育館につ

いては耐震を完了しております。ですから、その考えられる大規模災害、そのときになりましたら、そういうふうなところに避難していただくのが一番ではないかというふうには考えます。

それと、大震災が起こったときに、当然、個人の住宅も残っているところ、それから残っていないところがあると考えられます。自助、共助、公助等ございますが、残っている住宅につきましては、そちらの方が安全かもしれませんし、また、大規模災害が起こりましたら、当然避難していただいたところにも救援物資とかが届くわけでございます。そうすると、個人の住宅が倒壊しないで残っておったと、その部分については、そこにお住まいになったときに、その避難物資はどうするんだというところも、先ほど申されました力を入れるという部分ですけれども、その辺もまた整理していきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） この耐震化等を急ぐのは13施設あるんだというふうに認識できました。町の考え方として、総合管理計画の中へ盛り込んでいくということがわかりましたので、私はこれでこの質問は終わらせていただきます。

次の3番目についても、その計画ができない限り無理なので、この質問についてはここで割愛させていただきます。

以上、ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、7番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで、1時40分まで休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時40分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。

---

◇長岡照美



○議長（吉中隆昭） 次に、1番、長岡議員の発言を許します。

1番、長岡議員。

（1番 長岡照美 登壇）

○1番（長岡照美） 1番、公明党、長岡照美でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

私の質問項目は、生活困窮者自立支援法に基づく制度についてお伺いいたします。

4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。この法律によって、福祉事務所のある全ての自治体が生活困窮者に対する自立支援に取り組んでいくことになります。今、日本では所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困と呼ばれる層が16.1%に達し、特に現役世代の単身女性は3人に1人が相対的貧困となっています。しかも、今日見られるのは、貧困が支え合いや頑張りにつながるのではなく、逆に孤立や諦めを生み、そのためにますます貧困から脱却できなくなるという悪循環です。20歳から59歳までの未婚の無職者で、家族以外とのつながりがほとんどいない人々が162万人に上り、そのうち4人に1人が生活保護の受給を希望しているという研究結果もございます。生活が著しく困窮したときに頼ることができ得る精度は生活保護しかありませんでしたが、経済的に困窮している人を早期に支援するための生活困窮者自立支援法が平成25年12月6日に成立いたしました。法律の背景には、厚生労働省が発表した最新の調査では、依然として生活保護受給者数が増加傾向にあり、現在の特徴的なことは、働ける年齢層を含むそのほかの世帯がふえているとのことです。日本の経済状況を反映しているものと言えるということです。働きたくても働けない、働いても最低限度の生活を維持できない人もふえているとの発表がありました。生活保護制度の周辺に新たなセーフティーネット、安全網を構築することが目的とされております。上牧町でもこの制度が27年4月からスタートしております。上牧町での取り組みをお伺いいたします。

1つ目に、生活困窮者支援制度の窓口体制についてでございます。これまで、多岐にわたる困り事、例えば離婚や母親の認知症、また、自分が鬱病になったり、また多重債務などを抱え困り果てた状態で、解決策にたどり着けない相談者に対し、どんな相談でもワンストップで受けとめてくれる相談窓口が必要と考え、体制をお伺いいたします。この制度の実施状況も、また利用状況も含め、お願いいたします。

2つ目に、生活困窮者支援制度につなげる生活困窮者の実態把握についてでございます。生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、生活が苦しくても相談に行くことも相談す

ることもできず、困窮状態に陥り、生活保護を受ける場合があります。生活保護を受けるところまで至ったらいのですが、それもできずに困窮状態のままで不安な毎日を送っている方もいるのではないのでしょうか。申請によるという仕組みだけでは支援に至らないこともあると思います。生活困窮者支援制度につなげる、早期支援につながる配慮をしていくことが重要です。生活困窮者の実態把握はどのようにされているのかお伺いいたします。

次に、上牧町で生活困窮に陥っている方が困窮から脱却していくことを支援する仕組みに5点挙げられております。1つに生活困窮者の自立に関する相談支援事業、2つに住居確保給付金事業、3つに就労促進のための支援事業、4つ目に家計相談支援事業、5つ目に、その他貧困の連鎖の防止のための学習支援事業でございます。これらの事業項目がありますが、上牧町の困窮者の方の自立に向けて、どの事業でどのような支援を受けることができるのかお伺いいたします。

また、任意事業につきましては、特に5番目の貧困の連鎖の防止のための学習支援事業について伺わせていただきたいと思います。日本の子どもの今を考えますと、見逃せない数字がございます。16.3%、子ども貧困率でございます。子どもの6人に1人が生活困難な環境にあることが、厚生労働省の調査でわかっております。そこで任意事業であります生活困窮世帯の子どもの学習支援についてお伺いいたします。生まれ育った環境によって将来が左右されない社会を目指し、保護者の経済格差が子どもの教育、進学にも影響を及ぼさない支援として、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条に「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とあります。また、生活困窮者自立支援法には、子どもの学習支援事業は、いわゆる貧困の連鎖を防止するため、これまでの生活保護家庭から対象を拡大し、支援をしていくことが挙げられております。そこで、各地でこのような取り組みが広がりつつあります。貧困対策に取り組む京都市のNPO法人、山科醍醐こどものひろばの村井理事長は、経済的困窮や不登校などの悩みを抱える小・中学生に対し、主に平日の夕方から夜にかけて支援をしております。支援は大学生などボランティアが子どもに寄り添い、お兄ちゃん、お姉ちゃんとの普通のかかわりから、大人になって生活保護で暮らしていくと考える子どももいますが、将来に向けて勉強や就職活動に励む学生に感化されることも多いといいます。また、同法人の卒業生の中には、専門学校への進学や、大学受験を目指す子どもたちも出ていますとおっしゃっております。

そこで、低所得者世帯、また生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもたちへの学習支援や居

場所づくりは必要と考えますが、どのようにお考えか、また、貧困家庭に対する学習支援に対し、今後の方向性をお伺いさせていただきたいと思います。また、上牧町の子どもたちの状況の把握をお伺いしたいと思います。上牧町の地域の実情を踏まえ、地域の各種団体との連携などで、困窮者の方の自立に向けた取り組みを全般的にお伺いしたいと思います。

質問項目は以上でございます。再質問につきましては質問者席より行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） まず、はじめに、先ほど部長の方から奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターというパンフレットをいただきました。まずこの支援の内容、また上牧町での取り組みをまずお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたところでございますが、この法律に基づく新しい支援制度、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題を、包括的な相談を行って把握し、社会参画と就労の支援、経済的な自立と生活向上を図るという制度でございます。奈良県といたしまして中和福祉管内各町、平成26年度におきましては、県のモデル事業として、奈良県中和生活自立サポートセンターから巡回相談が実施されておりました。また今年度、平成27年4月から新たに、今おっしゃいました奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターが開設されております。このサポートセンターでございますが、生活困窮者等の就労、その他自立に向けた相談支援が実施されているところでございます。町といたしましても、このサポートセンターと今、連携を図っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） ありがとうございます。今、中身についてのお話をお伺いさせていただきました。

そこで、上牧町の困窮者、また困り事がある住民さんが、まず、このサポートセンターにたどり着くまで、まず、上牧町の窓口等に來られての相談があるのではないかと、このように思うのですが、上牧町での窓口体制、また困り事等の相談を受ける窓口等はどのように考えられているのですか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 本町といたしましては、大分、従来より福祉課の窓口が多う

ございます。生活保護に至るまでの方、就業に困っておられる方、さまざまな相談を受けているところがございます。また、生き生き対策課の包括支援センターにも多様な相談がございます。上牧町の方に訪問がしづらいとおっしゃる方もおられます。その場合につきましては、町の社会福祉協議会にも相談に行かれる方もおられます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 相談窓口というのが1つでないというのを、今、お伺いさせていただきました。ただ、本当に困り事を抱えた方が、どこにまず相談に行けばいいのか、まず、1つだけの、先ほど壇上の方で申し上げましたが、離婚で生活が大変になった、また、母親が認知症である、また、自分が病気、鬱病である、また、子どもにといういろいろなことが重複している場合は、本当にどこに行けばいいのかというところで、まず悩まれると思うんです。そういう意味で1カ所、福祉課なら福祉課というところで、窓口という体制をとっていただけたらと思います。

今お伺いさせていただきましたが、ほかの自治体などでは生活保護とは別の総合相談窓口として、市民生活相談課という窓口をつくっているところがございます。やはり、困窮者、お困りごとが多岐にわたる場合は、本当に1つの窓口でじっくりと相談できるという体制が必要かと思います。また、通常の窓口業務をしているところでは、なかなか話しづらいということもあるかと思うのですが、その相談窓口の体制をどこか1つ、ゆっくりと、じっくりと聞いていただけるということをつくっていただくということはできないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今、奈良県の方で中和・吉野生活自立サポートセンター、包括的に相談を受けております。上牧町の方ももう既に何名か相談に行っていらっしゃるという状況でございます。総合的な窓口は必要かとは自覚しているところがございますけれども、福祉課の方に相談に来られましたら、各機関、社協も交えまして、滞納の担当課、多重債務もでございます。その関係課が相談者のところに、膝元まで相談を受けに集まってくると、で、連携を図っていく。保健センターにも悩み事が、子どもに対しての悩み事とか、困窮の悩み事がありましたら、すぐさま保健師と専門員が庁舎の方に来てもらうということで、実施させていただいております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） わかりました。関係各課との連携で困窮者の方をしっかりと奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターの方につないでいただけるということで、本当にきめ細やか

な、また、時間のかかることかと思いますが、丁寧な対応でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今、サポートセンターの方で利用されている方もいらっしゃるというお話でございましたが、これ、4月から制度が始まっておりますが、利用状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターの対象市町村と申しますのは、26町村ございます。それで、4月の件数でございますけれども、全体で28件、5月に26件の利用がございました。そのうち上牧町の利用者でございますが、直近のデータによりますと4件の利用がございました。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 私も今、住民さんからご相談をいただきまして、まず、生活保護のご相談で福祉課の方に、窓口の方にまいりました。それから、やはり生活保護の対象にはならないということで、次に社会福祉協議会の方に、住民さんと一緒に出向きました。そこで、この生活困窮者の自立支援のお話を伺いまして、今、もう半年になるんですが、なかなか前が見えない状況ですが、社協の方と福祉課の方と私とご本人とということで、今進めさせていただいているところです。先ほどご答弁にもございましたように、庁舎の方に来ていただいたり、また、自宅の方に来ていただいたりということで、本当にきめ細やかな対応をさせていただいておりますので、ぜひお困りの方、またご相談者がいらっしゃるいましたら、すぐにつないで、生活自立の方に向けて進めていただきたいと思いますなと思うところでございます。

それでは、次でございますが、生活困窮者支援制度の周知、また広報についてお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 生活困窮者の実態把握の箇所に入らせていただきます。

実態把握につきましては、本人または家族の方からの相談、先ほども申しました社会福祉協議会からの情報、また、地域の民生児童委員、その他、各機関から別件の相談の中で、生活困窮家庭が把握、発見できたケースも多々ございます。気になる方は早めに把握して、予防的に対応することが重要でありますことから、民生児童委員、各関係機関、またサポートセンターと連携をとりながら強化を図ることが重要であると考えております。

広報の関係でございますが、町の広報の7月号に掲載をさせていただく予定をしております。

す。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 7月の広報に掲載されるということですが、せっかくこの4月に制度が立ち上がったにもかかわらず、やはり知られていないということは、やっぱりこの制度を求める成果にはなかなか見られないのではないかと、このように思います。また、生活困窮者自立支援制度の対象は限定されておりません。困ったときは全住民さんが利用できる制度だと理解しておりますので、ぜひきめ細やかな広報、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、広報でも全所帯に戸別配布するなど、きめ細やかな取り組みなどはしていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 早期に発見という意味合いからも、きめ細やかな啓発活動が大事かと思っております。今後、検討していきたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、広報という話もございましたが、みずから、生活が困ったとか、SOSを出せない生活困窮者が、やはり周知媒体に触れることができるような工夫が最も大事だと思ひますので、また、ホームページ等、ほかの方法など、また細かく考えていただきまして、周知、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、生活に困っておられる方は、簡単な気持ちで相談に来られたりはしていない、このように思っております。やはり、総合的な支援に近づく第一歩と考へておりますので、その意味から困窮者に寄り添っていただける体制をとっていただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の生活困窮者支援制度につなげる生活困窮者の実態把握について、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 生活困窮者に対する実態把握でございますけれども、関係機関、福祉課からの相談の窓口、税務課、徴収課、先ほど申しました多重債務滞納の関係、滞納世帯の関係から徴収課、保険年金課、住宅関係、ほかに教育委員会、学校関係、ニート、引きこもり等の関係もございまして、そのあたりで連携をとりながら実態把握をしてまいりたいと考へております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） その生活困窮者、また、低所得者世帯であるとか、また、生活保護世帯、またひとり親世帯など、やはり日ごろからかかわっていただきまして、困ったときの支援につなげるということで、その辺の把握はどのようにとらえておられますか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） もちろん、町の社会福祉協議会、重篤な困難ケースも多々相談がございます。それから、近隣住民等の方からの通報、それと一番地域に密着して活動していただいております民生児童委員様の方からの相談等でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 先ほどおっしゃっていただきました。やはり、早期発見、早期支援が大切かと思います。関係機関、また各部署との連携、またそういう機関からの連絡等で生活自立サポートセンターの窓口で紹介していただき、着実に支援につなげる効果を高めることを希望いたしまして、次に移らせていただきたいと思います。

次に、上牧町で生活困窮に陥っている方が、困窮から脱していくことを支援する仕組みに5点挙げられております。この5点の項目の説明とあわせまして、やはり上牧町の困窮者の方が、自立に向けてどの事業をどのような流れで活用できるのか、その辺の支援体制をお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今現在、奈良県が実施している事業でございますが、必須事業といたしまして、生活困窮者の自立相談支援事業、住居確保給付事業、就労促進のための支援事業、これは先ほども申しました中和・吉野生活自立サポートセンターが担っております。また、任意事業といたしまして、生活保護世帯等の子どもの学習支援事業が、また中和管内で実施されているところでございます。上牧町の利用されている方でございますが、今、中和の方ではサポートセンターも利用されておりますし、子どもの学習支援事業も利用されている方がおられるというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） この2つの事業については、困窮者の方が任意事業として利用できるということですね。3つの就労促進のための支援事業、また家計相談支援事業、また、学習支援事業というのは、中和管内で行われているということをおっしゃったのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ①から④番、これは包括的な相談が中和・吉野生活自立サポートセンターで今行っております。学習支援事業でございますけれども、今現在のところ、生活保護世帯対象でございます。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） この生活保護世帯の学習支援事業でございますが、これは、葛城市などはこの制度を拡大して、生活困窮者の児童にもということでお聞きしたことがあるんですが、私、野洲市の学習支援事業で、生活困窮者世帯の子ども、中学生を対象にされているんですが、その事例をちょっとご紹介させていただきたいと思います。

これは、学習の機会を行うということで、生活習慣を身につけ、また、貧困の連鎖を断ちきるということで、貧困に陥ることを防ぐために、NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわこおおぞら会に学習支援事業を委託して実施されております。申込数は中学生が20名、また、小学生の兄弟がいる場合は、その方もオーケーということです。ボランティアの方が8名から9名、期間は平成27年4月から28年の3月までの1年間、毎週水曜日週1回でございますが、夕方の6時から8時半まで、地域のコミュニティーセンターを会場に、委託費は100万円で運営しているということが書かれてございました。上牧町におきましても、地域の状況、そういう貧困の児童、生徒、生活困窮者の児童、生徒の状況等を考えていただき、上牧町にはささゆりルームなどがございますので、そういうところを使って支援していただけないかなと考えているところですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今、生活保護世帯の方が利用されているところでございますが、中和管内の中学生の子どもたちが通える距離にございます。王寺町にございます。週1回でございます。ここにおきましても、NPO団体が介入しまして、大学生のボランティア、また学習支援員が当たっております。今のところ、ここを利用されているわけでございますけれども、県の方にもそういう動きが出てきております。今後につきましては、生活困窮者まで門を開くという形で進んでいくのではないかと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 今、生活保護世帯の学習支援、上牧町の方から何人か行かれているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 今、上牧町在住の方、現在4名利用されております。



○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） ありがとうございます。

ぜひ、生活困窮者の児童にも門を広くあけていただきたいと希望するものでございます。やはり、貧困家庭に生まれ育ったとしましても、全ての子どもに教育の機会が平等に与えられ、また自分自身がチャレンジしたい道を選択可能にすることで、やはり、貧困の連鎖を断ち切るという気持ちになっていただきたいと思います。上牧町の方でもやっぱり生活困窮者の相談等、これから高齢化にもかかわってきますので、やはり、ふえてくると思いますので、やはり、上牧町の実情を踏まえて、地域のボランティア団体、また地域の各種団体の方と連携しまして、自立に向けた取り組みをよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） これから、上牧町の生活困窮者を早期に発見、早期に復活していただく、就業も含めてですが、復活していただくという意味からも、地域、各関係機関、しっかりと連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 長岡議員。

○1番（長岡照美） 生活困窮者対策について、以上でございます。やはり、困窮者の中でも適切な支援さえあれば、前に進むことができる人が多くいると思います。まず、この制度が生かされますように、また、困窮者に寄り添う支援制度を望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、1番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（吉中隆昭） それでは、再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（吉中隆昭） 次に、11番、東議員の発言を許します。

11番、東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東 充洋でございます。

一般質問に入るまでに、今日までの状況と政治状況について少し触れさせていただきます。

4月26日に行われました上牧町議会議員選挙におきまして、町民の皆さんの大きなご支持を賜りまして、10期連続当選をさせていただきました。心から感謝と御礼を申し上げます。上牧町議会議員として今後の4年間、住民の皆さんの願いや要望について、しっかりと議会に届け、上牧町が安全・安心の町へと一層の発展のために全力を注いでまいりたいと新たに決意をしているところでございます。

しかし、安全・安心なまちづくりに欠かせないのは、国家が平和であることが最大の条件です。今開かれている国会では、全野党が反対をしているにもかかわらず、国会会期延長してまで安保保障関連法案、戦争する国づくり法案を数の力で押し通そうというのが狙いです。本日のマスコミの報道によりますと、安倍内閣の支持率が前回の45%から39%に下落しました。これは、安全保障関連法案の影響があったと報じられ、集団的自衛権の行使容認を盛り込んだ安保関連法案については、憲法学者3人が衆院憲法審査会で憲法違反だと指摘したと。こうした主帳を支持すると答えた人は50%に達し、憲法違反していないと反論する安倍政権の主張を支持するという人はわずか17%という状況です。安保関連法案を今の国会で成立させる必要があるか、必要ないが65%、必要があるという方は17%という結果です。このように、国民の多くが反対しているにもかかわらず、力で押し通すことは絶対に許せません。上牧町の安心・安全なまちづくりを守り、発展させるためにも、何としても安倍内閣の違憲といわれている集団的自衛権の行使、容認を盛り込んだ安保関連法、廃案にするために、町民の皆さんの先頭に立って全力で取り組んでまいります。

また、西大和地区の人たちから、スーパーマーケットが閉店となって買い物が不便という声をたくさんいただきました。町長をはじめ、上牧町の大きなお力添えと、片岡台団地自治会の協力を得て、片岡台リサイクルセンターの一部を利用して自治会の店、ふれあい広場を開店し、多くのお年寄りの方や片岡台1丁目、2丁目の人たちから感謝されています。私自身の選挙公約もこれが第1号の実現となりました。住民の皆さんを代表して感謝の気持ちと御礼を申し上げて、本題に入ってまいります。

私の一般質問は、活力あるまちづくり、安心・安全なまちづくり、子どもの学習支援事業、経費削減策の4点について行います。

はじめに、活力あるまちづくりについてであります。上牧町も他市町村と同様に高齢化が進み、人口も平成17年には2万5,507人が最高で、約10年後の平成27年4月末には2万3,153人と2,354人減少しております。どの公園でも、遊んでいた子どもたちの人数も本当に少なくなりました。上牧町は平成27年、28年度で基本構想を策定する計画になってはいますが、上牧町を活性化する施策が必要です。上牧町に移り住んでもらえる施策について、子育て安心のまちづくりについての施策について答弁を求めます。

2つ目の項目です。安心、安全なまちづくりについてです。6月2日、上牧第二小学校において、平成27年度第1回地域における子ども見守りについての懇談会があり、片岡台団地自治会を代表して出席しました。子どもたちの安心、安全についてたくさんの意見や危険箇所等が列記されましたが、私が参加したグループで出された歩道の白線の引き直しについて要望いたします。議員の皆さん、関連する部署の皆さんには写真4枚をメールで送信させていただいておりますが、ところが、全て届いているというふうな状況ではないようでございますので、その点はあしからずご了承願いたいと思います。

二小の正門前の横断歩道です。二小の正門の前の白線が消えかかっており、早急に白線を新たに引き直してほしいという要望です。これにつきましては、1年前に要望しているにもかかわらず、こんなに時間がかかるものなのかという意見を聞かせていただきました。また、役場前の横断歩道についても同じ状況で消えかかっています。役場から上小に向けて、上小から庁舎の方に向けての歩道です。これも同じように消えかかっております。新たに引き直してほしいと。そして、第三小学校の通学路、県道との三叉路と並行している横断歩道も消えかかっているため、学童や住民の安全のため、早急に対処されるよう強く求めるものでございます。上牧町のご見解を求めます。

2つ目は、二小のプールが老朽化し、コンクリートが剥がれ、危険な箇所が、ここ、ありやとなっていますが、あると訂正を願います、申しわけございません、危険がある。また、日よけの屋根のシートが破れ、とれており、早急に補修が必要であると思われませんが、上牧町の見解を求めます。

3つ目につきましては、先ほどの質問者からもありましたが、子どもの学習支援事業についてであります。生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護世帯などに対する子どもの学習支援事業が地方自治体の事業に移されました。上牧町の現状について説明を求めます。

最後に経費削減策についてであります。2016年4月から一般家庭でも電力自由化がスタートします。電力自由化によって電気料金は変わり、安価となると言われておりますが、上牧町の電力自由化についての見解を伺います。

以上、4点にわたって質問をしております。どうかご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。上げるとともに、再質問におきましては、質問者席で行わせていただきます。

以上でございます。

それでは、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（為本佳伸） 今、東議員がおっしゃったように、上牧町においても今後、人口の減少と高齢化が予想されるところでございます。それで、活性化する施策が必要だということでもございましたけれども、本町においてもいろいろな施策を講じているところでございますけれども、東議員よりありました上牧町に移り住んでもらえるような施策、また、子育て安心のまちづくりについての施策ということでもございますけれども、若い世代に上牧町に移り住んでもらう施策、また、上牧町で出産し、子育てをしてもらうような施策等をまた行っていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 具体的な施策につきましては、きのうからの論議も含めて、これから取りかかっていくというふうに理解しているところでございます。

それで、この上牧町の人口の減少の大きな要因は、私は私の住むURの、旧住宅公団の人口減が、非常に大きく上牧町の人口減にかかわってきているというふうに私は見えています。以前は、公団住宅も5,000人を超えるような大所帯であったというふうに思われるんですけれども、今では私たちの子どもたちも巣立ちました。3人いる子どもも1人しか団地内には住んでいないという状況ですので、やはり、2人おられた子どもさんたち、または3人いた子どもさんたちも全て他の地域に居住を求めていかれて上牧町には残っておられないというような状況が多いのではないかとこのように察するところなんです。このURに対して、ここを少し上牧町としてもてこ入れをすることによって、少し人口をふやすことができるのではないかとこのように思うんです。ここでよく町長と話をするんですけれども、例えば畿央大学があります。そして、白鳳女子短期大学、ここもある。もう1つは奈良学園大学、昔の奈良産業大学と言ったのでしょうか。そういうところもこの上牧町の近隣にはあるということで、こういうところに当然、寮があるとは思いますが、こういう寮もあるかわ

りにこういう住宅もあると。例えば1人で住むのは3万円近い家賃を払うのは大変だということもわかりませんが、お2人で住んでいただくとか、そういうことになれば、まあまあ許容の範囲になるのではないかなというような状況がつかれるのではないかなというふうに思うんです。町長、どうでしょうね。この辺を本当に上牧町としても本腰を入れていかなければならないのではないかなと思うんですけれども、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 町長。

○町長（今中富夫） 人口減少問題は大変難しい問題で、どういう手立てが有効なのかというのは大変難しいことだろうと思います。ただいま東議員がおっしゃっておられる3丁目のURの建物、相当今、空き家が出ているというのも確認をいたしております。そういうところを、今おっしゃった、例えば白鳳でございますとか、それから奈良学園大学でございますとか、それから真美ヶ丘にある大学、こういう大学生に住んでいただくというのは手立てとしては大変いい手立てではないかなと。そういう意味から、一度URにそういうお話をさせていただいてもいいのかなと。これからいろいろな条件がございますし、そういう話が進んでいくとすれば、それぞれの大学にも当然、そういう話をしにいかなければならないなというふうには思います。そういうことも一つずつ確実にやれることを実施していくということが大事な方法ではないかなと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そのとおりだというふうに思います。私もこの20、21の土日、全国公団住宅の全国自治協と言われているんですけれども、その総会に代議員として行ってまいりました。どのURの団地でも人口が減っているということで、大変な状況になっているわけなんですけれども、しかし、他のところは、東京とかあいう関東圏の方は、家賃が高すぎるというところの悩みが大きいんです。ところが、我々の住んでいる片岡台というのは比較的まだ家賃が安いというところが、少しは目をつけていただいてもいいところかなというふうに思っておりますので、そこを十分理解していただいて、施策をとっていただきたい。そして、町長、ぜひ、私もお供いたしますので、URの方にぜひ出向いて、上牧町、これ以上、人口がURの建物から減るということは、上牧町の活性化に大きな影響を与えるということも十分論じていただいて見直すように、そのような手立てを打っていただければいいかなというふうに思いますので、ぜひ、協力のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

担当課の方もぜひ、お力を貸していただいて、ともに人口をふやしていこうという1つの

手立てで考えていただければと思います。しかしながら、にぎわいはそこでつくれると思うんです。ところがやはり、学生さんですので、税収を望むかと言うたらなかなか望めないですよ。そこでやはり、次に問題になってくるのが、きのうからの、ずっと皆さんが論議されているところで、どのように定住をしていただいて税を納めていただけるような若い世代の人たちを上牧町に住み続けていただけるのかということを考えていかなければならないという難しさがあるというふうに思うんです。このところも私は何も案は持っていません。何も案は持っていないんですけれども、この辺はやはり、皆さんと、議会と、それから理事者の皆さん、そして住民の皆さんとで大いに論議をし合いながら、何が上牧町に一番いい施策として講じることができるのかということのをこれから十分話し合っていければなというふうに思っておりますので、私も期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に進みます。

次に、安全、安心というふうに大きな項目をつけたわけなんですけれども、横断歩道の問題です。この横断歩道、やはり子どもたち、ここは危険なんですよということをやはり示すのは、新たな線をいつもいつも新しい線で守られているというのが本来の姿ではないかと。消えかかっているところでみんなに安全にせよとか安全を求めるなんていうことはおこがましい話です。ですから、町の方、また公安委員会の方も当然、歩道とかそういうものを新たに注意を喚起していくというのが筋であって、消えかかっているような状況があるにもかかわらず、そこをほっておいて住民に安全を求めるなんていうことは、これは少し、住民にとっては片腹痛いのではないかなというふうに思うので、その辺についてどのようなご見解を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 今の方のご質問でございますが、横断歩道の白線が消えかけている、おっしゃるように子どもの安心、安全、また先般来より通学路の一斉点検、町の方は安全に対する部分にカラー舗装などで今取り組んでおるといふふうなところでございます。ただ、今申されましたように横断歩道等につきましては、公安委員会の設置、改築となっております、町では道路管理者としても白線を引き直すことができないというのが現状でございます。そのことから先般、6月4日に公安委員会、西和警察の方に横断歩道、また停止線の路面標示が消えかかっている、何とか早急に標示を引き直していただきたいという依頼を申しております。ただ、警察の回答といたしましては、議員、先ほどおっしゃいましたよう

に、要望事項についてはたくさんございます。その中でまた再調査させていただいて、できるところからさせていただきたいというふうには考えますという回答とともに、先ほど申しましたように、たくさんの管理している横断歩道等がございます。その中で、調査をしていくわけでございますが、早急にできないという可能性もあるという回答もいただきました。町といたしましては、冒頭、申しましたように、子どもの安心・安全、特に学校前の通学路ということもございますので、再三にわたり、またその部分の白線の再表示について要望していきたいと考えます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 上牧町内には横断歩道というのは多数あるというふうに思うんです。ですから、それを全てと言うてわけではないんです。やはり子ども、今、人口減や何や言うてくれるけれども、その少子と言われているところを大事にしなければならないという、国民的な課題があるにもかかわらず、そこを守れないというようなことは決してあってはならないというふうに思うんです。ですから、その観点から言っても、せめて3カ所を要望しているだけのことなんですから、それがすぐさまでできるように公安委員会の方も考えていただかなければならないのではないかと。全てを引き直してほしいなんていうふうなことは言っていないわけですから。もしそれが、お言葉として住民の方からいきなり言われたので私もびっくりしたんですけれども、1年前に要望したんやと。1年前に要望してまだ引かれへんのかというお話だったんです。私は1年前の話は聞いてないので、これは全く理解できなかったんですけれども、そんなもんなんですか。もっとかかるんですか。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） お写真の方もメールで送っていただきました。それを見せていただいたわけでございますけれども、私の方が通勤しているところでも、他の市町村でございませう。その部分についても、写真で見せていただいたような箇所、これが多々ございます。その中で、公安委員会は年間何カ所されているかというのは、そこまで把握はしておりませんが、なかなか数多い横断歩道の中で、順位をつけてパトロールを行い、やっておられますので、要望の方は強くいたしたいとは思いますが、速やかにというのは、今申されましたように若干難しいのではないかなというふうには思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、全くもって予測も立たないという状況だというふうに理解していいわけですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） はい。予測と申しますか、軽はずみに私の方から1年以内、もしくは2年以内にはできるのではないかなという回答は、町がやれるべきものではございませんので、軽はずみに申し上げにくいところではございますが、できる限り早く、より消えかけているところについては優先順位も上げて何とかお願いしたいという形でまた警察当局の方には要請をお願いしたいというふうには考えます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど、そういうことですか。

こういうものを順番をつけてというふうな状況にはなろうかというふうに思うのですけれども、そんなことじゃなしに、やはり消えかかっている、そして一番緊急を要するというふうなところを識別して、公安委員会の方も取り組むべきやなというふうには感じるころです。県会の方にもこのような話をもって、住民の大きな要望だと。命にかかわるものだということを強く要望して、県会の方でも取り組んでいただくというふうにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、二小のプールの老朽化に対して、コンクリートが剥がれているというところについてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 二小のプールのコンクリートの剥がれの件でございます。二小のプールの修理については、学校との協議、大規模改修のこともあります。子どもの安全、けがをさせないということを最優先に管理することも必要と考えております。今回、東議員が質問されておる二小のプールのコンクリートの剥がれにつきましても、早急に対応していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。あのコンクリートの剥がれなんですけれども、やはりプールは素足でいろいろ移動したり子どもが遊んだりするという状況がありますので、気をつければよいというようなものでしょうけれども、やはり子どものことですから、少し触れるだけでも皮をめくれたりだとか、擦り傷だとかいうことを起こす心配はありますので、早急な手立てをしていただけたということで、大変感謝します。

次に、テントなんですけど、テントも、あれもかなり老朽化していますので、3枚か4枚はげているんです。今、心配するのは、幾らプールだと言っても、やはり暑さ、熱中症、水



につかったから熱中症が治るということではないと思いますので、その辺も3枚ですので、ビニールシートを応急的にかぶせるというのもええのかどうかちょっとわかりませんが、あのあいているところだけは何とかして子どもさんが座って休息できるという状況をつくってあげていただいたいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今おっしゃられたように、日よけの件でございますが、簡易的に日影ができるように、ことしについては対応できたらなということで、今進めている最中です。できれば2カ所ともできればと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。ぜひ、子どもたちの安全ということを大事に、一番に考えていただいて対処していただきたいということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 生活保護世帯を対象といたしました子どもの学習支援事業につきましては、中和福祉管内で中和はばたき教室が実施されております。場所は王寺町やわらぎ会館、中和福祉事務所管内の中学生が対象となっております。学習支援員及び大学生ボランティアなどが学習支援を行っております。上牧町の現状でございますが、上牧町は現在、4名が利用している状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 4名の子どもさんが参加されているということなんですが、実際にはどれぐらいいてはるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 全体でございますけれども、22名が利用されております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど、これも、強制とかそういうわけではないわけですから、希望されて行かれる方が4名ということで、4名の方が参加されると。

私は、今、子どもたちの格差というのでしょうか、それが物すごく大きくなっているのではないかなというふうに言われているんですけども、例えば、ひとり親の家庭が非常にふえてきているという中で、そういう格差が生まれてきて、これは私だけの考えですから、実

際、実態とはどうなのかというのはちょっとわからないんですけども、これは教育の方になるんですけども、そういうところの格差が問題で、例えば学力とかそういうところでの差が出てくるなんていうふうなことは、1つの要因として考えられるのでしょうか。教育部長、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 今、生活困窮者に対する学力の件でございますが、国でもいろいろな施策、講じて、上牧町におきましても、一つずつでも進められればと、教育委員会でもちょっと検討している最中でございます。生活困窮者から学力が低下するのかなどというのは、ちょっと不明な部分もございますが、できるだけ支援できる体制で進んでいくのが町のつとめかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 施策のことではなくて、私個人としては、そういう生活困窮者の方で、その子どもたちが、普通、裕福とは言わなくても、普通であれば塾へ通わせたりすることができる。ところが、生活に困ってる方々、子どもさんまで塾に行かせられるような状況がひょっとしたらないというような状況があって、やっぱり学力とかそういうところに差が出てくるということも考えられるのでしょうかねということなんですけれども、どうなんでしょうか。それは難しいところですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） ちょっと答えづらいところではございますが、先ほども申し上げたように生活が困窮しているから学力が低下するとか、そういうことではなかってほしいということですよ。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） まだまだその実態というのがつかめていないというふうに解釈したらいいのかなというふうに思うんですけども、私個人、今考えているのは個人ですので、それが本当なのかどうなのかというと、私も確かめようがないんですけども、ひょっとしたらという思いがあるんです。どうか、その辺も難しいかもわからないんですけども、今後、例えば学力テストだとかそういうのがあるのかもしれないし、そういう要因分析もぜひやっていただければなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（藤岡達也） 先ほどからも申し上げてますとおり、生活困窮者、学力ということ

で、教育委員会といたしましては公平に勉強を与えるという必要もありますし、生活困窮しているから学力が劣るとは考えたくないということもございますので、その辺でご了解いただければと考えます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 教育を実際に実施している立場から言えば、当然、そういうような状況ですし、もしそれで足らなかつたら、もっともっと施策を打って、みんなに十分な教育を受けていただけるようにするというのは、当然、部長のところのお仕事ですから、今のご回答は当然の話だというふうに思います。わかりました。ありがとうございます。私の思い勝手なことで質問したわけですけれども、ありがとうございました。

それでは、福祉の方に戻ります。

4名の方ということなんですけれども、これは、王寺のやわらぎ会館まで行くわけなんですけれども、上牧町のどこにお住まいになっているかわかりませんが、そこに行こうと思えば、どうなるのでしょうか。この4名というのは中学生、小学生、ごめんなさい。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） ただいまのところでは中学生が対象となっております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、安全で自転車で行ける範囲ですので、自転車で行くというようなことも可能ですね。1つ心配したのは、交通費なんかはどうなるのかなということがちょっと心配だったものですから、その辺はお聞きしたかったんです。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 自転車で行ける距離でございますので、自転車で行く子どもは自転車、それと、自宅からのバス代が生活保護費から支給されるということでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 出ているということでよろしいんですね。

○住民福祉部長（藤岡季永子） はい。

○11番（東 充洋） わかりました。ありがとうございます。

わかりました。22名の方が対象となって4名ということなんですけれども、必要なのか必要でないのかはご本人たちの判断でしかないわけなんですけれども、そういうことで、せっかくの施策であるわけですから、たくさんの方が受けていただければなというふうに思いますので、ぜひ、多くの方が気軽に参加できるというようなものにしていただきたい。こうい

うところには、上牧町も行って、1市10町やったかな。今、この辺ではやっていると言った  
んでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 中和管内は北葛城郡、山辺郡、それと生駒郡の町でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） かなり広い範囲ですけれども、上牧町とすれば、非常に身近なところで  
やっただいていてということですので、多くの方がこれに参加していただきたい。そ  
して、そういう場面に担当者として、上牧町からそういうところに出席するということはあ  
るんですか。福祉事務所が勝手にやるという状況なんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 福祉課の担当は出向くことはございませんが、中和福祉事務  
所のケースワーカー、学習支援員が相談に当たっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、各町の要望なりとかいうのがもし、この学習支援事業の中  
であるとするならば、それはどのような形で意見とか要望とかを上げていくような状況にな  
るんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 要望等は町の方から県に要望する流れになるとは思っており  
ます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。それは常に、気軽にそういうような要望は上げられる  
という状況にあるというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 要望は上げることは可能かと思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。結構です。ありがとうございました。

それでは、最後の経費削減についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） それでは、最後のご質問の経費削減についてでございますが、私た

ちが日常生活を送っている電力は国が定めます一般電気事業者と言われます、関西で申しますと関西電力等10社ございますが、それが今までは独占的に行われておったと。ここに多数の新規事業者が参入されまして、私たちも自由に電力を供給する会社を選べるようになるというところが今申された部分でございます。電力システムの改革ですけれども、少し調べてみました。そうしますと、2000年から始まっておりまして、徐々に自由化も枠が拡大してございまして、ご質問されておりますように、2016年4月に電力小売の全面自由化という形になるということでございます。そこでちょっと調べておったんですが、2015年3月11日現在でございますが、新電力会社というものは、調べた結果は596社に上っております。その中でも大手企業の動きに限りますと、楽天やソフトバンクといった通信業界、またミサワホームや大和ハウスといった不動産業界、それから旭化成や神戸製鋼といったメーカー、それから東京ガス、大阪ガスといったようなガス会社、それからNTTファシリティーズが立ち上げた異業種合併業者、エネットと申しますか、そのような形も電力分野に参入したということも調べております。

それから、また、電力システムの新たな改革といたしましては、先般、議員もご存じだと思いますが、6月17日に改正電気事業法が成立いたしまして、これ、2020年4月からは完全に大手電力会社の送配電部門を切り離し、新規参入業者にも送配電部門、これを完全に公平に自由に使えると。完全なる切り離しという形になっておるところでございます。

そこで、ご質問のことでございますが、町といたしましては、今申し上げたような形、たくさんの方の事業、業種、それからいろいろな方法も選択してあるわけでございます。そのことから、電力料金削減のメリットが一番でございますが、そのことも考えまして、今後、十分研究、また検証しながら、十分な検討を行って、今後どうするかということを決めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この点につき、2000年からこういう事業が始まっているわけなんですけれども、そういうもとで上牧町、どうですかとということでセールスに来たりとかいう、そういうことはないんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（西山義憲） 私、その当時、おりませんでしたからあれなんですけれども、今、課長に聞きますと、一度だけそのような新規業者がセールスで来たということでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番(東 充洋) ネットなんかで調べてみますと、メリット、デメリットということで、いろいろ書かれておるわけで、ニューヨークの大停電なんていうことも大きく取り上げられているというところがあるわけなんですけれども、上牧町全部が全部なんていうふうなことは多分考えられないであろうというふうに思うんですけれども、そういうデメリット部分が少しあったとしても、そういうところで対応できる状況、この本庁舎で停電なんて起こったら大変ですよ。ところが、文化会館だとかペガサスホールがそうなったらいいのかどうかは別として、まだ被害は少なくて済むという状況があるんですけれども、例えば、今一番問題になっているのは、今後、オープンしていこうと言うているペガサスホール等の電気代が以前から非常に大きな課題というような状況になっているわけなんですけれども、その辺のところをこういう状況ではどうかというふうな、そういう検討はされましたか。

○議長(吉中隆昭) 総務部長。

○総務部長(西山義憲) 先ほど申しましたように、いろいろなケースがございます。それと、今、一定提案していただきました用途、例えば役場の用途、今申されました文化施設、ペガサスホール等もございます。そのほかの町の保有する施設もございます。その用途によってどういう形になるのかと。また、よく議論されていますペガサスホールの基本料金等、そういうふうなものもございます。ですから、その使うものの用途、それから、どういう形のものが一番、役場が一番に考えますのは費用の削減ということでございますが、その辺も重視しながら、各用途によって、また事業者さんからもお聞きする、ネットでも調べて、できる限り最大限に有効な部分で今後、決定していきたいというふうに考えます。

○議長(吉中隆昭) 東議員。

○11番(東 充洋) この辺は十分検討する余地があるなど。この間、雑談でお聞かせいただいたら、町の庁舎内についている太陽光だけで年間100万を超えるぐらいかなと言っていましたけれども、それだけで多いんか、少ないんかは別として、それだけの効果を上げているということがありますので、今後このような、関西電力だけじゃなしに、他の業者のところで供給すればどのような状況になるのかということをやはり、きちっと研究をしていただく必要があるのではないかなというふうに私は痛切に感じているところなんです。町長、この辺の研究というのは必要やと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(吉中隆昭) 町長。

○町長(今中富夫) 今、たまたま文化センターの例も出ておりましたが、我々としては安くて確実に供給していただける、これが一番大事でございますので、安いがどうなるかわから

んというのでは、我々地方公共団体は間に合わないということになりますので、確実に供給ができる、その上で単価が安いというのが一番いいわけでございますので、そういう中で、担当の方でしっかりと研究をさせたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。

どうかその辺も十二分に研究を重ねていただきまして、本当に上牧町が電力も削減できるというような状況を見出していただいて、そして、本当に町長が常におっしゃっておられる安心、安全な上牧町、これを築くためにともに努力をしていこうではございませんか。

どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

# 平成27年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第4号）

平成27年6月24日（水）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について
- 第 3 議第 2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について
- 第 4 議第 4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第 6 議第 8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第 7 意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）
- 第 8 文教厚生委員長報告について
- 第 9 議第 3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第11 議第 7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第12 意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

## 本日の会議に付した事件

第1から第12まで議事日程に同じ



---

出席議員（12名）

1番	長岡照美	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	富木つや子
7番	康村昌史	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	田中一夫
教育長	松浦教雄	総務部長	西山義憲
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	下間常嗣
都市環境部理事	田中雅英	住民福祉部長	藤岡季永子
保健福祉センター館長	今西奉史	水道部長	大東四郎
教育部長	藤岡達也	総務課長	阪本正人

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	脇屋良雄	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、総務建設委員長報告について。

富木委員長、報告願います。

富木委員長。

（総務建設委員長 富木つや子 登壇）

○6番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。6番、富木つや子でございます。総務建設委員会の報告を申し上げます。

6月15日の本会議において、当委員会に付託されました議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について、議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について、議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、議第8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）について、以上6議案について、6月16日午前10時から全委員出席により、慎重審議いたしました結果を報告いたします。

議第1号 上牧町総合計画審議会条例の制定について。条例案第3条第2項第4号、町内

各種団体の内訳、同第5号、その他町長が必要と認める者について説明を求めたところ、第4号、町内各種団体は、①自治連合会会長、②消防団団長、③民生児童委員協議会会長、④シルバークラブ連合会会長、⑤農業委員会会長、⑥教育委員会教育長職務代理者、⑦社会教育委員議長、⑧町PTA協議会会長、⑨婦人会会長である。第5号のその他町長が必要と認める者については、町内の企業の代表2名とハローワークの代表1名を予定しているが、人選は未了であるとの答弁がありました。

女性委員を積極的に登用するという審議会規則についての質疑では、今回、女性委員についての策は講じていないが、幅広い年齢層から応募してもらえるよう検討するとの説明がありました。

次期総合計画のよりどころは、これまでの地方自治法の規定に基づくものから上牧町まちづくり基本条例に変更になっている。どのような手順で策定する方針かについての質疑があり、次のような答弁がありました。町の附属機関として上牧町総合計画審議会（一般公募委員7名を含む26名以内で構成）を設置し、上牧町総合計画案の審議をお願いする。審議会は、2ヵ月に1回程度開催し、平成29年1月をめどに町長への答申を予定しているとありました。

さらに、現行の第4次上牧町総合計画は、「みんなで築く、パークタウン上牧」「夢、感動、友愛のある美しいまちづくり」をうたっているが、実現性が乏しく、財政破たんまで来た。これまでのコンサルタント丸投げではなく、まちづくり基本条例に沿って町が自ら作り上げることが求められているが、どのように進めていくのかとの質疑がありました。答弁として、総合計画案の策定にあたって、上牧町総合計画策定委員会（副町長を委員長に、教育長、部長級職員で構成）を設置すること及び策定委員会の補助機関として、策定委員会専門部会（5部会、課長級以下の職員で構成）を設置する。町が主体的に取り組み、コンサルタントの活用は、データの収集や計画案の仕上げ作業にとどめる方針であると説明がありました。

議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例の制定について。内容的に見て、上牧町総合計画審議会条例の中に地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例が含まれているという理解でよいのかとの質疑があり、答弁では、審議会なので中身が違うが、上牧町総合計画審議会条例に大きく関わると説明がありました。

実効性を確認するために、この2つの条例について、両方同じメンバーであるほうが効率的ではないのかとの質疑に対して、それは別々に両方募集いたしますが、メンバーが集まらず同一人物になることもあると答弁がありました。

また、第3条の構成組織のうち、町内各種団体の代表の構成をどうするのか。また、上牧町総合計画審議会条例より4団体少ないなどの質疑があり、答弁では、今考えているのは、自治連合会会長、民生児童委員の協議会会長、町PTA協議会会長、婦人会会長、教育委員会教育長職務代理者を考えている。問題の大きさや期間的なことが違うので、上牧町総合計画審議会条例より4団体少なくなっているとの答弁がありました。

上牧町総合計画審議会条例と地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例が同じ方向に思えて仕方ないのだが、実効性を考えると一つにまとめるほうが力を発揮できるのではないかとの質疑がありました。答弁として、上牧町総合計画審議会条例は、町の理念、事業、財政といったように、まちづくり基本条例のようなもので、一方、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例は、若い世代の雇用、子育て、東京一極集中の緩和、地域の課題に絞って行く。そのすみわけの考えに沿って進めていきたいと説明がありました。

作業の進め方についての質疑では、上牧町総合計画案の策定作業と同様に策定委員会と専門部会を設置し、作業を進めることになっている。幹部職員が大量に退職し職員数も減少している中で、中には体調を崩す職員も出ていると聞いているが、27年度は並行作業となり、日常業務との兼ね合いや役割分担等を十分配慮しながら進める必要があるのでは、との質疑に対し、担当課より、町職員として限られた人数の中で精一杯やることが基本であり、それでやっていきたい。健康管理については、十分気を付けていきたいと答弁がありました。

議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。「管理職員」「管理監督職員」等、わかりにくい言い回しが多く、修正が可能かどうかの質疑に対し、一般職員等の問題もあり、難しいとの答弁がありました。また、今後、条例の改正にあたっては、改正部分だけではなく全体的によりわかりやすい表現になるような見直しをしてほしいとの質疑に対しては、今後はそのように対応していきたいと答弁がありました。

議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算(第1回)について。歳入、款16寄附金、総務寄附金、寄附による町づくり条例に基づく寄附について。アピタからの24万円の寄附について、環境保全を目的にとの附帯条件がついているが、寄附の経緯や今後の使い方について説明を求めたところ、担当課より、アピタがレジ袋の有料化を実施したことによる収益金として寄附を受けた。当分の間は、基金に積み上げていく方針との答弁がありました。

歳出、款6土木費、住環境整備費、不法投棄の撤去について。質疑として、歳入での強制執行に伴う徴収金1,888万円、歳出での不法投棄撤去業務1,888万円と、これにかかる弁護士委託料69万円について。これまでの経緯や今後の対応の説明を求めたところ、小集落地

区改良事業に伴い貴船台の造成された町所有の宅地内に、建築廃材や灯油タンク等を相当以前から不法投棄し放置されてきた。これに町において気付くのが遅れ、気付いた時点では土地全体に広がっており、不法投棄物の撤去を求める裁判を経て、6月29日の強制執行の段階に至っていると説明がありました。

また、強制執行に伴う徴収金が予算計上されているが、これは実際に入ってくるお金ではなく、裁判結果によって請求できる権利が発生する金額に過ぎないのではないかとの質疑があり、不法投棄撤去に伴う費用を町が立て替え、それを相手側に請求することになると説明がありました。

また、このように費用を町が立て替え、それを相手側に請求する金額を歳入として予算計上するのは、何ら問題がないのかとの質疑では、念のため、奈良県市町村振興課とも協議した結果、予算処理として何ら問題はないと答弁がありました。

さらに、この事件の発覚時に、町が他にも所有している土地への不法投棄や無断使用等を未然に防ぐための手立てや看板等の実施を求めたが、未だに着手されてないのは、どういうことかについて説明を求めたところ、指摘のとおり進んでいないのが現状である。指摘のことについては、町長からは何度も指示を受けており、今年度に具体的な方策を考え、来年度に予算化したいと答弁がありました。

款2 総務費、企画費、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会委員報酬について。審議会開催が隔月開催の5回のみ予算とのことだが、専門部会の開催についての質疑については、審議会の会議で適宜設置が必要となれば、専門部会の設置を随時していくとの答弁がありました。

款6 土木費、都市計画街路費、工事請負費 800 万円の服部台明星線道路改良工事について。工事個所にコンクリートや産業廃棄物が埋蔵されているため、除去費用を計上したとの説明であるが、用地取得は何時かについて質疑があり、担当課より、購入日、平成 11 年 3 月 1 日、地番、服部台 1 丁目 3 4 7 6 の一部、面積 434.71 m<sup>2</sup>、購入価格 5,260 万円。続いて、平成 15 年 3 月 18 日、服部台 1 丁目 3 4 7 9 の一部、面積 357.98 m<sup>2</sup>、購入価格 3,465 万円。次に、平成 27 年 1 月 26 日、服部台 1 丁目 3 4 7 6 の一部、面積 108.39 m<sup>2</sup>と服部台 1 丁目 3 4 7 9 の一部、面積 40.64 m<sup>2</sup>を 447 万円で購入したとの説明がありました。

また、それぞれ買収年月日が違う状況でコンクリートや産業廃棄物が埋蔵されている状況は把握できなかったのか。また、用地取得の一番古いもので、今から約 16 年経過しているが、埋蔵物は買収以前からのものか、それとも買収後に埋められたものか、等の質疑に対し

て、いずれも買収以前から埋められていたと思われるとの答弁がありました。

それでは元の所有者は産業廃棄物が埋められている状況を把握していながら売却したのではないのか、この点について説明を求めたところ、元の地主さんも把握できていなかったと聞いていると説明がありました。最後に、今後、事業用地等を買収する場合は、事前調査を十分に行い、無駄な経費を支出しないよう強く求めたところ、今後においては十分調査し、同じことを繰り返さないよう努めたいとの答弁がありました。

議第 8 号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について。入札方法として総合評価落札方式を採用したとの説明があった。入札参加者と落札に至る経過について説明を求めたところ、総合評価落札方式は、従来の価格だけでなく、施工時の安全性や環境への影響等を考慮し、総合的に評価する落札方式である。具体的には入札参加業者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する。応札業者は、大日本土木株式会社 奈良営業所の 1 社だけであるとの説明がありました。

以上の議第 1 号、議第 2 号、議第 4 号、議第 5 号、議第 8 号の 5 議案については、採決の結果、委員全員異議なく可決いたしました。

意見書案第 1 号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）について。委員より質疑はありませんでしたが、討論では、憲法第 9 条については違憲状態であるとする学者が多い中、日本の置かれている状況、アメリカに防衛を依存している状況の中、いやなことはしないということは国際的にもう通用しないのではないか。中国、北朝鮮、イスラム国の問題は日本国民にとって脅威でもあり、この問題が解決し、日本の防衛の代案がない限り反対の立場をとらざるを得ないとの委員から反対討論がありました。採決の結果、意見書案第 1 号は起立多数で可決いたしました。

以上、総務建設委員会の報告といたします。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

◎議第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第 2、議第 1 号 上牧町総合計画審議会条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第3、議第2号 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会条例

の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、議第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第5号 平成27年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）



○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第8号 上牧中学校耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村議員。

○7番（康村昌史） 7番、自由民主党、康村昌史でございます。

安保関連法案の廃案を求める意見書（案）について、何点か質疑をさせていただきます。

まず始めに、日本には自衛権はあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 当然、自衛権はございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 続きまして、自衛隊は憲法違反かどうかをお尋ねします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 判例で憲法違反と出ています。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 確かに憲法違反、判例では出ているかもしれませんが、容認という言葉を使っている政党がございます。自衛隊は憲法違反かどうか、この容認という言葉はどういったことかと、これは必要悪という意味だと思います。つまり、自衛隊は必要なんですと僕は思いますが、その辺はいかがですか

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ここまでは聞いてないんですけども、意見書ではそこまでは省いたわけなんですけども、まあ、質疑があるんでお受けいたしますけれども、あの、必要悪なんていうようなことは本来なら認められない。我々の主張は、まず自衛隊を、今の自衛隊を一旦解散させ、新たにきちっとした国民合意のもとで日本を守る、まあ一応、軍隊とでも言いましょうか、を作っていく。まあ、自衛隊という言葉ではなくて、国防をきちっとするような組織を作っていくというのが我々の主張であります。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸です。

回答の補足をさせていただきます。今回のこの安保関連法案の廃案を求める意見書については、自衛隊に対する考え方の違いはおいております。現憲法のもとでどうかという観点で、この意見書を提出しておりますので、政党による違い、また思想・信条の違いを超えて、現憲法下においてどうかということでの意見書となっております。ただいま東議員が申しましたのは、共産党としての見解でありますので、そこまでこの意見書は求めるものではありません。以上、付け加えの意見とさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、他の賛成者、辻議員、堀内議員、竹之内議員にお尋ねします。自衛隊は憲法違反かどうかをお尋ねします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それぞれの賛成者に聞くというよりも、提出者がいてるわけですから、提出者にですね、その旨を質問すればいいわけであって、それを一人一人にどうなのかという回答を求めるよりも、今、提出者が回答したわけですから、それが最たる回答だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） そのようにおっしゃるならそれで結構でございます。

それでは最後の質問でございます。戦争法案と、この意見書案の中で戦争法案と言わざるを得ないと書かれておりますが、それを説明、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） もうこれは国会の中でも、すべて論破されているお話で、重々質問者もおわかりの点ではなからうかというふうに思うんですが。まずは、一つはですね、機雷を排除するためにというようなお話がありますけれども、それはもう正しく憲法違反。で、戦争と言わざるを得ない、これ昨日の新聞にですね、すべて出てるわけなんですけれども、元内閣法制局長官お二人が出ております。このお二人の元内閣法制局長官 宮崎礼壹さん、それから元内閣法制局長官 坂田雅裕さん、もう一人は慶応大学名誉教授 小林 節さんがそれぞれ、おとといの衆議院の安保法制特別委員会の中で、それぞれ話されてるんですけども、ここの中で特徴的なのはですね、坂田さんという方がおっしゃっているのはですね、武力攻撃を受けていないにもかかわらず、日本がまったく武力を受けていないにもかかわらず、わが国の重要な利益を守るために必要やと判断すれば、集団的自衛権を行使することできる

というふうに言ってるんですね。集団的自衛権を行使するという事は、まさしくアメリカというふうに既定してもいいと思うんですけども、アメリカが敵国から攻撃を受けた場合、それに日本がですね、その攻撃を排除するために参戦するという話になるんですね。これもまさしく戦争だと言ってるんです。どの学者も。昨日もアンケートを言いましたけれども、みんな違憲だという、これはまさしく戦争法案だから反対だと言って、みんなが言ってるんですね。それを戦争法案ではないと言い切る、その、何言うんでしょうか、ごまかしというのがね、我々にとっては理解はできませんし。で、そのごまかしからですね、戦争が起こっていくというのは、こら通例なんです。今までだって、先の戦争だってそうなんです。ごまかしから始まっていつているんです。

で、もう一つ踏み込んでいきますと、後方支援という規定をしてるわけなんですけれども、まあ、これはもう10法案あるんであちこち飛ぶわけなんですけれども、話、一括されてるものですからね。その後方で支援すると言ってるんですけども、これはまさしく戦闘行為だと言われてるんです、国際上。その国際で英訳もできないような日本語を使って戦争状態ではないというようなことを語るということ自体が、もう常識から考えられないということまで言われてるんです。できから後方支援そのものが戦闘行為である。これはまさしく憲法第9条から逸脱している。そして、今回のこの安保関連法案の状況というのは、憲法第9条よりも、この法案を上におくなんていうことは、あってはならないですし、そんなことをやるとい、本当に安倍首相はまさしく独裁者であると言わざるを得ない。このような状況でありますから、まさしく戦闘行為と言わざるを得ない。私は遠慮して書きましたけれども、戦闘行為そのものだというふうには書きたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○7番（康村昌史） 今の東議員の戦争法案についての意見は聞いておきます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○1番（長岡照美） 1番、長岡照美でございます。

安保関連法案の廃案を求める意見書（案）について、次の理由により反対の立場から討論をさせていただきます。

国会で議論をしています平和安全法整備法案の主な内容は、自衛隊が活動する際の要件、手続きなどを定めるものです。なぜ今、安保法制の整備を進める必要があるのか。憲法は国民の生命、幸福追求に対する権利を国が最大限尊重するよううたっております。つまり、国民の安全を守るのは国の最大の使命であります。政治が必要な法律や原則の整備を進めるのは当然のことです。我が国を取り巻く国際環境が厳しさを増す中、紛争を未然に防ぐ抑止力を高めるための法整備でございます。

憲法第9条のもとでは、これまでどおり他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められておりません。国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのか、が昨年7月の閣議決定であります。この閣議決定では、憲法第9条のもとで許される自衛の措置の限界を明確にしたことでもあります。新3要件は極めて厳しい条件を付し、諸外国には認められているような、もっぱら他国防衛を目的とした集団的自衛権は行使できないよう歯止めをかけております。日本を海外で戦争できる国にする戦争立法だという批判は、まったく根拠のないものであり、批判するなら具体的な政策を提出すべきであります。

1992年成立の国連平和維持活動P K O法の時も、当初は憲法違反だ、戦争に巻き込まれると激しい批判がありましたが、今では国民にも国際社会にも高く評価されています。世界のどこへでも自衛隊を派遣し、他国の戦争を支持するものだ、また米軍のためにどこまでも一緒に行くなどという批判は、まったく当たりません。支援の目的、趣旨や厳格に定められた要件、手続きなどをまったく無視した極めて短絡的な主張であります。あくまで日本の平和と安全のためです。自衛隊の派遣には国会の承認が不可欠でございます。

一方、憲法学者の間で安保法制を違憲だとする声がありますが、その一方、憲法学者の浜谷英博氏は、このように言われております。これまで多くの憲法学者は自衛隊の存在や日米安保条約P K Oの有事法制を違憲だと言ってきた。法律学者は一般的に新しいことに対して消極的になりがちだが、重要なのは学者の役割と政治家の役割は違うということだ。学者の役割は多様な見解を世の中に提示して与論を喚起することだが、選挙で選ばれたわけではないので、政策の中身や結果に対して責任が伴わない。一方、政治家は政策判断の結果に責任を負わなければならない。これまでも憲法第9条のもとで自衛の措置がどこまで許されるのかという議論について、運用上の有権解釈は国会と内閣で重ねられてきた。平和安全法制の

議論を主題としていない今月4日の衆院憲法審査会で3人の参考人がそろって法制を違憲だとする見解を述べた。国会に招致された参考人は国の政策に従っていようが、関していようが自身の良心に従って見解を述べる。しかし、あくまでそれは一つの意見であって国の政策を拘束するものではない。法制に反対する勢力にとって政治戦略上都合が良いのだろうが、参考人の意見を重要視すべきと今回だけに限って、ことさら強調されていることには違和感がある。合憲、違憲の最終判断は、最高裁判所の権能だとの見解を述べられております。

国民に不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見極め、判断することこそが大切なのではないのでしょうか。今回の法整備をめぐる動きについて、よくわからないと思っている国民は、まだまだ多いと思います。安全保障の問題は、国の存立、私たちの生命・財産にかかわり、日本の国際社会の評価にも影響いたします。どんなに議論しても、もう十分だということはありません。誠実な議論を積み重ね、国民に丁寧に説明することが大事だと考えております。

以上の理由によりまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

安保関連法案の廃案を求める意見書に対して賛成の討論を行います。

通常国会の会期末でありました今日でありますけれども、一昨日、安保関連法案を成立させるために戦後最長の会期延長が強行されました。95日間もの会期延長です。定められた期間の中で成立しなかった法案は、廃案にするというのが多数の横暴を抑える会期性のルールです。今回のこの会期の延長は、議会制民主主義のルールを壊すやり方であるということをもまず最初に指摘をしておきます。

安保関連法案の廃案を求める声は、党派、思想、信条を超えて今大きく広がっています。世論調査では、この法案に反対が58%、今国会で成立させる必要がないというのが65%です。集団的自衛権の行使は、憲法第9条のもとでは許されないという政府の見解は、この43年間積み上げられてきました。この法案は、占守防衛から他国防衛容認に転換し、国際貢献に軍事力を使うものです。これまでの安保政策を180度変えることとなります。こんなことが許されたら憲法を国の最高法規として権力を縛る民主主義の根本原則が壊れます。

以上の理由が主な理由ですけれども、先ほど来、二人の議員からこの安保関連法制を制定するのに北朝鮮や中国の脅威、テロ対策等を挙げられましたけれども、国際間のさまざまな

問題に対して軍事力の強化でのぞめば、それは軍拡の悪循環を招き戦争の危険を高めるだけです。そして、仮にテロ戦争支援ということで自衛隊が派遣されることになると、それはテロを根絶するどころか、テロと戦争の悪循環の当事者に日本がなり、日本国をテロの恐怖にさらすという道になりかねません。

日本共産党は、今、自衛隊に対する考え方の違いを横に、脇に置き、この今の憲法の明らかな違反となるこの関連法案の廃案を求める。この一致点で共同を進めているところです。そして、今後の国のあり方については、侵略戦争への反省を明確にして、東南アジア友好協力条約、これは57カ国が加盟をし、世界人口の約72%にまで広がっている、こういう話し合いで紛争の平和的手段による解決を進められていますけれども、この道こそ紛争を平和的に解決する道。そして、憲法第9条の方向こそ、平和を実現する道であると考えています。

以上の理由をもちまして、賛成の討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。

安保関連法案の廃案については反対いたします。安保関連法案については、憲法第9条については違憲状態であるとする学者が多い中、日本の置かれている状況、アメリカに防衛を依存している状況の中、いやなことはしないということは、国際的にはもう通用しないのではないか、中国、北朝鮮、イスラム国の問題は、日本国民にとって脅威でもあり、この問題が解決し、日本の防衛の代案がない限り反対の立場をとれざるを得ない。以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

康村議員。

○7番（康村昌史） 7番、康村昌史です。

意見書案第1号 安保関連法案の廃案を求める意見書（案）について、反対の立場からの討論を行います。

1945年8月15日の太平洋戦争の敗戦後、平和憲法のもとで二度と戦争を起こさないこと、そして日本国民の生命と財産と平和で裕福な暮らしを守ること、これらは最も重要な政治の責任です。戦後70年の間、他国の戦争に巻き込まれないよう、自由民主党は責任政党の責務を今まで守ってきました。もちろん友党である公明党とともに数々の苦難を乗り越えながら、日本国の安全・安心を守ってきました。

しかしながら、最近の日本を取り巻く情勢は、決して安全・安心とは言えません。例えば、

周辺国からのミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロリズムやパソコンによるサイバー攻撃、そして海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、今まで考えられなかったことが現実に起こり、また起こる可能性があります。いつ起こるかわからない自然災害とは異なり、戦争は未然に防ぐことができます。それを抑止力と呼んでいます。抑止力をさらに高めて戦争を未然に防ぐことが今回の平和安全法制の最大の目的です。その目的のためには、アメリカとの同盟関係を強化しながら世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が重要であります。今や、どんな国も一国だけで安全を守ることはできません。同盟国や友好国など、国際社会との協力が必要であり、日本国自身が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する信頼されるメンバーにならなくてはなりません。人道的な国際貢献の活動の幅を広げながら、国際社会の平和と安全の確保のために、汗を流している他国に対する支援活動も迅速に行えるようにしなければなりません。平和憲法の理念を守りながら、現在の複雑な国際情勢から日本国民の生命と財産を守るためには、今回の平和安全法制の整備がどうしても必要でございます。

その平和安全法制のポイントは5つからなっております。1. 日本を守るために集団的自衛権の行使を限定的に容認します。日本の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが日本の存立も脅かすような新3要件にあたる場合に限り、日本防衛のための自衛の措置として必要最小限の武力の行使ができるようにします。2番目、平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化します。日本の平和と安全に重要な影響を与える事態では、自衛隊による外国の軍隊への後方支援、補給、輸送、医療などが円滑に行えるようにします。ただし、戦闘現場では支援活動を行いません。同様の後方支援を国際社会の平和と安全を脅かす事態でも行えるようにするため、国際平和支援法を作ります。3番目に、国際貢献を拡大します。紛争後の国際貢献として自衛隊がこれまでも参加してきた国連PKOに加え、有志国が実施する類似の活動にもPKOと同様の条件を満たせば、参加できるようにします。また、付近で活動中の日本人ボランティア等に危険が及ぶようなときは、自衛隊が駆けつけて警護できるようにし、そのようなケースに限り武器の使用制限を緩和します。4つ目に、離島警備の迅速な出動と在外邦人の救出を可能にします。軍隊ではない武装集団が離島を不法占拠するようなケースで、警察の対処能力を超えるような場合は、迅速に自衛隊が出動できるようにします。また、海外の日本人に危害が及びそうなとき、その国の同意を得るなどの一定の条件のもと、自衛隊が救出に向かうことを可能にします。最後に、新3要件や国会承認などの厳しい歯止めがあります。今回の平和安全法制には、厳しい歯止めをかけていますので、むやみに自衛隊を



出すことはできないようにしています。国際貢献でも参加5原則などを満たす場合に限られ、外国の軍隊への後方支援は国会の承認を得なければなりません。武力を行使するような場合は、新3要件を満たすことに加え、国会の承認も必要となります。この場合の武力を行使する際の厳しいルール、新3要件とは、1. 我が国に対する武力攻撃が発生したこと。または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。2. これを排除し、我が国の存立をまっとうし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。となっています。

以上の論点から、今回の平和安全法制の整備は抑止力をさらに高めて、戦争が起きないようにするものです。決して戦争法案と呼ばれるような法案ではないことは明らかであります。確かに、今回の平和安全法制に関する国会中継、一部の新聞報道等を見ていますと、自公連立政権の対応に問題点がないとは言えませんが、国会を9月27日まで95日間延長し、この平和安全法制の審議を野党と十分行い、国民の理解を得ようとする姿勢は評価しなければなりません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 賛成の討論を行います。

今、公明党の議員、それから自民党の議員、それぞれるる長々長々と討論を行っていただきましたけれども、一点、そんだけ大事なものであるならば、なぜ、憲法改正を正々堂々とやらないんですか。解釈でなぜやるんですか。質疑ができるのであるならば、まずそれを聞きたいぐらいです。正々堂々と憲法の改正の手続きもできないで、ごちゃごちゃごちゃごちゃ国民をごまかす。このような本当にですね、国民をだますような、これではだめですよ。ここでも書かれていますよ。小林 節さん、慶応大学の名誉教授、あっ、それから先に大学の教授だとかそういう人たちは、国政に関係なく、国民に選ばれた代議士が決めていくもんだというような話を、それはもうまさしくファッショですね、ファッショ。だったらなぜ、このようにですよ、衆議院で学者また長官等、プロを呼んでですよ、安保法制の特別委員会なんか呼んで意見を聞くんですか。やはり意見を聞かなければならないという、そういう状況から始まっているんじゃないですか。国会議員だって法律のプロですか、すべてが憲法学者ですか。それこそおこがましいと言わざるを得ないと思います。ここでも言っていますよね、

首相の口癖は丁寧に説明するのですが、一度もそのような記憶はありません。というふうにおっしゃっておられますね。

それから他国軍の後方支援という名の戦争参加を認めると、その結果、味方の敵が自動的に敵になります。ニューヨークやロンドンなどで起きたテロと同じものが、この東京で起きることは極めて必然的となります。このようにもおっしゃっておられます。

このように、ですから、今るとその反対討論を述べられましたけれども、一点は、やはり憲法改正をやらずに、このような手先です、法律を解釈で改憲をしていこうということ自体が間違いであるということの一つ。それからもう一点は、国民の生命と財産を守るということをおっしゃっておるわけですが、自衛隊の隊員の方々の命はどうやって守られるんですか、ということも付け加えて賛成の討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

服部議員。

○8番（服部公英） 8番、服部公英です。

反対の立場から討論さしてもらいます。今回、自民党、今一党独裁の政治、悪いふう言い換えればそうですけれども、以前、民主党と自民党とねじれ現象が起きているときには、大切な法案は何一つ通ってきませんでした。今回、この法案を提出してる理由には、政府が大切な法案だということが前提にあると私は考えております。私が思うに、一つだけは、抑止力を高めるには何としても今国会で法案を成立させることが大切だ。焦っているところに私は疑念を持っておりますが、国民を守るために平和は暮らしを守っていくために、この法案を通したいという我が国の首相が述べておる法案ですので、私はそれを信じたい。

そういうところで反対討論とさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

辻議員。

○5番（辻 誠一） 議長の許可が出ましたので、しっかり議論したほうがいい。

私は賛成の立場から討論を行います。皆さんねえ、戦争、戦闘が発生したらどんななるか。描けてるのかな。みんな犠牲者になる。弱い者が犠牲になって、勝ち負けないんですよ。特にゲリラ戦、あるいはミサイルでやられたってね。みんな被害者ですよ。勝ち負けなんかない。戦争なんか絶対に避けないかん。これで平和が維持できると言ってるけど、本当にわかっているのかと思う。ちょっと読みます。準備しましたので。

皆さま、ご承知のとおり、70年前の悲惨な第二次世界大戦の反省から、我が国は戦争放棄

を決意しました。新憲法、憲法第9条のおかげで国民はずっと平和を享受してきました。ここへきて、安倍内閣は友好国を支援するため憲法を変えてでも世界中どこへでも戦闘に行けるようにとしています。国民の生命を守るべき政府は、その義務を果たそうとはしないことが重大な過ちです。懸念される国民の命とは、何も戦闘に行く自衛隊員だけではありません。戦闘隊員でない国内の一般国民、あるいは外国で勤務している邦人、それから海外旅行者、テロの標的となります。日本が軍事行動に参加できるようになり他国に恐怖感を与え、国内外でのテロの発生が深刻となります。東京オリンピックは恐らく嚴重な警戒態勢で防げるかもしれませんが、もう少し規模の小さいイベントが格好のターゲットになるかもしれません。

安倍首相がヨルダンを訪問しただけで、二人のジャーナリストが殺害されたのは記憶に新しいところです。そこには目には目、歯には歯という古い旧約聖書の教えがある。やったらやり返す。こういうが、日本人はその辺をよくわかっていない。そして、また、戦闘隊員が、日本人が自衛隊行って、よしんば生還しても、そこで破壊行為をした、あるいは殺してきた。これを繰り返すと生存しても精神状態がおかしくなる。アメリカの軍人そうだったですね。リハビリが必要なんです。みんな不幸に巻き込む。

テロに対して、私も海外生活しておりましたので、ちょっと述べさせていただきますと、ニューヨーク、ワシントン同時多発テロ、非常にびっくりいたしました。あんなことが起きるのかと。ワールドトレードセンターはもう大好きで、週末にはニューヨークによく行ったものです。それからペンタゴン国防省、あの近所へも行きました。道間違っただけで怒られて、そこは行ったらいけないと。現実に目にしております。そこにはね、何が起こるか分からない。あるいは、私が香港勤務中には南京虐殺の話題となり、領事館、日本人学校から自宅待機で休校とじっーとしてました。

元に戻りますね、戦争に行って殺し合いをすれば、永遠に戦争は続く。これ良く認識しておかないといかん。やられたらやり返す、泥沼です。戦争に勝ち負けはなく双方が傷つくだけです。弱い者が最大の犠牲者となり、喜ぶのは武器の輸送人だけです。さらに、戦争を体験した方々が、戦争はやってはいけない、一句字同音に言ってるのに、戦争を体験したことがない人が戦争をやろうと言ってる。そこには平たく言うとゲーム感覚のようにもとれる。人の命の尊さについての議論は微塵もない。これで我が国はいいのか。戦争はやったらいけない。日本は戦争を放棄しています。ですから、友好国には勇気をもってはっきり言えばいいんですね。そこまではできません。ここまではできる。私は強い日本より賢い日本を目指すべきだと思います。

以上で、賛成の討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（吉中隆昭） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎文教厚生委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第8、文教厚生委員長報告について。

康村委員長、報告願います。

康村委員長。

（文教厚生委員長 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、康村昌史でございます。

文教厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月15日の本会議において、文教厚生委員会に付託されました、議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）、以上4議案について、3月17日午前10時から全委員出席により慎重審議いたしました主な結果を報告申し上げます。

議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。介護保険料の減額理由と被保険者への通知についての質疑があり、理事者側から、消費税率の引き上げに伴い、所得段階の第1段階の保険料は、年額31,200円から28,100円になり、被保険者へは7月に納付

書と同時に説明書を送付しますとの答弁がありました。また、第1号保険料の新第1段階の軽減を平成27年度から28年度まで保険料を28,100円とする根拠についての質疑があり、理事者側から、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減するためとの答弁がありました。

さらに、低所得対策として27年度と28年は消費税による公費を投入して「新第1段階」の低所得者の保険料軽減を行うが、低所得対策との観点からは対象者の幅は広がるのではないかと。との質問があり、理事者側から、消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市町村民税非課税世帯全体を対象として「新第2段階・新第3段階」の保険料軽減を実施する。との答弁がありました。採決の結果、議第3号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について。水道課の職員体制についての質疑と、正規職員の増員を求める意見があり、理事者側から、日常業務のほかに宿直・日直もあり厳しいが、臨時職員3名を含む11名体制で努力したいとの答弁がありました。採決の結果、議第7号は委員全員異議なく可決いたしました。

議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）については、採決の結果、委員全員異議なく可決いたしました。

以上、文教厚生委員長報告を終わります。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



### ◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第3号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第10、議第6号 平成27年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第7号 平成27年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第12、意見書案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意

見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎ 閉会の宣告

○議長(吉中隆昭) お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



### ◎ 町長のあいさつ

○議長(吉中隆昭) 閉会にあたり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 上程いたしました全議案、承認、議決をいただきまして、ありがとうございます。

また、皆さん方からご指摘をいただきました件、また、ご提案をいただきました件については、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、総合計画、それから地方創生の計画、これから始まるわけですが、皆さん方のご協力をお願い申し上げまして、お礼のごあいさつにさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。





○議長（吉中隆昭） これをもちまして、平成27第2回上牧町議会定例会を閉会いたします。  
どうも、皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 長 岡 照 美

署 名 議 員 牧 浦 秀 俊